

第 2 期中期目標 (H29～R 4)	第 2 期中期計画 (H29～R 4)	平成 29 年度計画	平成 30 年度計画	平成 31 年度計画	令和 2 年度計画	令和 3 年度計画	令和 4 年度計画
------------------------	------------------------	------------	------------	------------	-----------	-----------	-----------

高知県公立大学法人は、高知県立大学、高知工科大学及び高知短期大学（以下「大学」という。）を設置し、及び管理する法人であり、地域に開かれた教育研究の拠点として教育研究活動を行い、その成果を社会に還元することで、地域社会の活性化及び国際社会の発展に貢献することを目的とする。 この目的を実現するために、第 2 期中期目標期間においては、大学は、これまでの業務の継続にとどまることなく、社会の変化や県民のニーズを踏まえ、大学の機能強化を図り、業務運営を行う必要がある。また、平成 27 年 4 月の法人統合の効果が十分に発揮されるよう、大学間の連携・協働した取組を進めるとともに、これまで以上に効率的・効果的な組織運営を行っていく必要がある。 高知県は、高知県公立大学法人（以下「法人」という。）が自主的かつ自律的な大学運営を行い、より一層県民の期待及び負託に応えていくよう、この中期目標を定め、法人に指示するものである。		目次 第 1 中期計画の期間及び教育研究上の基本組織 第 2 大学の教育研究の質の向上に関する目標を達成するための措置 第 3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置 第 4 財務内容の改善に関する事項を達成するための措置 第 5 自己点検及び評価並びに情報公開等に関する目標を達成するための措置 第 6 その他業務運営に関する重要事項を達成するための措置 第 7 その他記載事項		目次 第 1 年度計画の期間及び教育研究上の基本組織 第 2 大学の教育研究の質の向上に関する目標を達成するための措置 第 3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置 第 4 財務内容の改善に関する事項を達成するための措置 第 5 自己点検及び評価並びに情報公開等に関する目標を達成するための措置 第 6 その他業務運営に関する重要事項を達成するための措置 第 7 その他記載事項		目次 第 1 年度計画の期間及び教育研究上の基本組織 第 2 大学の教育研究の質の向上に関する目標を達成するための措置 第 3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置 第 4 財務内容の改善に関する事項を達成するための措置 第 5 自己点検及び評価並びに情報公開等に関する目標を達成するための措置 第 6 その他業務運営に関する重要事項を達成するための措置 第 7 その他記載事項		目次 第 1 年度計画の期間及び教育研究上の基本組織 第 2 大学の教育研究の質の向上に関する目標を達成するための措置 第 3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置 第 4 財務内容の改善に関する事項を達成するための措置 第 5 自己点検及び評価並びに情報公開等に関する目標を達成するための措置 第 6 その他業務運営に関する重要事項を達成するための措置 第 7 その他記載事項		目次 第 1 年度計画の期間及び教育研究上の基本組織 第 2 大学の教育研究の質の向上に関する目標を達成するための措置 第 3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置 第 4 財務内容の改善に関する事項を達成するための措置 第 5 自己点検及び評価並びに情報公開等に関する目標を達成するための措置 第 6 その他業務運営に関する重要事項を達成するための措置 第 7 その他記載事項		目次 第 1 年度計画の期間及び教育研究上の基本組織 第 2 大学の教育研究の質の向上に関する目標を達成するための措置 第 3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置 第 4 財務内容の改善に関する事項を達成するための措置 第 5 自己点検及び評価並びに情報公開等に関する目標を達成するための措置 第 6 その他業務運営に関する重要事項を達成するための措置 第 7 その他記載事項		目次 第 1 年度計画の期間及び教育研究上の基本組織 第 2 大学の教育研究の質の向上に関する目標を達成するための措置 第 3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置 第 4 財務内容の改善に関する事項を達成するための措置 第 5 自己点検及び評価並びに情報公開等に関する目標を達成するための措置 第 6 その他業務運営に関する重要事項を達成するための措置 第 7 その他記載事項	
第 1 中期目標の期間及び教育研究上の基本組織 1 中期目標の期間 平成 29 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの 6 年間とする。 2 教育研究上の基本組織 （1）中期目標を達成するため、法人に次のとおり教育研究上の基本組織を置く。		第 1 中期計画の期間及び教育研究上の基本組織 1 中期計画の期間 平成 29 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの 6 年間とする。 2 教育研究上の基本組織 （1）中期計画を達成するため、法人に次のとおり教育研究上の基本組織を置く。		第 1 年度計画の期間及び教育研究上の基本組織 1 年度計画の機関 平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までとする。 2 教育研究上の基本組織 年度計画を達成するため、法人に次のとおり教育研究上の基本組織を置く。		第 1 年度計画の期間及び教育研究上の基本組織 1 年度計画の期間 平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までとする。 2 教育研究上の基本組織 年度計画を達成するため、法人に次のとおり教育研究上の基本組織を置く。		第 1 年度計画の期間及び教育研究上の基本組織 1 年度計画の期間 平成 31 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までとする。 2 教育研究上の基本組織 年度計画を達成するため、法人に次のとおり教育研究上の基本組織を置く。		第 1 年度計画の期間及び教育研究上の基本組織 1 年度計画の期間 令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までとする。 2 教育研究上の基本組織 年度計画を達成するため、法人に次のとおり教育研究上の基本組織を置く。		第 1 年度計画の期間及び教育研究上の基本組織 1 年度計画の期間 令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までとする。 2 教育研究上の基本組織 年度計画を達成するため、法人に次のとおり教育研究上の基本組織を置く。		第 1 年度計画の期間及び教育研究上の基本組織 1 年度計画の期間 令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までとする。 2 教育研究上の基本組織 年度計画を達成するため、法人に次のとおり教育研究上の基本組織を置く。	
大学	学部等	大学	学部等	大学	学部等	大学	学部等	大学	学部等	大学	学部等	大学	学部等	大学	学部等
高知県立大学	文化学部 看護学部 社会福祉学部 健康栄養学部	高知県立大学	文化学部 看護学部 社会福祉学部 健康栄養学部	高知県立大学	文化学部 看護学部 社会福祉学部 健康栄養学部	高知県立大学	文化学部 看護学部 社会福祉学部 健康栄養学部	高知県立大学	文化学部 看護学部 社会福祉学部 健康栄養学部	高知県立大学	文化学部 看護学部 社会福祉学部 健康栄養学部	高知県立大学	文化学部 看護学部 社会福祉学部 健康栄養学部	高知県立大学	文化学部 看護学部 社会福祉学部 健康栄養学部

第 2 期中期目標 (H29～R 4)		第 2 期中期計画 (H29～R 4)		平成 29 年度計画		平成 30 年度計画		平成 31 年度計画		令和 2 年度計画		令和 3 年度計画		令和 4 年度計画	
	看護学研究科 人間生活学研究科		看護学研究科 人間生活学研究科		看護学研究科 人間生活学研究科		看護学研究科 人間生活学研究科		看護学研究科 人間生活学研究科		看護学研究科 人間生活学研究科		看護学研究科 人間生活学研究科		看護学研究科 人間生活学研究科
高知工科大学	システム工学群 環境理工学群 情報学群 経済・マネジメント学群 マネジメント学部 (注) 工学研究科	高知工科大学	システム工学群 環境理工学群 情報学群 経済・マネジメント学群 マネジメント学部 (注) 工学研究科	高知工科大学	システム工学群 環境理工学群 情報学群 経済・マネジメント学群工学部 (注) マネジメント学部 工学研究科	高知工科大学	システム工学群 環境理工学群 情報学群 経済・マネジメント学群工学部 (注) マネジメント学部 工学研究科	高知工科大学	システム工学群 環境理工学群 情報学群 経済・マネジメント学群工学部 (注) マネジメント学部 工学研究科	高知工科大学	システム工学群 環境理工学群 情報学群 経済・マネジメント学群 マネジメント学部 工学研究科	高知工科大学	システム工学群 環境理工学群 情報学群 経済・マネジメント学群 マネジメント学部 工学研究科	高知工科大学	システム工学群 環境理工学群 情報学群 経済・マネジメント学群 工学研究科
注 高知工科大学マネジメント学部は平成 27 年度入学生から学生の募集を停止しており、在学生の卒業後に廃止する。		注 高知工科大学マネジメント学部は平成 27 年度入学生から学生の募集を停止しており、在学生の卒業後に廃止する。		高知短期大学 (注)	社会科学科第二部	高知短期大学 (注)	社会科学科第二部	高知短期大学 (注)	社会科学科第二部	注 高知工科大学マネジメント学部は平成 27 年度入学生から学生の募集を停止しており、在学生の卒業後に廃止する。		注 高知工科大学マネジメント学部は平成 27 年度入学生から学生の募集を停止しており、在学生の卒業後に廃止する。			
(2) 高知工科大学においては、県内各産業分野におけるデジタル化及びD X (デジタルトランスフォーメーション) の推進に貢献する新たな学群の設置に向け、準備を進める。		(2) 高知工科大学においては、県内各産業分野におけるデジタル化及びDX (デジタルトランスフォーメーション) の推進を含め、来るべき社会に活躍できる人材を育成する新たな学群の設置に向け、準備を進める。		注 高知工科大学工学部は平成 21 年度、高知工科大学マネジメント学部及び高知短期大学は平成 27 年度入学生から学生の募集を停止しており、それぞれの在学生の卒業後に廃止する。		注 高知工科大学工学部は平成 21 年度、高知工科大学マネジメント学部及び高知短期大学は平成 27 年度入学生から学生の募集を停止しており、それぞれの在学生の卒業後に廃止する。		注 高知工科大学工学部は平成 21 年度、高知工科大学マネジメント学部及び高知短期大学は平成 27 年度入学生から学生の募集を停止しており、それぞれの在学生の卒業後に廃止する。							
第 2 大学の教育研究の質の向上に関する目標		第 2 大学の教育研究の質の向上に関する目標を達成するための措置		第 2 大学の教育研究の質の向上に関する目標を達成するための措置		第 2 大学の教育研究の質の向上に関する目標を達成するための措置		第 2 大学の教育研究の質の向上に関する目標を達成するための措置		第 2 大学の教育研究の質の向上に関する目標を達成するための措置		第 2 大学の教育研究の質の向上に関する目標を達成するための措置		第 2 大学の教育研究の質の向上に関する目標を達成するための措置	
1 教育の質の向上に関する目標		1 教育の質の向上に関する目標を達成するための措置		1 教育の質の向上に関する目標を達成するための措置		1 教育の質の向上に関する目標を達成するための措置		1 教育の質の向上に関する目標を達成するための措置		1 教育の質の向上に関する目標を達成するための措置		1 教育の質の向上に関する目標を達成するための措置		1 教育の質の向上に関する目標を達成するための措置	
(1) 高知県立大学		(1) 高知県立大学		(1) 高知県立大学		(1) 高知県立大学		(1) 高知県立大学		(1) 高知県立大学		(1) 高知県立大学		(1) 高知県立大学	
ア 教育の内容及び養成する人材に関する目標		ア 教育の内容及び養成する人材に関する目標を達成するための措置		ア 教育の内容及び養成する人材に関する目標を達成するための措置		ア 教育の内容及び養成する人材に関する目標を達成するための措置		ア 教育の内容及び養成する人材に関する目標を達成するための措置		ア 教育の内容及び養成する人材に関する目標を達成するための措置		ア 教育の内容及び養成する人材に関する目標を達成するための措置		ア 教育の内容及び養成する人材に関する目標を達成するための措置	
(ア) 学士課程		(ア) 学士課程		(ア) 学士課程		(ア) 学士課程		(ア) 学士課程		(ア) 学士課程		(ア) 学士課程		(ア) 学士課程	
幅広い教養、高度な専門知識及び豊かな人間性を備え、グローバルな視点と地域への視点とを併せ持ち、広く国内外で活躍することができる能力を有するとともに、社会に貢献することができる人材を育成するため、教育内容の充実を図る。		a 豊かな教養と専門的知識を備え、社会の変化に対応できる能力を有する専門職者・社会人を養成するよう教育内容及び課程を整備する。		a ① 共通教養教育については、編成と実施に関する課題点に踏まえ、平成 30 年度実施に向けた再編成を検討する。		a ① カリキュラムの改善・充実に向けて、カリキュラムマップやナンバリング等の方法について検討を行い、教育の質向上に取り組む。		a ① 教育課程の体系を明示するために、平成 30 年度に実施したカリキュラム・チェックリストによる検討結果を踏まえて、カリキュラム・マップや授業科目に適切な番号を付与し分類するナンバリングの策定に取り組む。また、検討結果に基づき、各学部の卒業認定・学位授与の方針 (ディプロマ・ポリシー)		a ① カリキュラム・マップ、カリキュラム・ツリー、授業科目の目標等の分析を行い、その結果に基づき、卒業認定・学位授与の方針 (ディプロマ・ポリシー)、シラバスの内容を改善する。また、共通教養科目の内容等を見直し、必要な改善を行う。		a ① 卒業認定・学位授与の方針 (ディプロマ・ポリシー) との関連性を示したシラバス、カリキュラムマップ、カリキュラムツリーを活用して、学生が卒業認定・学位授与の方針 (ディプロマ・ポリシー) の達成に向けて主体的に学習に取り組めるようにする。また、共通教養教育の中でデータサイエンスに関するカ		a ① 卒業認定・学位授与の方針 (ディプロマ・ポリシー) との関連性を示したシラバス、カリキュラムマップ、カリキュラムツリーを活用して、学生が卒業認定・学位授与の方針 (ディプロマ・ポリシー) の達成に向けて主体的に学習に取り組めるようにする。また、再編した共通教養教育科目のデータサイエンスに関する科目を開講し、	

第 2 期中期目標 (H29～R 4)	第 2 期中期計画 (H29～R 4)	平成 29 年度計画	平成 30 年度計画	平成 31 年度計画	令和 2 年度計画	令和 3 年度計画	令和 4 年度計画
				の適切性を確認する。		リキュラムを体系化するとともに、各学部においても専門性に合わせてデータサイエンスに関する科目の開講を具体的に検討する。	運用上の課題を抽出、対応策を検討するとともに、各学部においては、それぞれの専門性に合わせて開講しているデータサイエンスに関する知識を強化するための科目の履修を促進する。さらに、オンライン授業も活用し、学生の多様な学習ニーズに対応しながら学習内容の充実を図る。
		② 教職課程専門教育については、県内の教育関係機関と連携し、専門性が高く、かつ、社会の変化に対応できる教員の養成を目指し、再課程認定に向けた準備を開始する。	② 改編を行った共通教養教育について、本学の教育目標等との整合性や運用上の課題について評価を行う。また、教職課程再課程認定の申請内容に基づき、平成 31 年度の開講の準備を整える。さらに、教師教育コンソーシアム高知や教育委員会、教育関連機関との連携を強化して、教育職員養成を行う。	② 再課程認定を受けた教職課程の内容に基づき、教師教育コンソーシアム高知や教育委員会、教育関連機関等との連携を維持・強化しながら、教育職員の養成を行う。	② 教師教育コンソーシアム高知や教育委員会、教育協定機関、学会等との連携を維持・強化し、教育職員の養成を行う。	② 教師教育コンソーシアム高知、教育委員会、教育関連機関等との連携を維持・強化しながら、教育職員の養成を行う。	② 教師教育コンソーシアム高知、教育委員会、教育関連機関等との連携を維持・強化しながら、教育職員の養成を行う。また、教職課程の自己点検・評価について、内容・方法を検討した上で実施する。
		③ 各学部においては、社会の変化に対応できる能力を有する人材を養成するため、専門教育を見直し、改善について検討する。	③ 各学部において、社会の変化を見通し、課題に主体的に対応していくことのできる人材養成を目指し、専門教育の見直しと充実を図る。特に、看護学部・社会福祉学部は、国の指定規則の改正やコンピテンシー基準の見直しの動向を踏まえて教育内容を充実させる。	③ 各学部において、社会の変化を見通し、課題に主体的に対応していくことのできる人材養成を目指し、学部の特徴を活かした専門教育の見直しと充実を図る。池キャンパスでは、コンピテンシー教育、データサイエンス、資格カリキュラムの充実を図るとともに、看護学部では、災害看護学・国際看護学の内容を強化する。	③ 各学部において、社会の変化に対応できる能力を有する専門職者を養成するために、専門教育の内容を点検・評価し改善点を明らかにする。看護学部では、災害看護・国際看護、アカデミックスキルに関する内容の充実を図る。社会福祉学部では、社会福祉士及び精神保健福祉士の指定規則の改正を踏まえたカリキュラム改正を検討するとともに、厚生労働省への申請を行う。	③ 引き続き、各学部において、社会の変化に対応できる能力を有する専門職者を養成するために、専門教育の内容を点検・評価・改善する。看護学部では、引き続き新カリキュラムの整備を行い、令和 4 年度から運用できるよう準備を行う。社会福祉学部では、令和 3 年度からはじまる新カリキュラムを運用していく中で生じた課題を整理する。	③ 引き続き、各学部において、社会の変化に対応できる能力を有する専門職者・社会人を養成するために、専門教育の内容を点検・評価・改善する。看護学部では、新カリキュラムが円滑に運用できるように取り組むとともに、運用上の課題を抽出して対策を立てる。社会福祉学部では、令和 3 年度から始まった新カリキュラムにおける実習での課題を多面的に整理し対応を検討する。
	b グローバルな視点と地域への視点とを併せ持ち、国内外の課題に協働して取り組み、社会に貢献できる人材を育成するよう、教育内容の充実を図る。	b グローバルな視点と地域指向の視点を併せ持ち、国内外の諸課題について理解を深める科目の再編成並びに海外の協定締結先・国内の他大学との単位互換など、教育内容の充実に取り組む。	b 各学部において、グローバルな視点、地域課題への視点を豊かにする科目の内容と実施方法の充実を図る（異文化理解海外フィールドワーク、専門科目への取込み、学部単位の国際学術交流の活性化等）。海外の協定締結大学・国内の大学との単位互換等を積極的に進め、グローバルに参画する能力を育成する。	b 各学部において、グローバルな視点、地域課題への視点を豊かにする科目の内容と実施方法の充実を図る。また、海外の協定締結大学・国内の大学との単位互換等を積極的に進め、グローバルに参画する能力を育成する。特に文化学部では、平成 30 年度に締結した台湾文藻外語大学とのダブルディグリー協定に基づき、実施体制を整備する。	b 各学部は、グローバルな視点、地域課題への視点を豊かにする科目の内容と実施方法の充実を図る。 地域共生推進副専攻について周知・実施するとともに、課題について対応していく。文化学部では、台湾からの留学生を受け入れダブルディグリー教育プログラムを実施する。看護学部では、専門英語科目の導入等、グローバル化への対応を充実させる。	b 各学部は、グローバルな視点、地域課題への視点を豊かにする科目の内容と実施方法の充実を図る。 地域共生推進副専攻については、希望する学生が「地域共生推進士」を取得することができるよう、継続的に学生を支援する。また、共通教養教育及び各学部が実施している海外研修等について、提携校とのオンラインによる交流なども活用しながら、グローバルな視点を育成	b 各学部は、グローバルな視点、地域課題への視点を豊かにする科目の内容と実施方法の充実を図る。 地域共生推進副専攻については、希望する学生が「地域共生推進士」を取得することができるよう、継続的に学生を支援する。 また、共通教養教育及び各学部が実施している海外研修等について、提携校とのオンラインによる交流なども活用しながら、グローバ

第 2 期中期目標 (H29～R 4)	第 2 期中期計画 (H29～R 4)	平成 29 年度計画	平成 30 年度計画	平成 31 年度計画	令和 2 年度計画	令和 3 年度計画	令和 4 年度計画
						する機会の充実を図る。	ルな視点を育成する機会の充実を図る。 文化学部では、令和 3 年 4 月から受け入れた文藻外語大學（台湾）とのダブルディグリープログラム入学者の第 1 期生の卒業に向けて支援を行う。
	c 変化する社会からの要請や専門領域の発展を反映した教育内容を常に改善していくとともに、生涯学び続ける姿勢を養成する。	c ① 社会や学術の動向を反映する内容を取り入れ、教育内容の課題及び改善策を明らかにする。	c ① 各学部において、高等教育や学術の動向を踏まえ、教育内容を充実させるとともに、アクティブラーニングやシミュレーション教育及びデータサイエンスの考え方を取り入れ、教育方法を改善する。	c 高等教育や学術の動向を踏まえ、教育内容を充実させるとともに、学生が生涯学び続ける意欲と能力を身に付けていくことを目指した取り組みや学部・博士前期課程接続を視野に入れた教育を強化する。	c 各学部において、非常勤講師やゲストスピーカー等を活用することにより、高等教育や学術の動向を踏まえ新たな情報を学ぶ機会を充実させる。さらに、アクティブラーニング、自己学習の充実、課外学習、キャリア教育等を強化する。文化学部では、企業実習において学生の主体的な学び及びキャリア発達の考え方を、看護学部ではシミュレーション教育を強化する。	c 各学部において、非常勤講師やゲストスピーカー等を活用することにより、社会のニーズや学術の動向を踏まえ新たな情報を学ぶ機会を充実させる。さらに、アクティブラーニング、自己学習の充実、課外学習、キャリア教育等を強化する。	c 各学部において、非常勤講師やゲストスピーカーを活用することなどにより、社会のニーズや学術の動向を踏まえ新たな情報を学ぶ機会を充実させる。さらに、アクティブラーニング、自己学習の充実、課外学習、キャリア教育等を強化する。
		② 学生の主体的な学びの姿勢の育成と専門職者としての生涯学習、キャリア発達に必要な内容を取り入れ、教育内容の充実を図る。	② 各学部において、学生の主体的な学び、生涯学び続ける能力を身につける取り組み及びキャリア発達の考え方を強化する取り組みを入学時より行う（自己学習の充実、授業外の学習時間の強化、課外学習、キャリア教育等）。				
	d 「域学共生」の理念に基づき、専門知識を活用して地域の課題を発見、解決する能力を習得させる教育内容を整備し、継続的に実施する。	d ① 専門知識を活用して地域の課題の解決に至る方略を学ぶことができるよう、実習や演習等の教育内容の充実を図る。	d ① 各学部において、専門知識を活用した地域課題の解決に至る方略を学ぶことのできる授業科目を充実させるとともに、課題に取り組む学生の活動（「立志社中」等）の充実を図る。	d 各学部において、専門知識を活用した地域課題の解決に至る方略を学ぶことのできる授業科目を充実させるとともに、「地域共生推進士養成プログラム」の運営上の課題を明らかにして改善し、地域共生推進士の養成を強化する。	d 各学部において地域志向教育を充実させ、専門的知識を活用した地域課題の解決に至る方略を学ぶ授業科目を充実させるとともに、「地域学実習Ⅱ」の選択必修科目への移行に伴い、「地域学実習Ⅱ」とともに選択必修とする科目について学部専門教育において対応できるように準備する。	d 各学部において専門的知識を活用した地域課題の解決に至る方略を学ぶ授業科目を通して、地域志向教育を推進する。「地域学実習Ⅱ」とともに選択必修となった各学部の専門教育について運用上の課題を検討し、整理する。	d 各学部において専門的知識を活用した地域課題の解決に至る方略を学ぶ授業科目を通して、地域志向教育を推進する。「地域学実習Ⅱ」とともに選択必修である各学部の専門教育について運用上の課題を検討し改善する。
		② 域学共生科目と学部専門科目の連続性を検討し、改善に取り組む。	② 完成年度を迎える「地域共生推進士養成プログラム」について、域学共生実習を実施するとともに、プログラムの運営上の課題を明らかにし、改善策を検討する。				

第 2 期中期目標 (H29～R 4)	第 2 期中期計画 (H29～R 4)	平成 29 年度計画	平成 30 年度計画	平成 31 年度計画	令和 2 年度計画	令和 3 年度計画	令和 4 年度計画
	e 教育成果の質評価を行いながら、大学を取り巻く社会の動向を踏まえ、教育分野及び方法を開拓していく。	e ① 教育の質を評価する方法について検討する。	e ① 授業評価結果や達成度調査等の情報を集約・検証し、学修成果の可視化に向けた検討を行う。特に、新カリキュラムの完成年度を迎える文化学部は、教育内容・教育方法の課題を明らかにするための方法を検討する。	e ① 各学部とも授業評価結果や卒業年次生に実施する教育目標の達成度調査等の情報を集約するとともに、学修成果の可視化に向けた評価項目の洗練化や実施した評価の結果に基づいて、教育の問題点を明らかにし改善する。社会福祉学部では地域課題解決に向けての科目や三福祉士（介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士）の教育内容を見直し、改善につなげる。	e ① 教学マネジメントの考えに則り、大学を取り巻く社会の動向を踏まえ、教育分野及び方法を開拓していく。ディプロマ・ポリシー、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）、シラバス内容の一貫性の分析を踏まえ、高等教育及び専門教育の将来像も見据えて教育内容を改善する。各学部での授業評価結果や達成度調査等の情報を集約するとともに、学修成果を把握する。各学部とも授業評価結果や卒業年次生に実施する教育目標の達成度調査等の情報を集約するとともに、学修成果の可視化に向けた評価項目の洗練化や実施した評価の結果に基づいて、教育の問題点を明らかにし改善する。社会福祉学部では地域課題解決に向けての科目や三福祉士（社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士）の教育内容を見直し、改善に繋げる。	e 教学マネジメントの観点から、大学を取り巻く社会の動向を踏まえ、ICT 等を活用し、教育分野及び方法の開拓・改善を推進する。授業評価結果や卒業年次生に実施する教育目標の達成度調査、卒業生対象及び就職先の調査結果等の情報を集約する。ルーブリック等も活用し学修成果の可視化に向けて評価項目を洗練化し、その評価結果に基づいて、教育の問題点を明らかにし改善する。IR（Institutional Research）を通した教育情報の集約を行い、教育の質保証に関するデータを整備し、IR に基づいた教育の質評価と質の向上のための計画を立案する。また、コロナ禍における学習成果から、ICT を含めた教育方法の課題を分析する。さらに、「戦略的研究推進プロジェクト」においては、教育イノベーション分野の公募を行い、新たな教育分野の開拓を促進する。	
		② 教育分野及び教育方法に関する課題を戦略的に分析し、改善を検討する。	② 国の高等教育施策の将来構想と重点施策を勘案しながら、I R（Institutional Research）の考え方の導入を検討し、教育情報の集約を行うとともに、継続的な教育評価が可能となるよう環境を整え、教育分野と教育方法の刷新と充実を図る。特に、文化学部においてはダブルディグリー制度の導入に向け、教育内容を検討する。	② 国の高等教育施策の将来構想と重点施策について、学内で共通理解を図るとともに、IR（Institutional Research）を通した教育情報の集約を行い、戦略的に教育の評価の向上に取り組む。また、「戦略的研究推進プロジェクト」の公募を継続して、教育イノベーションの促進を図る。	② 高等教育機関において重要な「教学マネジメント」について学内で共通理解を図り、IR（Institutional Research）活動を活性化する。学修成果等の可視化の仕組みづくりを行い、戦略的に教育の質の向上に取り組む。卒業前に行う専門的能力到達度アンケートやディプロマ・ポリシーに基づく学修成果の評価と国家試験の合格率の分析などを経年的に実施し、教育方法の課題及び改善について検討する。また、「戦略的研究推進プロジェクト」の公募を継続し、教育イノベーションの促進を図る。文化学部では、ダブルディグリー教育プログラムを実施し、課題について対応す		

第 2 期中期目標 (H29～R 4)	第 2 期中期計画 (H29～R 4)	平成 29 年度計画	平成 30 年度計画	平成 31 年度計画	令和 2 年度計画	令和 3 年度計画	令和 4 年度計画
					る。		
(イ) 大学院課程 高度な専門知識及び創造性豊かな優れた研究・実践能力を持つとともに、グローバルな視点を持って地域社会の問題をはじめ、国内外の諸課題を解決することができる能力を備えた専門的職業人及び研究者を育成するため、教育内容の充実を図る。	(イ) 大学院課程 a グローバルな視点と複眼的な視点とを併せ持ち、課題を解決できる高度専門職者・研究者・教育者を育成するよう、専門領域及び学術の発展を踏まえて、社会と連携・接続した教育内容に発展させる。	(イ) 大学院課程 a ① グローバルな視点と複眼的な視点とを併せ持ち、社会にとって有為な高度専門職者・研究者・教育者を育成するよう、教育内容を充実させる。 3 課程のカリキュラムを改正し、新たな科目を設置する。	(イ) 大学院課程 a 各研究科において、平成 30 年度に新たに設置した大学院共通科目の実施状況を検証する。また、海外の研究者、先進的取組みを行っている研究者、高度実践家の特別講義を開催するとともに、海外の協定締結校との学術交流を推進する。	(イ) 大学院課程 a 新たに設置した大学院共通科目を継続するとともに、海外の先進的取組みを行っている研究者・高度実践家等及び協定締結校との学術交流を推進する。カリキュラムの改善・充実を目指し、教育成果の可視化に向けて準備を行う。	(イ) 大学院課程 a 教育内容の学際化・多様化を図るとともに、海外の研究者・高度実践家等及び協定締結校との学術交流の高度化を推進する。また、オリエンテーション等の履修指導の方法を改善し、共通科目の受講者数の増加を図る。	(イ) 大学院課程 a 教育内容の学際化・多様化を図るとともに、国内外の研究者・高度実践家等及び協定締結校との学術交流の高度化を推進する。また、オリエンテーション等の履修指導の方法を改善し、共通科目の受講者数の増加を図る。	(イ) 大学院課程 a 教育内容の学際化・多様化を図るとともに、国内外の研究者・高度実践家等及び協定締結校との学術交流の高度化を推進する。また、両研究科が共同して、SDG s に関連する科目の一覧表やカリキュラムマップを活用し、共通科目の履修指導を行うとともに開講スケジュールの調整を継続するなど、共通科目の受講者数の増加を図る。
		② 海外の研究者、先進的な取組を行っている研究者、高度実践者との学術交流を推進する。					
	b 各研究科に設置された各々の専門分野において、地域社会の課題をはじめ、国内外の諸課題解決に対応できる専門的能力を養う教育と研究を行う。	b 各研究科は、国内外の諸課題を解決することができる能力を育成するため、カリキュラムの再検討や新領域の設置準備を行う。	b ① 看護学研究科では、博士前期課程看護学専攻に、平成 31 年度から基礎看護学の新たな教育コースを開設できるよう準備を行う。また、共同災害看護学専攻のこれまでの実績を評価し、災害看護学教育の充実・発展を検討する。	b ① 看護学研究科では、研究コースに、新たに学際力と専門力を養う「共創看護学領域」の開設に向けて、平成 32 年度から学生を受け入れる整備を行う。また、グローバル化に対応できる英語力を高めるための科目を配置する。	b ① 看護学研究科では、学部一研究科の接続の強化による学部生の大学院進学を促進するとともに、共創看護学（研究コース）を開設し、必要な学修環境の充実を図る。また、令和 3 年度から開設する災害・国際看護学領域、母性看護学領域の教育コースを準備し、国内外の諸課題解決に対応できる専門的能力を養う教育と研究を行う。さらに、履修モデル、カリキュラム・ツリーを整備し、学修のプロセスと成果を可視化する。	b ① 引き続き、看護学研究科では、学部一研究科の接続の強化による学部生の大学院進学を促進するとともに、災害・国際看護学領域、母性看護学領域の教育コースを開設し、必要な学修環境の充実を図る。また、高度実践看護師教育課程の認定更新に合わせて、各科目の教育内容を見直し、地域社会の諸課題解決に対応できる専門能力を養う。博士後期課程では、グローバルに研究成果を発信できるように、専攻共通科目にプロフェッショナルライティング（仮）を新設する。さらに、修了前に院生に学会誌の年間投稿スケジュールをガイダンスし修士論文・博士論文の学会誌投稿を支援するとともに、投稿状況のモニタリングを継続する。	b ① 引き続き、看護学研究科では、各領域の大学院生の修学に関するニーズを把握し、必要に応じて課題を共有し継続的に学修環境の充実を図るとともに、履修モデル、カリキュラムツリー、カリキュラムマップ、学位論文ルーブリック、ディプロマ・ポリシー評価指標を活用して学生と学修プロセスを共有し、ディプロマ・ポリシー能力獲得を支援する。また、在宅リエゾン看護の強化に向けて新設した科目の履修を促し、地域社会の課題解決に対応できる専門能力を高める。
			② 人間生活学研究科では、博士前期課程及び博士後期課程の新カリキュラムを実施	② 人間生活学研究科では、博士前期課程の新カリキュラムの実施 2 年目の評価を行	② 人間生活学研究科(博士前期課程)では、学部一博士前期課程の接続を積極的に推	② 人間生活学研究科(博士前期課程)では、学部一博士前期課程の接続を積極的に推	② 引き続き、人間生活学研究科(博士前期課程)では、学部一博士前期課程の接続を

第 2 期中期目標 (H29～R 4)	第 2 期中期計画 (H29～R 4)	平成 29 年度計画	平成 30 年度計画	平成 31 年度計画	令和 2 年度計画	令和 3 年度計画	令和 4 年度計画
			するとともに、運営上の課題点について検証を行う。	い、必要に応じて見直す。	進する。文化学領域の授業内容を充実させる。社会福祉学領域においては、令和 3 年度からの実施を目指し、引き続きカリキュラムの見直しを行う。	進する。大学院あり方検討会での議論を踏まえ、社会のニーズに対応した博士前期課程のカリキュラムの見直しを行う。博士後期課程においても、カリキュラムの運用上の課題を抽出し、改善案を検討する。	積極的に推進する。大学院あり方検討会での議論を踏まえ、認定社会福祉士科目の認証等、社会のニーズに対応した博士前期課程のカリキュラムの見直しを行う。博士後期課程においても、新カリキュラムを運用した学位取得に至るまでの課題について、在籍生のニーズを踏まえて改善に取り組む。
	c 教育成果の質評価を行いながら、大学院教育及び学術の動向を踏まえた質の向上につながる教育改革に取り組み、優れた学位プログラムを構築する。	c ① 大学院の教育の質を評価し、教育分野及び教育方法上の課題を戦略的に分析し、改善を検討する。	c 大学院教育の学習成果の可視化や IR の考え方の導入を検討し、教育分野及び方法について、継続的に分析・評価を行う体制を整える。また、共同災害看護学専攻のこれまでの実績を評価するとともに、平成 31 年度以降の教育カリキュラム及び運営方法を検討する。	c 大学院教育及び学術の動向を踏まえて、共同災害看護学専攻の新しいカリキュラムの充実発展、博士前期課程の国際・災害看護学領域の設置、学生定員についての見直しを行う。また、学部・研究科の接続について検討し、進学を促進する。	c 教学マネジメントの観点から、大学を取り巻く社会の動向を踏まえた教育分野及び方法の開拓・改善を推進する。また、履修モデル、カリキュラム・ツリーを整備し、学修のプロセスと成果を可視化する。引き続き、ディプロマ・ポリシーの評価基準に基づく調査を実施しディプロマ・ポリシーを改善する。	c 教学マネジメントの観点から、大学を取り巻く社会の動向を踏まえ、ICT 等を活用し、教育分野及び方法の開拓・改善を推進する。また、履修モデル、カリキュラムツリーを整備し、学修のプロセスと成果を可視化する。引き続き、卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)の評価基準に基づいて、調査の実施と結果の分析を行い、課題を継続的に検討し改善に取り組む。令和 2 年度に実施した修了生及び就職先の調査結果を分析し、課題の明確化及び改善点について検討する。	c 教学マネジメントの観点から、大学を取り巻く社会の動向を踏まえ、ICT 等を活用し、教育分野及び方法の開拓・改善を推進する。また、学位論文ループリックを活用して学修成果を評価し、課題を抽出し改善に取り組む。引き続き、卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)の評価基準に基づいた、調査と結果の分析を行い、課題を継続的に検討し改善に取り組む。
		② D N G Lプログラムのこれまでの実績を評価し、平成 31 年度以降の教育カリキュラム及び新たな運営方法を検討する。					
イ 教育の実施体制に関する目標 高知県立大学の理念に沿った教育を提供するため、卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)及び教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)に基づいた、教育の実施体制の充実を図る。	イ 教育の実施体制に関する目標を達成するための措置 (ア) 卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)及び教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)に基づいた教育が提供できるよう、必要な教育組織を整える。	イ 教育の実施体制に関する目標を達成するための措置 (ア) 平成 28 年度に見直しを行った卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)及び教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)に基づいた教育が提供できるよう、教育組織を検討する。	イ 教育の実施体制に関する目標を達成するための措置 (ア) 卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)及び教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)に適合する教育課程、教育内容となっているか分析を行い、必要に応じて教育組織を改善、充実させる。	イ 教育の実施体制に関する目標を達成するための措置 (ア) ディプロマ・ポリシー及び教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)に適合する教育課程、教育内容となっているか分析を行い、必要に応じて教育組織を改善、充実させる。	イ 教育の実施体制に関する目標を達成するための措置 (ア) 教学マネジメントや IR を活用して、教育改革、教育組織の改善・充実に向けた方針を提案する。学修成果の可視化、ディプロマ・ポリシーと授業科目目標との適合性の検討、シラバスの充実等に取り組み、教育内容、教育組織を改善、充実させる。教育に関する自己点検・評価を行い、内部質保証の取り	イ 教育の実施体制に関する目標を達成するための措置 (ア) 教育に関する自己点検・評価を行い、内部質保証の取組みを強化する。教学マネジメントや IR を活用して、教育改革、教育組織の改善・充実に向けた方針を提案する。各学部・研究科においては、学修成果の可視化、卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)と授業達成目標との適合性の検討、シ	イ 教育の実施体制に関する目標を達成するための措置 (ア) 教育に関する自己点検・評価を行い、内部質保証の取組みを強化する。各学部・研究科においては、学修成果の可視化、卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)と授業達成目標との適合性の検討、シ

第 2 期中期目標 (H29～R 4)	第 2 期中期計画 (H29～R 4)	平成 29 年度計画	平成 30 年度計画	平成 31 年度計画	令和 2 年度計画	令和 3 年度計画	令和 4 年度計画
					組みを強化する。	ラバスの充実等に取り組み、教育内容、教育組織を改善、充実させる。	
	(イ) 教育に必要な教育施設、教育備品等を整え、授業のみならず、積極的に自己学習が可能となる学習環境を整える。	(イ) 教育に必要な施設、備品等を整え、授業のみならず、積極的に自己学習が可能となる学習環境を整える。	(イ) 授業のみならず、積極的に事前・事後学習も含めた能動的な自己学習が可能となるよう、学習環境(施設、備品等)を整える。	(イ) 授業のみならず、積極的に事前・事後学習も含めた能動的な自己学習が可能となるよう、学習環境(施設、備品等)を整える。	(イ) 学生の授業前及び授業後の学習も含めた能動的な自己学習が可能となるよう、学習環境(施設、備品、情報へのアクセス環境等)の整備を引き続き行う。	(イ) 引き続き、学生の授業前及び授業後の学習も含めた能動的な自己学習が可能となるよう、学習環境(施設、備品、情報へのアクセス環境、スタジオ等)の整備を行う。	(イ) 多様な学生の学習ニーズに対応するとともに、学生の授業前及び授業後の学習も含めた能動的な自己学習が可能となるよう、学習環境(施設、備品、情報へのアクセス環境等)の整備を行う。
	(ウ) 組織的な教育能力及び教育方法の改善を目指し、学生による授業評価・SD(スタッフ・ディベロップメント)・FD(ファカルティ・ディベロップメント)を通じて、教職員の垣根を越え、協力し合いながら相互のスキルアップを図る。	(ウ) 教育・実務経験及び組織の役割に応じた研修機会を確保するなど、教育・研究能力及び組織管理能力の向上を図るため、計画的にSD・FDの充実に取り組む。	(ウ) 教育・実務経験及び組織の役割に応じた研修機会を確保し、計画的にSD(スタッフ・ディベロップメント)・FD(ファカルティ・ディベロップメント)の充実に取り組む。また、FD委員会は、教員の教育力支援の目的に沿って、授業評価アンケート結果についての公表方法や効果的な活用方法の検討を行う。	(ウ) 教育・実務経験及び組織の役割に応じた研修機会を確保し、計画的にSD(スタッフ・ディベロップメント)・FD(ファカルティ・ディベロップメント)の充実に取り組む。FD委員会は、授業評価アンケート結果について、電子媒体活用方法のルールづくりに取り組む。	(ウ) 望ましい教員像・求められる教育力を明示するとともに、各教員がPDCAサイクルに基づいて授業改善を行う。そのために、授業評価アンケート結果に対する教員所見を自己の教育改善活動を報告する機会とする。また、教育力の課題抽出と向上に向けて研修会を企画するとともに、教員が各自のレベルに応じて、主体的・計画的に研修を受けられるよう、全学で「実践FD(ファカルティ・ディベロップメント)プログラム」の受講を推進する。	(ウ) 教育力改善のPDCAサイクルを促進するため、令和2年度授業評価への担当教員所見やルーブリック評価等の分析を踏まえて、全学のFD課題とその改善に向けた全学FD研修会を企画・実施する。また、全学FD委員会は、高等教育の質保証に関する教員の理解と実践を促進するため、各部局のFDの企画・実施を支援する。	(ウ) 各学部で開発・試行したルーブリック評価の成果と課題を整理し、学生と教員の共通認識を形成する教育評価法の改善を推進する。また、コロナを契機に進展するオンライン授業の利点と短所を整理し、学生の学習効果を高める方法の改善を推進する。
	(エ) 新設された永国寺図書館の整備・充実を行うとともに、池図書館においても専門図書及び学術図書の充実を図りながら、狭隘化への対応を検討する。また、情報システムのクラウド化や、通信回線的高速化など、教育環境の充実を図る。	(エ) ① 新設された永国寺図書館について、利用状況やニーズ等を把握し、更なる学習環境の整備に取り組む。	(エ) ① 利用状況やニーズ等を把握し、学習環境の向上に向け、各図書館の資料やサービスの充実に取り組む。	(エ) ① 永国寺図書館の蔵書除却に係る問題を踏まえ、図書館改革委員会を中心として大学図書館の理念をはじめ、選書や除却に関する基準を明確にするとともに、適正な図書館の運営に取り組む。	(エ) ① 蔵書構築方針に基づき、必要な蔵書の充実を図り、除籍計画を定め計画的除籍に着手する。また、除籍本の有効活用のための計画を策定し、実施する。引き続き、図書館の学習環境の利便性の向上(利用者アンケートの実施、学習室等の利用促進策の実施等)、運営方法の改善に取り組む。図書館運営に関する高知工科大学との連携・協働をさらに強化する。	(エ) ① 蔵書構築方針に基づき、必要な蔵書の充実を図り、除籍計画を定め計画的除籍を実施するとともに、前年度の除籍本の有効活用を実施する。また、図書館の学習環境の利便性の向上(利用者アンケートの実施、学習室等の利用促進策の実施等)、運営方法の改善に取り組む。図書館運営に関しては、高知工科大学との連携・協働をさらに強化する。	(エ) ① 蔵書構築方針に基づき、必要な蔵書の充実を図り、除籍計画を定め計画的除籍を実施するとともに、前年度以前の除籍本の有効活用を実施する。また、図書館の学習環境の利便性の向上(利用者アンケートの実施、学習室等の利用促進策の実施等)、運営方法の改善に取り組む。図書館運営に関しては、高知工科大学との連携・協働をさらに強化する。

第 2 期中期目標 (H29～R 4)	第 2 期中期計画 (H29～R 4)	平成 29 年度計画	平成 30 年度計画	平成 31 年度計画	令和 2 年度計画	令和 3 年度計画	令和 4 年度計画
		② 各図書館における図書の収蔵能力や配架状況などを踏まえ、今後の選書の方向性や、専門図書、学術図書等の充実を図る方策を検討する。	② 各図書館における図書の収蔵能力や配架状況などを踏まえ、今後の選書の方向性や専門図書、学術図書等の充実を図るための方策を検討するとともに、資料の除却等の狭隘化対策についても検討を進める。	② 情報システムのセキュリティ強化や通信回線の高速化に向けての課題等の整理に取り組みながら、平成 32 年度のシステム更改の準備をする。	② 基幹ネットワーク設備の更新によって、発生していたネットワークトラブルを解消または大幅に緩和するとともに、情報演習室の設置更新に伴う、運用上の問題点や課題を収集し、調整や改善を行う。	② セキュリティインシデントの発生を未然に防ぐため、情報セキュリティに関する利用者教育を強化する。また、無線ネットワーク設備を更新し、特に池キャンパスの教室・研究室等の無線利用範囲の増強、仮想サーバの増強、学外での利用のための認証システム整備を実施して、教育 IT 環境を整備する。	② 情報システムのクラウド活用の有効性や課題について検討を行う。
		③ 情報システムのクラウド化や通信回線の高速化に向けての課題等の整理に取り組む。	③ 情報システムのクラウド化や通信回線の高速化に向けての課題等の整理に取り組む。				
ウ 教育の国際化に関する目標 豊かな国際感覚を備えた人材を育成するため、教育・研究のグローバル化を図るとともに、留学生の受入れや学生の留学を促進する。 また、日本人学生と留学生との交流を活性化するための方策の検討を行う。	ウ 教育の国際化に関する目標を達成するための措置 （ア） 留学生の受入れや学生の留学を積極的に行うとともに、国際交流を推進するための拠点づくりに取り組み、日本人学生と留学生との交流を活性化させ、相互理解を深める機会を拡充する。	ウ 教育の国際化に関する目標を達成するための措置 （ア） ① 留学生の受入れや在学生の留学など、国際交流センターの総合的な機能を見直し、拠点づくりに向けた検討に取り組む。	ウ 教育の国際化に関する目標を達成するための措置 （ア） 留学生の受入れや在学生の留学を支援するとともに、日本人学生と留学生等との交流を活性化させ、相互理解を深める機会を充実させる。	ウ 教育の国際化に関する目標を達成するための措置 （ア） 留学生の受入れや在学生の留学を支援するとともに、日本人学生と留学生等との交流を活性化させ、相互理解を深める機会を充実させる。特に、正規外国人留学生の獲得については、志願者増に繋がる活動を実施する。	ウ 教育の国際化に関する目標を達成するための措置 （ア） 留学生の受入れや在学生の留学を支援するとともに、日本人学生と留学生等との交流を活性化させる交流スペースを永国寺キャンパス内に整備し、相互理解を深める機会を充実させる。正規外国人留学生の獲得については、志願者増に繋がる活動継続的に行う。	ウ 教育の国際化に関する目標を達成するための措置 （ア）＜通常＞ 留学生の受入れと在学生の留学を支援し、国際交流を推進するための拠点づくりに取り組みとともに、正規外国人留学生志願者増に向けた広報活動を継続的に行う。 ＜コロナ禍の場合＞ コロナ禍により人の往来が難しい状況においても、本学独自のオンライン交流プログラムを企画し、交流の継続を図る。また、外国人学生の志願者確保に向けた広報等の活動を充実させるとともに、文科省や財団等の留学支援事業等への応募を引き続き積極的に支援する。海外の協定締結先等と連携し、交流再開を見据えてプログラムの充実を図る。	ウ 教育の国際化に関する目標を達成するための措置 （ア） 留学生の受入れと在学生の留学を支援し、国際交流を推進するための拠点づくりに取り組みとともに、正規外国人志願者増に向けた広報活動を継続的に行う。また、コロナ禍により人の往来が難しい状況においても、本学独自のオンライン交流プログラムを企画し、交流の継続を図る。さらに、海外の協定締結先等と連携し、アフターコロナの環境を見据えながら交流再開後のプログラムの充実を図る。
		② 日本人学生と留学生との交流を活性化させ、相互理解を深める機会を充実させる。					
	（イ） 実践的語学力の向上を目指したカリキュラムや実施体制の整備を図るとともに、英語による教育や国際的な活動を整備し充実させる。	（イ） ① 外国語の外部検定試験を活用し、また、学生の英語学習の機会を促す英語学習のプログラムを開拓し、提供する。	（イ） 外国語の外部検定試験の活用や、e ラーニングの語学学習システムを活用した英語学習の提供など、英語学習の機会を充実させる。また、専	（イ） 外国語の外部検定試験の活用や、自己学修プログラムを活用した英語学習の機会を充実させる。	（イ） 引き続き、外国語の外部検定試験や自己学習プログラムを活用し、英語学習の機会を充実させる。また、海外の協定締結先と連携し、外国語	（イ） 外部検定試験や自己学習プログラムを活用した外国語の学習機会や、海外の協定締結先と連携した外国語能力のレベルアップを図る環境	（イ） 外部検定試験や自己学習プログラムを活用した外国語の学習機会や、海外の大学の協定締結先と連携した外国語能力のレベルアップを図

第2期中期目標 (H29～R4)	第2期中期計画 (H29～R4)	平成29年度計画	平成30年度計画	平成31年度計画	令和2年度計画	令和3年度計画	令和4年度計画
			門教育においても英語による教育を充実させる。		の実践的能力向上を図る環境と機会を充実させる。看護学部では、卒業時に到達することを期待する水準を提示し、 e-learning を活用して語学学習することを奨励する。	を充実させる。また、各学部の専門教育科目の中に国際的な活動・学習を組み込み運用する。	る環境を充実させる。また、各学部の専門教育科目における英語による講義や英語教材の活用、 Web 教材を活用した授業外学習を促進する。
		② 専門教育においても英語による教育を充実させ、また、国際的な活動の先行例について情報を提供する。					
	(ウ) 国際交流センターは、国際交流プログラムの展開を支援するとともに、海外の提携大学を拡大し、全学的な規模で国際教育交流・学術交流を推進する。	(ウ) ① 海外の提携大学との交流内容を検討し、実質化に向けた活動を行う。	(ウ) 国際交流センターは、海外の協定締結校との交流内容と方法等について継続的な検討と改善を加え、国際交流活動の活発化を図る。また、学内での国際教育交流・学術交流プログラムの企画及び支援を行う。	(ウ) 国際交流センターは、海外の協定締結校との交流内容や方法等について継続的にさらなる検討と改善を加え、国際交流活動の活発化を図る。また、学内での国際教育交流・学術交流プログラムの企画及び派遣学生の安全管理を含めた支援を行う。	(ウ) 国際交流センターは、海外の協定締結校との交流内容や方法等について継続的に検討と改善を加え、国際交流活動の活発化を図る。また、学内での国際教育交流・学術交流プログラムの企画及び派遣学生の安全管理を含めた支援も継続して行う。各学部・研究科においても、学生の短期及び長期派遣並びに海外で行う科目履修、外部団体の派遣奨学プログラムへの応募等に積極的に取り組む。	(ウ) 国際交流センターは、海外の協定締結校との交流内容・方法等を継続的に改善し、交流活動の活発化を図る。また、学内での国際教育交流・学術交流の企画及び派遣学生への安全管理の支援を継続して行う。各学部・研究科においても、学生の海外派遣や海外の協定締結校での科目履修、外部団体の派遣奨学プログラム等の応募に積極的に支援する。	(ウ) 国際交流センターは、海外の協定締結校との交流活動の活発化を図るとともに、学内での国際教育交流・学術交流の支援を行う。また、特に学生からの要望が多い英語圏の大学との新規提携を目指し活動を行う。 各学部・研究科が行う学生の海外派遣や海外の協定締結校での科目履修、外部団体の派遣奨学プログラム等の応募を積極的に支援する。
		② 学内での国際交流・学術交流プログラムの展開を支援するとともに、国際交流センター独自の交流活動を実施する。					
エ 学生支援に関する目標 学生が安心して健康な大学生活を過ごし、豊かな人間性、社会性等を養い、社会に有為な職業人として成長できるよう、多様な学生ニーズに対応した学生支援を行うとともに、学生の生活拠点の在り方について検討を行う。 また、学生が望む進路実現に向けた支援を実施するとともに、県内企業への就職を促進する。	エ 学生支援に関する目標を達成するための措置 (ア) 留学生、社会人学生、夜間や休日に学ぶ学生及び障がいのある学生などの多様な学習ニーズに配慮した学習環境を整備し、きめ細やかな学習支援を行う。	エ 学生支援に関する目標を達成するための措置 (ア) ① 学生生活実態及びニーズ調査の分析結果や学生委員が把握した課題やニーズを各部局で共有し、連携して対応する。	エ 学生支援に関する目標を達成するための措置 (ア) ① 学生生活実態及びニーズ調査を実施し、多様な学生が抱える課題やニーズの変化を把握し、よりよい学生生活を送ることができるよう環境整備に努める。	エ 学生支援に関する目標を達成するための措置 (ア) 学生生活の実態及びニーズ調査を分析し、その結果に基づきよりよい学生生活を送ることができるよう、各部局が連携して学習支援や環境整備に取り組む。また、学生の多様な課題への対応や支援について大学の指針等を示すガイドラインを作成する。	エ 学生支援に関する目標を達成するための措置 (ア) 学生生活の実態及びニーズ調査を行い、その分析結果に基づきよりよい学生生活を送ることができるよう、各部局が連携して学習支援や環境整備に取り組む。各学部においても積極的に学生のニーズや要望を聞き取り、改善する。また、「障がいのある学生への支援ガイドライン」	エ 学生支援に関する目標を達成するための措置 (ア) 学生生活実態及びニーズ調査を実施した結果を検証し、多様な学生が抱える課題やニーズの変化を把握し、よりよい学生生活を送ることができるよう環境整備に努める。また、「障がいのある学生への支援ガイドライン」を活用し、障がいのある学生が、安全・安心に過ごせ、適切	エ 学生支援に関する目標を達成するための措置 (ア) 学生生活実態及びニーズ調査を実施し、多様な学生が抱える課題やニーズの変化を把握し、よりよい学生生活を送ることができるよう環境整備に努める。また、「障がいのある学生への支援ガイドライン」を活用し、障がいのある学生が、安全・安心に過ごせるよう適切な学習環境

第 2 期中期目標 (H29～R 4)	第 2 期中期計画 (H29～R 4)	平成 29 年度計画	平成 30 年度計画	平成 31 年度計画	令和 2 年度計画	令和 3 年度計画	令和 4 年度計画
					の内容を精査し、活用につなげる。	な学習環境を整える。さらに、ガイドラインも洗練化していく。 国際交流センターは、改定した派遣学生の安全管理マニュアルに従い 支援するとともに、運用上の課題点を継続して抽出していく。	を整える。さらに、ガイドラインも洗練化していく。 国際交流センターは、日本語を母語としない学生に対する日本語のスキルアップ支援を充実させる。
		② 留学生（学部学生・大学院生）の日本語力向上を支援するとともに、増加する対象学生に対する支援のあり方を検討する。	② 初年次の留学生（学部学生・大学院生）の日本語力向上を支援する。				
		③ 障がいのある学生に関しては、各部局が連携して継続的な支援を行う。	③ 障がいのある学生が、安全・安心に過ごせ、適切な学習環境が整うよう、継続的に課題の抽出を行うとともに、課題解決に向け各部局が連携して支援を行う。				
	(イ) 各キャンパスの健康管理センターを活用し、多様な背景を持つ学生の心身の健康の保持・増進を支援する体制を充実させる。	(イ) ① 学生の多様な健康ニーズに応じた継続的な相談・支援体制を整備するとともに、社会状況の中で発生する課題（SNS、アルバイト、ストーカー、DV等）に対し教育的支援の充実に取り組む。	(イ) ① 学生の多様な健康ニーズに応じた継続的な相談・支援を実施するとともに、学生の主体的な健康管理活動を促進する。	(イ) 学生の多様な健康ニーズに応じて継続的な相談・支援を実施するとともに、学生の主体的な健康管理活動を促進する。また、学生が社会生活上直面する様々な課題（交通安全、SNS、アルバイト、DV、サークル中の事故等）に対し、講習会等の教育的支援を充実させる。	(イ) 学生の多様な健康ニーズに応じて継続的な相談・支援を実施するとともに、学生の主体的な健康管理活動を促進する。また、学生が社会生活上直面する様々な課題（交通安全、SNS、アルバイト、DV、サークル中の事故等）に対し、講習会等の教育的支援をさらに充実させる。学生の安全管理の視点から、ガイドライン（マニュアル）の充実に取り組む。	(イ) 学生の多様な健康ニーズに応じて継続的な相談・支援を実施するとともに、学生の主体的な健康管理活動を促進する。また、学生が社会生活上直面する様々な課題（感染症予防、交通安全、SNS、アルバイト、DV、サークル中の事故等）に対し、講習会等の教育的支援をさらに充実させる。学生の安全管理の視点から、ガイドライン（マニュアル）の充実に取り組む。	(イ) 学生の多様な健康ニーズに応じて継続的な相談・支援を実施するとともに、学生の主体的な健康管理活動を促進する。また、学生が社会生活上直面する様々な課題（感染症予防、交通安全、SNS、アルバイト、DV等）に対し、講習会開催等の支援をさらに充実させる。
		② 学生の主体的な健康管理活動を支援する。	② 学生が社会生活上直面する様々な課題（交通安全、SNS、アルバイト、DV等）に対し教育的支援の充実に取り組む。				
	(ウ) 学生の生活拠点である学生寮（あふち寮）の老朽化対策に取り組む。また、さくら寮の供用開始に伴い、適切な管理運営を行う。	(ウ) あふち寮については、生活環境の改善を図るとともに、建て替えに向けた具体的な検討を行う。また、さくら寮については、適切な管理運営	(ウ) あふち寮について、引き続き生活環境の改善を図るとともに、建て替えに向けた具体的な検討を継続的に行う。また、平成 29 年度に運用	(ウ) あふち寮については、引き続き生活環境の改善を図るとともに、建替えに向けてスケジュールを明確にし、具体的に取り組む。さくら寮につ	(ウ) あふち寮について、引き続き生活環境の改善を図るとともに、新学生寮の建設に着手する。さくら寮については、引き続き、適正な管理及び運	(ウ) 新学生寮の令和 4 年度の供用開始に向け、運用計画の検討も含め準備を進める。また、コロナ禍における学生寮の運用に際し、あふち寮生を	(ウ) 新学生寮（あふち寮）の供用開始に伴い、さくら寮とも合わせ適切な管理運営を行う。引き続き、コロナ禍における学生寮の運用に際し、感染

第 2 期中期目標 (H29～R 4)	第 2 期中期計画 (H29～R 4)	平成 29 年度計画	平成 30 年度計画	平成 31 年度計画	令和 2 年度計画	令和 3 年度計画	令和 4 年度計画
		を行うためのマニュアルを作成する。	開始をしたさくら寮について、適正な管理運営を行う。	いては、引き続き、一部を協定先大学からの派遣学生が滞在時に利用できる部屋として確保しつつ、適正な管理及び運営を行う。	営を行う。	一人一部屋で運用するとともに、感染拡大防止に向けての生活環境を整えることを念頭に置き、適切な管理及び運営を行う。	拡大防止に向けての生活環境を整える。
	(エ) 高い就職率の維持と高知県内の就職率の向上に向け、学生の個性や能力に応じた就職活動への支援を強化するとともに、生涯にわたるキャリアデザインを支援する。	(エ) ① 高い就職率を維持するため、幅広く、効果的な情報の収集と学生への効果的な提供を行うとともに、学部毎に特色のあるガイダンスやセミナーを実施する。	(エ) ① 高い就職率を維持するため、就職情報を幅広く効果的に収集し、学生への効果的な提供を行うとともに、学部毎に特色のあるガイダンスやセミナー、国家試験対策講座等を実施する。	(エ) 高い就職率を維持するため、就職情報を幅広く効果的に収集し提供を行うとともに、学部毎に特色のあるガイダンスやセミナー、国家試験対策講座等を実施する。また、県内産業界等と連携を強化し、低年次から参加できるガイダンスや企業見学会、セミナー等を実施する。	(エ) 高い就職率を維持し、県内就職を促進するため、就職情報を幅広く効果的に収集し提供を行うとともに、学部ごとに特色のあるガイダンスやセミナー、国家試験対策講座等を実施する。また、県内産業界等と連携を強化し、低年次から参加できるガイダンスや企業見学会、セミナー等を引き続き実施する。	(エ) コロナ禍においても高い就職率を維持し、県内就職を促進するため、就職情報を幅広く効果的に収集し提供を行うとともに、学部ごとに特色のあるガイダンスやセミナー、国家試験対策講座等を実施する。また、県内産業界等と連携を強化し、低年次から参加できるガイダンスや企業見学会、セミナー等を引き続き実施する。	(エ) 高い就職率を維持し、県内就職を促進するため、就職情報を幅広く効果的に収集し提供するとともに、学部ごとに特色のあるガイダンスやセミナー、国家試験対策講座等を実施する。また、県と連携し、低年次から参加できるガイダンスや企業見学会、セミナー等を引き続き実施する。さらに、学生が必要とする就職支援を行うために、より一層、学部教員と学生・就職支援課職員との連携の強化を図る。
		② 高知県内の就職率の向上のため、県内産業界等と連携し、低年次から参加できる県内企業等の魅力を伝えるガイダンスやセミナーを実施する。	② 高知県内の就職率向上のため、県内企業訪問等を通して県内産業界等と連携を強化し、低年次から参加できる県内企業等の魅力を伝えるガイダンスや企業見学会、セミナー等を実施する。				
		② 各関係部署が連携し、在学生のみならず卒業生の就職や資格取得等の支援の充実に向け、支援方法を検討する。					
	(オ) 授業料の減免制度や奨学金制度についてのきめ細やかな相談支援を行い、経済的な支援を継続的に実施する。	(オ) 学年担当教員や授業料担当職員等が連携し、経済的な支援が必要な学生を把握し、授業料減免制度や奨学金制度の紹介などの支援を行う。	(オ) 学年担当教員や授業料担当職員等が連携し、経済的に支援が必要な学生を把握し、授業料免除制度や奨学金制度の紹介等の支援を行う。	(オ) 文部科学省が検討を進めている「高等教育段階の教育費負担軽減の方針」の実施に向け、機関連件の整備、授業料免除制度の見直し等を行う。学年担当教員や授業料担当職員等と連携し、経済的に支援が必要な学生を把握し、授業料免除制度や奨学金制度の紹介等の支援を行う。	(オ) 「大学等における修学の支援に関する法律」に基づく授業料及び入学金の減免と本学の授業料免除制度を円滑に実施するとともに、成績優秀者に対する授業料減免制度を見直し、新たに表彰制度として実施する。	(オ) 引き続き、コロナ禍において経済的支援が必要な学生を把握する。令和 2 年度から施行された国の修学支援制度の対象者が、もれなく申請できるよう支援を行うとともに、後援会やしらかぎ会（同窓会）とも連携し、学生が必要としている支援について、新たな制度の検討を行う。	(オ) 学年担当教員や授業料担当職員等が連携し、経済的に支援が必要な学生を把握し、授業料免除制度や奨学金制度の紹介等の支援を行う。また、授業料免除関連の制度や奨学金情報等、学生だけではなく学資負担者にも情報の提供を行うなど、より情報収集がしやすい環境を充実させる。

第 2 期中期目標 (H29～R 4)	第 2 期中期計画 (H29～R 4)	平成 29 年度計画	平成 30 年度計画	平成 31 年度計画	令和 2 年度計画	令和 3 年度計画	令和 4 年度計画
	(カ) 大学院生には、T A (ティーチング・アシスタント)・R A (リサーチ・アシスタント) 制度等の活用など、働きながら学べる環境整備を行い、経済的な支援に努める。 (キ) 学生の優れた学業や課外活動等を表彰する制度を発展的に促進する。	(カ) 大学院生に対しては、T A・R A 制度を有効かつ積極的に活用できるよう、支援する。また、さくら寮、授業料減免制度や奨学金制度の紹介などの支援を行う。 (キ) 成績優秀者の表彰制度の検討など学生の表彰に関する申し合わせや実施の方法を見直す。	(カ) 大学院生に対しては、T A (ティーチング・アシスタント)・R A (リサーチ・アシスタント) 制度を有効かつ積極的に活用できるよう、支援する。また、さくら寮、授業料減免制度や奨学金制度の紹介、後援会の研究活動支援費の活用等の支援を行う。 (キ) 学生の優れた学業や課外活動等を表彰する制度(学長賞、大学賞、成績優秀者の表彰制度等)について、より学生の立場に沿った実施方法を検討する。	(カ) 大学院生に対しては、T A (ティーチング・アシスタント)・R A (リサーチ・アシスタント) 制度を有効かつ積極的に活用できるよう支援する。また、さくら寮、授業料減免制度や各種の奨学金制度の紹介、後援会の研究活動支援費の活用等の経済的支援を行う。 (キ) 学生の優れた学業や課外活動等を表彰する制度(学長賞、大学賞、成績優秀者の表彰制度等)について検討を行い、より学生の立場に沿った実施方法となるよう改善を図る。	(カ) 大学院生に対しては、T A (ティーチング・アシスタント)・R A (リサーチ・アシスタント) 制度を有効かつ積極的に活用できるよう支援する。また、さくら寮、授業料減免制度や各種の奨学金制度の紹介、後援会の研究活動支援費の活用等の経済的支援を行う。 (キ) 学生の優れた学業や課外活動等を大学賞、学長奨励賞(成績優秀者への新たな表彰制度)、学長賞として表彰する。	(カ) 大学院生に対して、T A (ティーチング・アシスタント)・R A (リサーチ・アシスタント) 制度を有効かつ積極的に活用できるよう支援する。また、さくら寮、授業料減免制度や各種の奨学金制度の紹介、後援会の研究活動支援費の活用等の経済的支援を行う。 (キ) 学生の優れた学業や課外活動等を表彰する制度(学長賞、大学賞、成績優秀者の表彰制度等)を活用し、学生の学びや成長につながる仕組みを検討する。	(カ) 大学院生に対して T A (ティーチング・アシスタント)・R A (リサーチ・アシスタント) 制度を有効かつ積極的に活用できるよう支援する。また、学生寮、授業料減免制度や各種の奨学金制度の紹介、後援会の研究活動支援費の活用等の経済的支援を行う。 (キ) 学生の優れた学業や課外活動等を表彰する制度(学長賞、大学賞、成績優秀者の表彰制度等)を活用し、学生の学びや成長につなげる。
オ 学生の受入れに関する目標 広報活動を積極的に行うとともに、入学者受入れの方針(アドミッション・ポリシー)に基づき、選抜方法の工夫及び改善を図り、高知県立大学で学ぶにふさわしい学生の確保に努める。また、県内高等学校との連携を強化し、県内高校生の受入れを促進する。 大学院課程においては、多様な入試制度などにより、社会人及び留学生の受入れを促進する。	オ 学生の受入れに関する目標を達成するための措置 (ア) 入学者受入れの方針(アドミッション・ポリシー)に基づき、社会人や留学生など、多様な学生を受け入れる選抜方法を検討し、適合する学生の確保に努める。 (イ) オープンキャンパスや出前講座、進路相談会等の機会を活用して、受験生をはじめ保護者、高校進路担当教員等に対する広報を充実させるとともに、県内外の高校進路担当教員との連絡・連携を密接にして、本学の特長や魅力を理解し本学で学ぶ意欲にあふれた学生の確保を図る。	オ 学生の受入れに関する目標を達成するための措置 (ア) 平成 28 年度に見直しを行ったアドミッション・ポリシーに基づき、多様な学生を受け入れる入試を実施する。また、センター試験に替わって実施される「大学入学希望者学力評価テスト」(仮称)についての情報収集及び活用方法の検討を進める。 (イ) オープンキャンパス、進路相談会、高校進路担当教員説明会等により、高校生や高校進路担当教員等に本学の特徴や魅力を効果的に発信するための戦略を検討する。	オ 学生の受入れに関する目標を達成するための措置 (ア) 多様な学生を受け入れる選抜方法を検討するとともに、新たに導入される「大学入学共通テスト」における科目・配点等の入試概要公表に向け、準備を進める。また、平成 30 年度の試行調査が円滑に実施できるように準備を進める。 (イ) オープンキャンパス、進路相談会、高校進路担当教員説明会等を実施するとともに、高校生や高校進路担当教員等に本学の特徴や魅力を効果的に発信するための戦略を、新入生アンケートの集計結果等を参考に検討する。	オ 学生の受入れに関する目標を達成するための措置 (ア) 大学入学共通テスト等の導入に向けて、入学者選抜の改善を推進するため、各選抜区分における具体的な選抜方法決定のための準備を進める。 (イ) オープンキャンパスや出前講座、進路相談会、高校教員対象の説明会、高校訪問等を通じて、本学の情報を幅広く発信する。また、新入生対象のアンケート結果等、多様な情報を活用して、より効果的な広報戦略を実施する。	オ 学生の受入れに関する目標を達成するための措置 (ア) 実施初年度となる大学入学共通テストを、各種準備も含め円滑に行う。また、データに基づき入試方法等の改善を図る。 (イ) オープンキャンパスの実施、各種進学相談会への参加等を通して本学の各種情報を受験対象者中心に直接訴求する。また、説明会の開催や高校訪問等を通して、受験者に影響力を持つ高校教員に対しても本学の情報を幅広く提供する。	オ 学生の受入れに関する目標を達成するための措置 (ア) 高大接続改革に伴う入試制度の変更 2 年目を迎え、受験者を多面的・総合的に評価する入試制度となるよう、実施方法を含め制度の改善を図る。 (イ) 本学の特長や魅力を理解し意欲にあふれた学生の確保を図るために、受験生を中心とする層に訴求力のある直接参加型のオープンキャンパスや対面形式の進学相談会等を実施する。コロナ禍の状況を踏まえ、ICT を積極的に活用した広報活動を展開する。また、受験者の志願先決定に影響を持つ高校教員を対象とした説明会・高校訪問等を引き続き実施し、本学の情報を	オ 学生の受入れに関する目標を達成するための措置 (ア) 入学者受入れの方針(アドミッション・ポリシー)に基づき、多様な背景を持つ受験者に対応する新たな選抜区分の設置を検討する。また、新課程入試である令和 7 年度入試に向け、変更案をまとめ、令和 5 年 3 月までに公表する。 (イ) 本学の特徴や魅力を理解し意欲にあふれた学生の確保を図るために、コロナ禍で実施してきたオンラインを活用したオープンキャンパスや広報活動を引き続き展開するとともに、可能な限り対面形式での活動も併用し、受験生を中心とする層に本学の情報を適切に提供する。また、受験生の志願先決定に影響を持つ高校教員を対象とした説明会・高校訪問等を引き続

第2期中期目標 (H29～R 4)	第2期中期計画 (H29～R 4)	平成 29 年度計画	平成 30 年度計画	平成 31 年度計画	令和 2 年度計画	令和 3 年度計画	令和 4 年度計画
						幅広く提供する。さらに、コロナ禍によって従来とは異なる入試広報活動を経て入学した新入生を対象とするアンケートを実施し、分析結果を新たな広報戦略の確立に活かす。	き実施し、本学の情報を幅広く提供する。さらに、新入生を対象とするアンケートを実施し、分析結果を新たな広報戦略の確立に活かす。
	(ウ) 大学院においては、教育内容や教育環境を整え、社会人及び留学生に魅力ある大学院とするとともに、入試選抜方法等を見直し、多様な学生の受入れを促進する。	(ウ) ① 看護学研究科においては、留学生を含め多様な人材が受験できるよう、入試実施方法を見直すとともに、学生確保に向け広報活動の強化に取り組む。	(ウ) ① 看護学研究科は、博士前期課程において、新たに拡充した研究コースや看護教育学を強化した履修モデルを広報し、多様なニーズを持つ学生の受入れを促進する。また、受験生確保のための対策、入学試験実施方法を検討する。	(ウ) ① 看護学研究科では、博士前期課程においては、新たに拡充した研究コースや看護教育学を強化した履修モデルを広報し、多様なニーズを持つ学生の受入れを促進する。また、外国人留学生が入学しやすい体制を検討するとともに志願者確保に取り組む。	(ウ) ① 看護学研究科では、博士前期課程の災害・国際看護学領域及び母性看護学領域において学生募集を開始し、入学定員増に伴う受験生の確保に取り組む。博士後期課程においては、外国人留学生確保に向けた対策を検討する。	(ウ) ① 看護学研究科では、多様な学生のニーズに対応するオンライン教育を推進し、受験生確保を促進するとともに、新たに取り入れた入試選抜方法の成果を評価し課題を検討する。	(ウ) ① 看護学研究科では、コロナ禍での経験を活かし、多様な学生のニーズに対応するオンライン教育を推進し、受験生確保を促進するとともに、卒業生を対象とした広報活動を強化する。また、令和3年度入試で新たに取り入れた入試選抜方法により多様な学生の受入れを推進する。
		② 人間生活学研究科においては、社会人入試と外国人留学生入試の入試選抜方法を見直すため、現行制度の問題点を集約して改善点を挙げる。	② 人間生活学研究科は、外国人留学生を対象にした入試方法の問題点を検討する。また、受験生確保のための対策、入学試験実施方法を検討する。	② 人間生活学研究科では、外国人留学生も含め、多様性のある志願者を確保し定員を充足するために、入試広報を強化する。	② 人間生活学研究科(博士前期課程)では、文化学領域の新カリキュラムについて積極的に広報を行い、学生確保に繋げる。社会福祉学領域、栄養・生活学領域については、新カリキュラムの検討を踏まえ広報を行い、留学生も含め学習ニーズが多様な学生の受け入れを促進する。博士後期課程においては、外国人留学生が入学する際の課題や受験生確保のための対策を検討する。	② 人間生活学研究科博士前期課程では、大学院あり方検討会での定員確保のための議論を基に、留学生等、多様なニーズの学生の受入れを促進するための広報について検討する。またオンラインでの入試説明会のための広報の方法について工夫する。博士後期課程では、外国人留学生が入学する上での課題を整理し、対策を検討する。	② 人間生活学研究科博士前期課程では、大学院あり方検討会での定員確保のための議論を基に、学部から博士前期課程への接続、留学生、社会人等、多様なニーズの学生の受入れを促進するための広報活動を行う。また、オンライン入試説明会の参加者確保のための広報を強化する。博士後期課程では、外国人留学生が入学する上での課題について改善策を実施する。
カ 社会人教育の強化に関する目標 社会のニーズに対応するため、社会人入試制度を継続するとともに、働きながら学ぶことができる環境を整備し、大学の専門分野を生かした学び直しの場を提供する。	カ 社会人教育の強化に関する目標を達成するための措置 (ア) 学部においては、働きながら学ぶ学生や社会人入試で入学した学生が安心して学習できるよう、教育環境を常に見直し、多様な学習ニーズに対応するよう、継続的に改善を図る。	カ 社会人教育の強化に関する目標を達成するための措置 (ア) ① 夜間に学ぶ学生に対して提供する教育内容(カリキュラム)及び実施方法について継続的にモニタリングを行い、具体的な改善を検討する。	カ 社会人教育の強化に関する目標を達成するための措置 (ア) 夜間に学ぶ学生に対して提供する教育の内容及び実施方法について、継続的な評価を行うためのデータ収集を行う。また、働きながら学ぶ学生が、安心して学べるよう、教育支援体制を検討する。	カ 社会人教育の強化に関する目標を達成するための措置 (ア) 平成 30 年度に実施したカリキュラム・チェックリストの検討結果やこれまでの授業評価結果に基づき、夜間に学ぶ学生に提供する教育の内容と実施方法に関する課題の把握と必要な改善策の検討を行う。	カ 社会人教育の強化に関する目標を達成するための措置 (ア) カリキュラム・マップ、カリキュラム・ツリーを活用し、文化学部で夜間に学ぶ学生に対して教育の内容を提示するとともに、ディプロマ・ポリシーと専門科目との関連性を明確にする。	カ 社会人教育の強化に関する目標を達成するための措置 (ア) 引き続き、カリキュラムマップ、カリキュラムツリーを活用し、文化学部で夜間に学ぶ学生に対して教育の内容を提示するとともに、ディプロマ・ポリシーを達成できるよう、履修指導を行う。	カ 社会人教育の強化に関する目標を達成するための措置 (ア) ディプロマ・ポリシーとの関連性を示したシラバスを活用し、学習ニーズに合わせた履修指導を行うとともに、卒業時調査等を活用し、教育環境の充実を図る。
		② 働きながら学ぶ学生が安心して学べるよう、教育支援体制を検討する。					
	(イ) 大学院においては、多	(イ)	(イ) 大学院生に対しては、	(イ) 大学院生に対しては、	(イ) 大学院生に対して、学	(イ) 学内外の研究助成金や	(イ) 学内外の研究助成金や

第 2 期中期目標 (H29～R 4)	第 2 期中期計画 (H29～R 4)	平成 29 年度計画	平成 30 年度計画	平成 31 年度計画	令和 2 年度計画	令和 3 年度計画	令和 4 年度計画
	様な立場の学生の経済的状況、生活状況、学習ニーズに対応する教育内容、教育環境を整備する。	① 大学院生の経済的状況、生活状況、学習ニーズに対応し、教育内容や教育方法を検討する。	学内外の研究助成金や支援制度についての情報提供をスムーズに行うシステムを整える。また、大学院生の経済的状況、生活状況、学習ニーズを把握し、教育内容や教育方法の課題を検討する。	学内外の研究助成金や支援制度についての情報提供をスムーズに行うシステムを整える。また、大学院生の経済的状況、生活状況、学習ニーズを把握し、教育内容や教育方法の課題を検討し改善を図る。	内外の研究助成金や支援制度についての情報提供をスムーズに行うシステムを整える。また、大学院生の経済的状況、生活状況、学習ニーズを把握し、教育内容や教育方法の課題を検討し改善を図る。	支援制度について、大学院生に対して周知する方法の多様化を図る。また、大学院生の経済的状況、生活状況、学習ニーズを把握し、教育内容や教育方法の課題を検討し改善を図る。	支援制度について、大学院生に対して周知し支援を行う。また、大学院生の学習ニーズを把握し課題を共有するとともに教育環境の充実を図る。
		② 大学院生の教育研究を支援する諸制度について情報提供を行い、活用できるよう、支援する。					
キ 大学間連携に関する目標 高知県立大学と高知工科大学とにおける単位互換制度をはじめとした教育での連携を推進するとともに、学生支援や就職支援における情報共有等を適切かつ効果的に行うことで、学生支援機能の向上を図る。	キ 大学間連携に関する目標を達成するための措置 （ア） 高知県立大学と高知工科大学で、単位互換制度の活用及び大学行事の合同開催など、大学間の連携を充実させることにより、多様な学びの場を提供する。	キ 大学間連携に関する目標を達成するための措置 （ア） ① 希望する学生には高知工科大学の単位互換科目の履修を推奨するとともに、高知工科大学からの単位互換制度による学生の受入れを積極的に行う。	キ 大学間連携に関する目標を達成するための措置 （ア） 高知工科大学の単位互換科目履修を希望する学生へ推奨するとともに、高知工科大学からの単位互換制度による学生の受入れを積極的に行う。また、課外学習活動等についても、可能な範囲で高知工科大学と共同で実施する。	キ 大学間連携に関する目標を達成するための措置 （ア） 従来の単位互換制度及び課外学習活動等を高知工科大学と共同して実施するとともに、平成 30 年度後期から開始した高知工科大学との授業相互提供制度を充実させる。	キ 大学間連携に関する目標を達成するための措置 （ア） 引き続き、高知工科大学と単位互換制度及び課外学習活動、国際交流事業、学生団体の活動、留学生対象の事業を連携し実施する。	キ 大学間連携に関する目標を達成するための措置 （ア） <通常> 引き続き、高知工科大学と単位互換制度及び課外学習活動、国際交流事業、学生団体の活動、留学生対象の事業を連携し実施する。 <コロナ禍の場合> 引き続き、高知工科大学と単位互換制度及び課外学習活動、学生団体の活動を連携し実施する。「国際交流クラブ」等の学生団体の活動など、留学生対象の様々な交流事業についても、高知工科大学と連携しながら、「新しい生活様式」を踏まえた実施可能な方法を検討し、実施する。	キ 大学間連携に関する目標を達成するための措置 （ア） 引き続き、高知工科大学と単位互換制度及び課外学習活動、国際交流事業、学生団体の活動、留学生対象の事業を連携し実施する。 コロナ禍においては、「新しい生活様式」を踏まえた実施可能な方法を検討し実施する。
		② 外国語検定試験等について、可能な範囲で高知工科大学と共同で実施する。					
	（イ） 高知県立大学と高知工科大学で、学生支援や就職支援に係る情報を適正かつ効果的に共有することにより、両大学の学生を支援する。	（イ） 高知工科大学の学生支援・就職支援担当職員と協議し、効果を踏まえて両大学の学生が参加できるガイダンスやセミナーを実施する。	（イ） 高知工科大学の学生支援・就職支援担当職員と連携し、永国寺キャンパスで両大学の学生が参加できる学生支援・就職支援に関するガイダンスやセミナーを実施する。	（イ） 高知工科大学と連携し、永国寺キャンパスで両大学の学生が参加できる学生支援・就職支援に関するガイダンスやセミナーを実施する。	（イ） 高知工科大学と連携し、永国寺キャンパスで両大学の学生が参加できる学生支援・就職支援に関する取り組みを継続して実施する。	（イ） 高知工科大学と連携し、永国寺キャンパスで両大学の学生が参加できる学生支援・就職支援に関する取組みを継続して実施する。	（イ） 高知工科大学と学生支援や就職支援に係る情報を適正かつ効果的に共有し、両大学の学生が参加できる学生支援・就職支援に関する取組みを継続して実施する。
	（ウ） 県内外の大学と連携・協働し、教育研究を活性	（ウ） ① 共同大学院を継続し、発展	（ウ） 県内外の大学と連携・協働し、教育研究活動を	（ウ） 県内外の大学と連携・協働し、教育研究活動を	（ウ） 兵庫県立大学・日本赤十字看護大学・千葉大	（ウ） 兵庫県立大学・日本赤十字看護大学・千葉大	（ウ） 兵庫県立大学・日本赤十字大学・千葉大学・東

第 2 期中期目標 (H29～R 4)	第 2 期中期計画 (H29～R 4)	平成 29 年度計画	平成 30 年度計画	平成 31 年度計画	令和 2 年度計画	令和 3 年度計画	令和 4 年度計画
	化する。	させていくための方略を検討し、提案する。	活性化するとともに、大学の垣根を越えた学術交流をさらに活性化する。	活性化するとともに、大学の垣根を越えた学術交流を行う。	学・東京医科歯科大学とともに、令和 3 年度から「5 大学災害看護コンソーシアム」を構築し、新たな体制で教育研究を発展していくことができるように準備を進める。 高知県と県内 3 大学等が連携・協働して取り組む「IoP (Internet of Plants) プロジェクト」や名古屋市立大学等と連携・協働して取り組む「進化型実務家教員養成プログラム構築事業」、中四国の大学と連携・協働して取り組む「がんプロフェッショナル養成基盤推進プラン」への参加に加え、新たに連携協定した名城大学との間での学生の国内留学等を通じた交流を図るなど、県内外の大学との連携・協働を積極的に促進し、教育研究を活性化する。	学・東京医科歯科大学との共同教育課程を継続するとともに、令和 3 年度から開始する災害看護コンソーシアムに参画し、4 大学との連携を通して災害看護学の教育研究に取り組む。 高知県と県内 3 大学等が連携・協働して取り組む「IoP (Internet of Plants) プロジェクト」や名古屋市立大学との連携・協働による「進化型実務家教員養成プログラム」、中四国の大学と連携・協働して取り組む「がんプロフェッショナル養成基盤推進プラン」に参画し、県内外の大学との連携・協働を通じて、教育研究を活性化する。	京医科歯科大学との共同教育課程を継続するとともに、2 年目となった災害看護コンソーシアムの運営体制のモニタリングを継続する。 高知県と県内 3 大学等が連携・協働して取り組む「IoP (Internet of Plants) プロジェクト」や名古屋市立大学との連携・協働による「進化型実務家教員養成プログラム」に参画し、県内外の大学との連携・協働を通じて、教育研究を活性化する。 中四国の大学と連携・協働して取り組む「多様な新ニーズに対応する『がん専門医療人材（がんプロフェッショナル）』養成プランの全人的医療を行う高度がん医療人材養成」については、補助金期間が令和 3 年度に終了した後も独自の運用が可能となるよう、関係機関と連携して取り組む。
		② 県内外の大学と連携・協働し、教育研究活動を活性化する。					
2 研究の質の向上に関する目標 (1) 高知県立大学 ア 研究成果等に関する目標 学術的専門性を追求する研究、地域課題の解決に寄与する研究、産業界との連携による学際的研究及び国際的共同研究に取り組み、国内外に向けて高い水準の研究成果を発信し、社会に還元する。	2 研究の質の向上に関する目標を達成するための措置 (1) 高知県立大学 ア 研究成果等に関する目標を達成するための措置 (ア) 本学の特色を活かした専門的研究、学際的研究及び国際的共同研究を促進する。	2 研究の質の向上に関する目標を達成するための措置 (1) 高知県立大学 ア 研究成果等に関する目標を達成するための措置 (ア) ① 専門的研究活動の活性化を推進する。	2 研究の質の向上に関する目標を達成するための措置 (1) 高知県立大学 ア 研究成果等に関する目標を達成するための措置 (ア) 専門的研究活動、共同研究、学際的研究、国際的共同研究をさらに活性化し、その成果を発信する。	2 研究の質の向上に関する目標を達成するための措置 (1) 高知県立大学 ア 研究成果等に関する目標を達成するための措置 (ア) 専門的研究活動、共同研究、学際的研究、国際的共同研究（サバ大学、ガジヤマダ大学等）をさらに活性化しその成果を発信する。また、研究成果を効果的に発信するため、ホームページや研究者総覧を更新する。 研究成果としての業績を集約するとともに、	2 研究の質の向上に関する目標を達成するための措置 (1) 高知県立大学 ア 研究成果等に関する目標を達成するための措置 (ア) 外部資金を獲得して専門的研究、学際的研究及び国際的共同研究（ガジヤマダ大学等）を促進し、その成果を公表する。学術研究戦略委員会が「学際的交流サロン」、「越境シリーズ講座」、「医工連携交流会」等を引き続き実施し、学際的研究、国際的共同研究を	2 研究の質の向上に関する目標を達成するための措置 (1) 高知県立大学 ア 研究成果等に関する目標を達成するための措置 (ア) 専門的研究、学際的研究及び国際的共同研究を促進し、その成果を公表する。引き続き、学術研究戦略委員会が「学際的交流サロン」、「越境シリーズ講座」等のテーマとして SDG s を取り上げ実施する。国際的研究活動や最新の研究方法に関する講演会などを	2 研究の質の向上に関する目標を達成するための措置 (1) 高知県立大学 ア 研究成果等に関する目標を達成するための措置 (ア) 専門的研究、学際的研究及び国際的共同研究を促進し、その成果を公表する。引き続き、学術研究戦略委員会は「学際的交流サロン」「越境シリーズ講座」等の企画や、国際的研究活動や最新の研究方法に関する講演会等の開催により、研究環境の充実を図る。

第2期中期目標 (H29～R 4)	第2期中期計画 (H29～R 4)	平成29年度計画	平成30年度計画	平成31年度計画	令和2年度計画	令和3年度計画	令和4年度計画
				医工連携、学際的交流サロン、越境シリーズ等を通して、共同研究、学際的研究、国際的共同研究を推進する。	推進する。	開催し、研究環境の充実を図る。	
		② 共同研究、学際的研究、国際的共同研究を促進するため、研究情報交流会や講習会を開催する。					
	(イ) 競争的資金の獲得を推進するとともに、成果の発信・社会への還元を図る。	(イ) ① 外部資金の獲得に向けて、教育研究戦略課は関係者と連携・協力しながら取り組む。	(イ) ① 各学部・研究科等は目標を定め、外部資金の獲得（科学研究費助成事業・受託研究等）に取り組み、研究の活性化を図る。	(イ) 学術研究戦略委員会と各学部・研究科が連携・協力し、外部資金の獲得を行う。また、具体的な講習会（不正防止、研究倫理等）を開催し、研究の活性化に努める。	(イ) 学術研究戦略委員会と各学部・研究科が連携・協力し、外部資金の獲得を行う。併せて、不正防止や研究倫理等に関する講習会を開催し、研究の活性化に努める。ホームページ等を活用して、研究成果の社会への還元を行う。	(イ) 学術研究戦略委員会と各学部・研究科が連携・協力し、外部資金の獲得を行う。併せて、不正防止や研究倫理等に関する講習会の開催やe-learning受講の推進等により、資金の適正な運営管理、研究の活性化を図る。また、ホームページ等を活用して、研究成果の社会への還元を行う。	(イ) 学術研究戦略委員会と各学部・研究科が連携・協力し、外部資金の獲得を推進する。併せて、不正防止や研究倫理等に関する講習会の開催やe-learning受講の推進等により、資金の適正な運営管理、研究の活性化を図る。また、ホームページ等を活用して、研究成果の社会への還元を行う。
		② 研究成果を効果的に発信するため、ホームページや研究者総覧をリニューアルするなど、充実に取り組む。	② 学術研究戦略委員会は、関係者と連携・協力しながら、外部資金の獲得に取り組むとともに、研究成果を効果的に発信するため、ホームページや研究者総覧を更新するなど、充実に取り組む。				
	(ウ) 地域・現場の重要課題を取り上げ、それらの課題を解決する研究を戦略的に実施する。	(ウ) ① 地域・現場の重要課題を特定化し、課題解決に向けた研究活動を地域・現場と連携して実施する。	(ウ) ① 地域・現場の重要課題を特定化し、課題解決に向けた研究活動を地域・現場と連携して実施する。また、包括連携協定を締結している自治体と協働して、健康・保健に関するニーズを把握し、研究課題の特定化に取り組み、その内容を公表する。	(ウ) 地域・現場の実践課題に対して、地域づくりに参加するとともに地域・現場と連携した研究を推進する。包括連携協定を締結している自治体と協働して健康・保健に関するニーズを把握し、新たに取り組む課題を抽出する。	(ウ) 地域・現場の実践課題に対して、地域づくりに参加するとともに地域・現場と連携した研究を推進する。包括連携協定を締結している自治体と協働して新たに取り組む課題を抽出し、解決する。 「戦略的研究推進プロジェクト」において、地域・現場の実践課題を取り上げ、地域の方やそれぞれの課題に専門性を有する方等との共同研究を推進する。また、終了した「戦略的研究推進プロジェクト」の成果報告会を開催するほか、助成期間中のシンポジウ	(ウ) 地域・現場の実践課題を取り上げ、地域の方やそれぞれの課題に専門性を有する方等との共同研究を推進する。また、「戦略的研究推進プロジェクト」の成果報告会やシンポジウムの開催、各プロジェクトの成果を学外へ情報発信する際のサポートを行うなど、蓄積した研究成果の教育・研究・社会連携活動への活用を推進する。	(ウ) 地域・現場の実践課題を取り上げ、地域の方やそれぞれの課題に専門性を有する方等との共同研究を推進する。また、「戦略的研究推進プロジェクト」の成果報告会やシンポジウムの開催、各プロジェクトの成果を学外へ情報発信する際のサポートを行うなど、蓄積した研究成果の教育・研究・社会貢献活動への活用を推進する。

第 2 期中期目標 (H29～R 4)	第 2 期中期計画 (H29～R 4)	平成 29 年度計画	平成 30 年度計画	平成 31 年度計画	令和 2 年度計画	令和 3 年度計画	令和 4 年度計画
					ムの開催など、各プロジェクトが成果を学外へ情報発信する際のサポートを行う。 学会や書籍の発刊など、社会に発信した研究成果を蓄積し、教育・研究・社会連携活動に戦略的に活用できる仕組みをつくる。		
		② 学部横断的な研究プロジェクト、学際的研究プロジェクト等、研究促進・連携促進のための戦略的体制について検討する。	② 学部横断的な研究プロジェクト、学際的研究プロジェクト等、研究促進・連携促進のための戦略的体制を整える（研究助成、学際的交流サロン、越境シリーズ講座等）。				
イ 研究の実施体制に関する目標 優れた研究組織として発展するために、組織の弾力化や研究活動を支援する体制を整え、人的及び物的資源の重点投資を行い、地域社会の研究拠点としての機能を発揮する。	イ 研究の実施体制に関する目標を達成するための措置 (ア) 重点的研究や学際的研究の促進、若手研究者の育成に向け、研究費等の資源を重点的に配分するなど、組織的・戦略的な取組を行う。	イ 研究の実施体制に関する目標を達成するための措置 (ア) ① 重点研究課題に取り組む研究組織の活性化のため、戦略的体制を整え、研究活動を支援する。	イ 研究の実施体制に関する目標を達成するための措置 (ア) 研究組織の活性化のため、戦略的に取り組む体制を整え、重点的研究課題や新しい研究事業に取り組むとともに、研究費等の効果的な配分に努める（研究プロジェクト、産官学研究プロジェクトへの支援）。	イ 研究の実施体制に関する目標を達成するための措置 (ア) 重点的研究課題や新しい研究事業に取り組み、地域社会の研究拠点としての機能を発揮する。具体的には、戦略的研究推進プロジェクトのテーマである「地域課題」及び「災害に関する課題」を取り上げた研究を継続するとともに書籍刊行についての企画の検討を行う。	イ 研究の実施体制に関する目標を達成するための措置 (ア) 学術研究戦略委員会が中心となって、全学的な視点から重点的な研究テーマの設定、資源の配分を行っていく。各学部・研究科においても、研究を促進する支援体制を整える。	イ 研究の実施体制に関する目標を達成するための措置 (ア) 学術研究戦略委員会が中心となって、全学的な視点から重点的な研究テーマの設定（SDGs 等）、資源の配分を行っていく。各学部・研究科においても、研究促進に組織的に取り組む。	イ 研究の実施体制に関する目標を達成するための措置 (ア) 学術研究戦略委員会が中心となって、全学的な視点から重点的な研究テーマの設定、資源の配分を行っていく。各学部・研究科においても、研究促進に組織的に取り組む。
		② 重点研究課題や新しい研究事業に取り組むため、研究費等の効果的な配分に努める。					
	(イ) 地域及び産学官民との連携を図り、実践－教育－研究を一貫して行う研究体制の整備に努める。	(イ) 高知県の実践－教育－研究の学術拠点の形成や、医療保健福祉施設との共同研究、研究支援体制の構築に向けた準備に取り組む。	(イ) 地域及び産学官民との連携を図り、実践－教育－研究を一貫して行う研究体制の整備に努める。また、産官学研究プロジェクトは受託研究の促進に取り組み、看護学部は高知県の健康課題に取り組んできた実績を基盤とした実践－教育－研究の拠点（仮称）づくり、社会福祉学部は研究研修会（仮称）の設置を検討する。	(イ) 地域及び産学官民との連携を図り、実践・教育・研究を一貫して行う研究や地域・現場との実践課題の共同研究を推進する。特に、高知県を挙げて推進する「IoP（Internet of Plants）が導く Next 次世代型施設園芸農業」研究プロジェクトに参画し、高付加価値化プロジェクトのリーダーとして、研究プロジェクトを推進する。	(イ) 地域社会の研究拠点として、重点的研究課題である「地域課題」、「災害に関する課題」に取り組むとともに、地域及び産学官民との連携や共同研究を推進する。また、高知県の「IoP（Internet of Plants）が導く Next 次世代型施設園芸農業」研究や企業との委託研究を推進する。	(イ) 地域社会の研究拠点として、重点的研究課題である「地域課題」と「災害に関する課題」に取り組むとともに、地域及び産学官民との連携や共同研究を推進する。また、高知県の「IoP が導く Next 次世代型施設園芸農業」研究や企業との委託研究を推進する。	(イ) 地域社会の研究拠点として、重点的研究課題である「地域課題」と「災害に関する課題」に取り組むとともに、地域及び産学官民との連携や共同研究を推進する。また、高知県の「IoP が導く Next 次世代型施設園芸農業」研究や企業からの委託研究を推進する。
	(ウ) 最新の研究及び科学の	(ウ)	(ウ) 継続的に、高知県立大	(ウ) 継続的に、高知県立大	(ウ) 新たな研究方法に関す	(ウ) 新たな研究方法に関す	(ウ) 新たな研究方法に関す

第2期中期目標 (H29～R4)	第2期中期計画 (H29～R4)	平成29年度計画	平成30年度計画	平成31年度計画	令和2年度計画	令和3年度計画	令和4年度計画
	知見を取り入れ、社会的課題を探究していくために、学術情報をはじめとする研究環境の充実を図る。	① 高知県立大学学術情報リポジトリへの収集・蓄積を行う。	学学術情報リポジトリへの収集・蓄積を行い、学術情報を収集するとともに、利活用を促進する。	学学術情報リポジトリへの収集・蓄積を行い、学術情報を収集するとともに、研究環境の充実を図る。	る講習会、不正防止・研究倫理等に関する講習会の開催、若手研究者の育成等、研究の活性化に努める。 また、「学際的交流サロン」、「越境シリーズ講座」、「医工連携交流会」等を引き続き企画し、学際的研究力や国際的研究力を高めることについての啓発活動を行う。 継続的に、高知県立大学学術情報リポジトリへの収集・蓄積を行い、学術情報を収集するとともに、遡及登録のための手続き及び方法を整備する。	る講習会、不正防止・研究倫理等に関する講習会の開催、若手研究者の育成等、研究の活性化に努める。また、引き続き、「学際的交流サロン」、「越境シリーズ講座」等を企画し、学際的研究力や国際的研究力を高めることについての啓発活動を行う。さらに、継続的に、高知県立大学学術情報リポジトリへの学術情報の収集・蓄積を行うとともに、収集した情報を系統性をもった形で提供できるよう整備する。	る講習会、不正防止・研究倫理等に関する講習会の開催、若手研究者の育成等、研究の活性化に努める。また、引き続き、「学際的交流サロン」、「越境シリーズ講座」等を企画し、学際的研究力や国際的研究力を高めることについての啓発活動を行う。さらに、継続的に、高知県立大学学術情報リポジトリへの学術情報の収集・蓄積を行うとともに、収集した情報を系統的に提供する。
		② 学術情報の収集と利活用を促進する。					
	(エ) 地域社会の研究拠点としての機能を強化するために、地域に開かれた研究環境を整備する。	(エ) ① 高知県内の研究拠点としての活性化を図るとともに、相談窓口の設置を検討し、拠点としての機能を明確化する。	(エ) 教育研究活動の成果を広く波及させるため、ITなどの媒体を活用して戦略的に発信し、地域の研究拠点としての機能を強化する。また、地域に開かれた研究拠点としての環境を整備するとともに、地域の専門家との交流を深める(図書館、公開講座、研究等の相談)。	(エ) 地域に開かれた研究拠点としての環境を整備するとともに、地域の専門家との交流を深める。また、教育研究活動の成果を広く普及するため、ホームページや動画等の媒体を活用して戦略的に発信する。	(エ) 地域社会に開かれた研究拠点としての機能を強化するために、ホームページ、高知県立大学学術情報リポジトリ、動画等の活用状況について分析し改善を行い、教育研究活動の成果を広く普及する。特に、継続的に、高知県立大学学術情報リポジトリへの収集・蓄積を行い、学術情報を収集するとともに、遡及登録のための手続き及び方法を整備する。地域の方やそれぞれの課題に専門性を有する方等との交流を深めるなど、地域に開かれた研究拠点としての機能を果たす。	(エ) ホームページ、高知県立大学学術情報リポジトリ、動画等の活用状況について分析し改善を行い、教育研究活動の成果を広く普及する。地域の方やそれぞれの課題に専門性を有する方等との交流を深めるなど、地域に開かれた研究拠点としての機能を果たす。	(エ) ホームページ、高知県立大学学術情報リポジトリ、動画等の活用状況について分析し改善を行い、教育研究活動の成果を広く普及する。また、地域の方やそれぞれの課題に専門性を有する方等との交流を深めるなど、地域に開かれた研究拠点としての機能を果たす。
		② 包括連携協定を締結している自治体と協働して、健康・保健に関するニーズを把握し、研究課題の特定化に取り組む。					
3 社会貢献の質の向上に関	3 社会貢献の質の向上に関	3 社会貢献の質の向上に関	3 社会貢献の質の向上に関	3 社会貢献の質の向上に関	3 社会貢献の質の向上に関	3 社会貢献の質の向上に関	3 社会貢献の質の向上に関

第 2 期中期目標 (H29～R 4)	第 2 期中期計画 (H29～R 4)	平成 29 年度計画	平成 30 年度計画	平成 31 年度計画	令和 2 年度計画	令和 3 年度計画	令和 4 年度計画
する目標 ア 地域社会との連携に関する目標 地域社会との連携を図るとともに、大学の専門性に基づいた社会貢献を推進する。 高知県立大学では、地域の現状を踏まえ、域学共生の理念のもとに、健康長寿県づくり、中山間対策など、地域における課題の解決や地域の再生・活性化につながる事業を、地域住民と協働して推進する。 高知工科大学では、地域連携機構を中心に、地域や行政と連携し、工学及び経済・マネジメント学など多彩な分野の研究内容をもって、地域の活性化につなげる活動を推進する。	する目標を達成するための措置 (1) 高知県立大学 ア 地域社会との連携に関する目標を達成するための措置 (ア) 地域教育研究センターは、中山間対策など高知県や地域が抱える現状や課題、ニーズを把握し、県・市町村や地域の諸組織、本学卒業生などとともに本学との協働体制を構築し、機能させる仕組みづくりを行い、全学体制で課題解決に取り組む。	する目標を達成するための措置 (1) 高知県立大学 ア 地域社会との連携に関する目標を達成するための措置 (ア) ① 県・市町村や地域の諸組織との協働体制の強化、本学卒業生との協働体制の構築等を目指し、具体的な仕組みづくりを検討する。	する目標を達成するための措置 (1) 高知県立大学 ア 地域社会との連携に関する目標を達成するための措置 (ア) 地域教育研究センターを再編し、機能の発展、充実に取り組む。また、県・市町村や地域の諸組織との協働体制の強化、本学卒業生との協働体制の仕組みづくりに取り組む。	する目標を達成するための措置 (1) 高知県立大学 ア 地域社会との連携に関する目標を達成するための措置 (ア) 地域教育研究センターは、県・市町村や地域の諸組織との協働体制の強化や、本学卒業生との協働体制の構築に取り組む。	する目標を達成するための措置 (1) 高知県立大学 ア 地域社会との連携に関する目標を達成するための措置 (ア) 地域教育研究センターは、「連携推進会議」等の会議を通じて、県や市町村への情報提供及び情報共有に努めるとともに、域学共生コーディネーターが地域に出向いて地域課題を聞き取り、地域の諸組織と大学との連携を円滑に進める。また、本学卒業生との協働体制の強化に努め、「地域学実習」や地域課題に主体的に取り組む学生団体を支援する教育プログラム「立志社中」における活動の充実を図る。	する目標を達成するための措置 (1) 高知県立大学 ア 地域社会との連携に関する目標を達成するための措置 (ア) 引き続き、地域教育研究センターは、県や包括連携協定を締結している市町村との連携・協働体制を強化する。首長を訪問して課題を聞き、協働して解決する方略を協議する。「連携推進会議」等を通じて連携担当職員への情報提供や情報共有に努めるとともに、地域に出向いて課題を聞き取り、地域の諸組織と大学との連携を円滑に進める。包括連携協定締結団体を中心にコミュニティサービスラーニング事業に関する情報収集を行い、学生への効果的な情報提供を行って地域活動を支援する。また、本学の域学共生の推進に向けて協力が期待できる本学卒業生をグループ化する。	する目標を達成するための措置 (1) 高知県立大学 ア 地域社会との連携に関する目標を達成するための措置 (ア) 地域教育研究センターは、高知県や包括連携協定を締結している市町村との連携・協働体制を機能させる仕組みの一環として、地域で活動している本学卒業生との連携により、地域の諸組織と本学のつながりを円滑に進め、本学の域学共生を推進する。また、県・市町村や地域の諸組織、本学卒業生へ積極的に情報発信を行う。とりわけ、自治体との情報共有を活発にし連携・協働体制の強化を図る。
		② 佐川町加茂地区をモデル地区とし、地域課題の分析を踏まえたアクションプランを立案、実行する。					
		③ 地域教育研究センターの機能の発展、充実について検討する。					
	(イ) 健康長寿センターは、関連学部や高知医療センターと連携して、地域住民の健康福祉に関する興味・関心を高める活動を実施し、地域と大学とが双方向のコミュニケーションを取りなが	(イ) ① 高知医療センターとの包括的連携事業に関する事業を実施する。	(イ) ① 健康長寿センターは、公開講座や地域に出向いての啓発事業を充実するとともに、高知医療センターとの包括的連携事業に関する事業を実施する。	(イ) 健康長寿センターは、平成 30 年度再編した機能に基づいて活動を強化する。高知県地域医療介護総合確保基金を活用した事業の充実に取り組むとともに、新たな事業を開始する。また、	(イ) 健康長寿センターは、地域医療介護総合確保基金や県からの補助金等の外部資金を活用し、中山間地域等に従事する訪問看護師の育成や、高知県内の地域・病院・多職種協働型の「入退院	(イ) 健康長寿センターは、地域医療介護総合確保基金や県補助金等の外部資金を活用し、関連学部や高知医療センター、行政と協働して「高知県中山間地域等訪問看護師育成講座」「入退院支	(イ) 健康長寿センターは、地域医療介護総合確保基金や県補助金等の外部資金を活用し、関連学部や高知医療センター、行政と協働して「高知県中山間地域等訪問看護師育成講座」「入退院支

第 2 期中期目標 (H29～R 4)	第 2 期中期計画 (H29～R 4)	平成 29 年度計画	平成 30 年度計画	平成 31 年度計画	令和 2 年度計画	令和 3 年度計画	令和 4 年度計画
	ら地域の健康福祉課題に応える臨地研究や中山間対策事業などを展開することによって、「日本一の健康長寿県構想」の実現に寄与する。			公開講座、地域に出向いての啓発事業、地域連携事業(土佐市との連携事業等)を充実するとともに、高知医療センターとの包括的連携事業を実施する。	支援事業」及び令和元年度から新たに開始した「糖尿病保健指導連携体制構築事業」等、保健医療福祉従事者の育成や高知県の健康課題への取り組みや体制構築のために、関連学部や高知医療センター、行政と協働して、事業の継続、発展を行う。また、県民の健康増進に向けて「健康長寿体験型セミナー」、「みさとフェア」や土佐市との連携事業に取り組む。	援事業」「糖尿病保健指導連携体制構築事業」等、保健医療福祉従事者の育成や高知県の健康課題への取り組みや体制構築に取り組む。また、県民の健康増進に向けて健康長寿体験型セミナーを県内広く展開し、県民の健康啓発活動に取り組む。	援事業」「糖尿病保健指導連携体制構築事業」等、保健医療福祉従事者の育成や高知県の健康課題への取り組みや体制構築に取り組む。また、県民の健康増進に向けてYouTube を活用した県民の健康啓発活動に取り組む。
		② 高知県中山間地域等訪問看護師育成講座事業や地域医療介護総合確保基金を活用した事業提案と、継続した事業展開を行う。	② 地域医療介護総合確保基金を活用した新たな事業提案を行うとともに、継続する事業の発展と充実に取り組む(高知県中山間地域等訪問看護師育成講座事業、院支援事業、高知県キャリア教育推進事業、高知県介護職員喀痰吸引等研修事業)。				
		③ 健康長寿センターの機能の発展、充実に取り組む。	③ 地域連携事業(土佐市との連携事業等)の発展、充実に取り組む。				
		④ 地域に出向き、健康啓発事業に取り組む。					
	(ウ) 地域課題に関する情報を入手できる環境を整備し、学生が主体的に行動できるよう、プログラムや支援体制を充実させる。	(ウ) ① コミュニティサービスラーニングサポートデスクを活用し、学生のボランティア情報を効果的に収集し提供する仕組みを構築する。	(ウ) ① コミュニティサービスラーニングサポートデスクを学内外に広く周知するとともに、学生のボランティア情報を効果的に収集し、提供する。	(ウ) 公立大学協会主催の全国公立大学学生大会(LINKtopos2019)を招致し、運営を支援する。また、地域課題に主体的に取り組む学生団体を支援する教育プログラム「立志社中」の新たなプロジェクトの立上げや、コミュニティサービスラーニングサポートデスクの学内外への実績周知に取り組む。	(ウ) 引き続き、学生の主体的な行動を促進するため「立志社中」の支援の充実を図る。また、コミュニティサービスラーニングの情報収集及び情報提供を行い、各学部の学生たちの地域活動を支援する。さらに、公立大学の災害支援・防災・地域活動等を行う学生が交流を図る「全国LINKtopos」や「中四国LINKtopos」に参加する学生の支援や、「学内LINKtopos」の開催を継続して支援することによって、地域で活動する	(ウ) 引き続き、学生の主体的な地域活動を促進するため「立志社中」の取り組みを支援するとともに、SDGs の意識化を進める。また、災害支援や防災、地域活動等に参画する公立大学の学生たちが交流を図る「全国LINKtopos」や「中四国LINKtopos」に参加する学生の支援や「学内LINKtopos」の開催を継続して支援する。	(ウ) これまでの立志社中の成果を継承しつつ、高知県の地域課題に対する学生の関心を喚起し、立志社中やボランティア等の地域での活動につながるよう、学生への啓発活動や情報提供、広報に積極的に取り組むとともに、立志社中の取り組みを支援する。また、包括連携協定締結団体を中心にコミュニティサービスラーニングサポートデスクにおける情報収集を行い、学生への効果的な情報提供を行う。

第 2 期中期目標 (H29～R 4)	第 2 期中期計画 (H29～R 4)	平成 29 年度計画	平成 30 年度計画	平成 31 年度計画	令和 2 年度計画	令和 3 年度計画	令和 4 年度計画
					学生たちの交流を促す。		
		② 立志社中の活動を継続・発展させ、報告会やスキルアップセミナーの企画・開催への学生の参画を促すとともに、学生による運営体制の構築について検討する。	② 「立志社中」の活動を継続・発展させるため、報告会やスキルアップセミナーの企画・運営への学生参画を促し、学生による運営方法を検討する。				
イ 産学官民連携に関する目標 高知県が設置する産学官民連携の拠点などとの連携を積極的に行い、産業振興及び地域の課題解決に向けた活動を行う。 高知県立大学では、超高齢社会への移行など、社会環境の急激な変化に伴う新たな保健・医療・福祉ニーズに対応するため、専門職者に対する現職教育やキャリア形成の支援を行い、地域の人材育成に寄与する。 高知工科大学では、工学及び経済・マネジメント学に基づいた研究成果を広く公開し、関係機関、行政等と連携して活用を図ることなどを通じて、産業振興及び地域の課題解決に向けた活動を推進する。	イ 産学官民連携に関する目標を達成するための措置 （ア） 地域教育研究センターは、高知県産学官民連携センターと連携し、地域から寄せられる多様なニーズに対応するよう、関係学部や各センターと協働して、大学の専門性を活かした産業振興及び地域の課題解決に取り組む。 （イ） 健康長寿センターは、県・市町村及び高知医療センターと連携して、高知県内で働くことのできる健康福祉関連の人材の開発、育成事業を実施するとともに、専門職者の力量アップに取り組む。	イ 産学官民連携に関する目標を達成するための措置 （ア） 高知県産学官民連携センターと連携し、大学のシーズを発信する。また、現在までの産官学連携事業や研究活動等の状況をホームページに掲載し、大学の専門性の情報発信に取り組む。	イ 産学官民連携に関する目標を達成するための措置 （ア） 高知県産学官民連携センターと連携し、大学のシーズを発信する。また、現在までの産官学連携事業や研究活動等の状況をホームページに掲載し、大学の専門性の情報発信に取り組む。	イ 産学官民連携に関する目標を達成するための措置 （ア） 高知県産学官民連携センター等と連携し、産官学連携事業や研究活動を推進するとともに、大学のシーズ（教員の研究内容）や大学の専門性の情報発信に取り組む。また、企業訪問キャラバン等を通じて地域の多様なニーズへの対応を行う。	イ 産学官民連携に関する目標を達成するための措置 （ア） 教育研究戦略課・学術研究戦略委員会が中心となって、高知県産学官民連携センター等と連携し企業訪問キャラバン等を通じて地域の多様なニーズへの対応を行うとともに、委託研究や IoP 研究活動を推進する。	イ 産学官民連携に関する目標を達成するための措置 （ア） 産官学研究プロジェクトと教育研究戦略課が協働して、高知県産学官民連携センター等と連携し、大学のシーズを発信する。また、引き続き、委託研究や IoP 研究活動を推進していく。	イ 産学官民連携に関する目標を達成するための措置 （ア） 産官学研究プロジェクトと教育研究戦略課が協働して、高知県産官学民連携センター等と連携し、大学のシーズを発信する。また、引き続き、委託研究や IoP 研究活動を推進する。
		（イ） ① 高知医療センターと連携してキャリアサポート事業を継続して実施する。	（イ） ① 高知医療センターと連携してキャリアサポート事業を継続して実施する。	（イ） ① 介護人材の「すそ野の拡大」を目的として、地域住民や学校の生徒に対する介護や介護の仕事の理解促進事業（高知県キャリア教育推進事業）を継続して実施する。また、在宅医療の推進に向け、保健医療福祉従事者（訪問看護師等）の人材育成に関する事業を行う。	（イ） ① 健康長寿センターは、高知県と連携して、「中山間地域等訪問看護師育成事業（寄附講座）」、「入退院支援事業」、「高知県介護職員喀痰吸引等研修事業」、血管病重症化予防対策である「糖尿病保健指導連携体制構築事業（受託事業）」、介護福祉関係の「高知県キャリア教育推進事業（補助事業）」、保健師や行政栄養士への「キャリア支援事業」を実施し、専門職のキャリア、力量アップを図る。	（イ） ① 健康長寿センターは、高知県と連携して、「高知県中山間地域等訪問看護師育成講座」、「入退院支援事業」、「高知県介護職員喀痰吸引等研修事業」、血管病重症化予防対策である「糖尿病保健指導連携体制構築事業」、介護福祉関係の「高知県キャリア教育推進事業」、保健師や行政栄養士への「キャリア支援事業」を実施し、専門職のキャリア、力量アップを図る。	（イ） ① 健康長寿センターは、高知県と連携して、「高知県中山間地域等訪問看護師育成講座」、「入退院支援事業」、「高知県介護職員喀痰吸引等研修事業」、血管病重症化予防対策である「糖尿病保健指導連携体制構築事業」、介護福祉関係の「高知県キャリア教育推進事業」、保健師や行政栄養士への「キャリア支援事業」を実施し、専門職のキャリア、力量アップを図る。
		② 保健医療福祉の従事者を対象として、専門職者に必要な知識・技術の講習を行い、力量アップに取り組む（公開講座・リカレント教育等）。	② 保健医療福祉の従事者を対象として、専門職者に必要な知識・技術の講習を行い、力量アップに取り組む（公開講座・リカレント教育等）。	② 高知医療センターと連携してキャリアサポート事業を継続して実施するとともに、保健医療福祉の従事者を対象として、専門職者に必要な知識・技術の講習を行い、ケアの質向上に向け力量アップに取り組む。	② 高知医療センターとの包括的連携事業を充実させ、専門職者に最新の知識・技術を普及する講習を行い、力量アップに取り組む。アドバンス・ケア・プランニングの啓発事業を実施するとともに、医療メディエーションの普及・促進を図る。	② 高知医療センターとの包括的連携事業を充実させ、専門職者に最新の知識・技術を普及する講習を行い、力量アップに取り組む。アドバンス・ケア・プランニングの啓発事業を実施するとともに、医療メディエーションの普及・促進を図る。	② 高知医療センターとの包括的連携事業を充実させ、専門職者に最新の知識・技術を普及する講習を行い、力量アップに取り組む。また、アドバンス・ケア・プランニング等の啓発事業を実施するとともに、医療メディエーションの普及・促進を図る。

第 2 期中期目標 (H29～R 4)	第 2 期中期計画 (H29～R 4)	平成 29 年度計画	平成 30 年度計画	平成 31 年度計画	令和 2 年度計画	令和 3 年度計画	令和 4 年度計画
			③ 介護人材の「すそ野の拡大」を目的として、地域住民や学校の生徒に対する介護や介護の仕事の理解促進事業を実施する。 ④ 在宅医療の推進に向け、保健医療福祉従事者（訪問看護師等）の人材育成に関する事業の充実に取り組む。				
ウ 生涯学習の充実にに関する目標 「知の拠点」として、県民一般を対象とした多様な公開講座や、県民の課題解決のニーズに対応した生涯学習の機会を提供する。 高知県立大学では、社会人のニーズに対応した体系的・継続的で多様な生涯学習プログラムを提供して、県民の学び直しの機会の更なる充実・強化を図る。	ウ 生涯学習の充実にに関する目標を達成するための措置 （ア） 公開講座、県民開放授業、履修証明プログラム、科目等履修生制度等を活用し、県民が学び続けることのできる生涯学習プログラムを構築し、実施する。	ウ 生涯学習の充実にに関する目標を達成するための措置 （ア） ① 生涯学習に関するニーズ等を把握し、現在実施している生涯学習プログラム(公開講座・県民開放授業・履修証明プログラム)の評価・改善点等を明確にし、生涯学習プログラムの拡充・改善等の方針及び具体策を検討する。	ウ 生涯学習の充実にに関する目標を達成するための措置 （ア） ① 生涯学習に関するニーズ等を把握し、現在実施している「生涯学習プログラム(公開講座・県民開放授業・履修証明プログラム)」の評価・改善点等の調査結果をもとに、「生涯学習プログラム」の拡充・改善等の方針及び具体策を立案・調整・構築し、平成 31 年度の実施を目指す。	ウ 生涯学習の充実にに関する目標を達成するための措置 （ア） 県・市町村と協働しながら、県民の生涯学習の機会を充実させ、生涯学習に関するニーズ等の把握や、現在実施している生涯学習プログラム(公開講座・県民開放授業・履修証明プログラム)の評価・改善点等の調査結果を基に、プログラムの拡充・改善を継続しながら受講数の増加を目指す。	ウ 生涯学習の充実にに関する目標を達成するための措置 （ア） 県・市町村と協働しながら、県民の生涯学習の機会を充実させ、生涯学習に関するニーズ等の把握や、現在実施している生涯学習プログラム(公開講座・県民開放授業・履修証明プログラム)の拡充・改善を継続する。	ウ 生涯学習の充実にに関する目標を達成するための措置 （ア） 県・市町村と協働しながら、県民の生涯学習の機会を充実させ、生涯学習に関するニーズ等の把握や、現在実施している生涯学習プログラム(対面形式及びオンラインによる公開講座、県民開放授業、履修証明プログラム)の拡充・改善を継続する。また、市町村役場や集落活動センター等との連携により、中山間地域等のインターネット環境の整わない県民のために、地域ごとに学びの拠点を整備してもらうなど、「誰一人取り残さない」学びの機会を充実させる。	ウ 生涯学習の充実にに関する目標を達成するための措置 （ア） 県・市町村と協働しながら、県民の生涯学習の機会を充実させ、生涯学習に関するニーズ等の把握や、現在まで実施してきた生涯学習プログラムの実績をもとに改善を継続する。 引き続き、オンライン配信による公開講座の実施等により、コロナ禍や高知県の地理的に不利な条件を超えて、さらなる県民の学び、学び直しの機会の充実を図る。 また、市町村役場や集落活動センター等との連携により、中山間地域等のインターネット環境の整わない県民のために、地域ごとに学びの拠点を整備してもらうなど、「誰一人取り残さない」学びの機会を充実させる。
		② これまでの実績を踏まえて、可能な範囲で既存プログラムの拡充・改善を行い、受講者数の増加を目指す。	② これまでの実績を踏まえて、可能な範囲で既存プログラムの拡充・改善を行い、受講者数の増加を目指す。				
	（イ） 専門職者を対象とする研修会やリカレント教育を実施し、最新の知識や高度な技術を伝え、専門職者の力量アップを支援する。	（イ） ① 専門職者の力量アップを支援するため、公開講座、リカレント教育、B P（職業実践力育成プログラム）研修の内容の充実を図り、継続して	（イ） ① 専門職者の力量アップを支援するため、公開講座、リカレント教育、B P（職業実践力育成プログラム）研修の内容の充実を図り、継続して	（イ） 専門職者の力量アップを支援するため、公開講座、リカレント教育、新任期保健師研修、保健師交流大会の内容の充実を図り、継続して実施す	（イ） 専門職者の力量アップを支援するため、「公開講座」、「リカレント教育」、「BP（職業実践力育成プログラム）研修」、「新任期保健師研修	（イ） 専門職者の力量アップを支援するため、「公開講座」、「リカレント教育」、「BP（職業実践力育成プログラム）研修」、「新任期保健師研修	（イ） 専門職者の力量アップを支援するため、「公開講座」「リカレント教育」「職業実践力育成プログラム（BP）」「新任期保健師研修会」「新任期行

第 2 期中期目標 (H29～R 4)	第 2 期中期計画 (H29～R 4)	平成 29 年度計画	平成 30 年度計画	平成 31 年度計画	令和 2 年度計画	令和 3 年度計画	令和 4 年度計画
		実施する。	実施する。	る。高知県から委託された研修(高知県介護職員喀痰吸引等研修事業等)を実施するとともに、研修内容の充実に取り組む。	会」、「新任期行政栄養士研修会」、「保健師交流大会」の内容・広報等の充実を図り、継続して実施する。 また、高知県から委託された研修(高知県介護職員喀痰吸引等研修事業、入退院支援事業の研修事業、糖尿病保健指導連携体制構築事業での血管病調整看護師育成研修)や、社会福祉系「職業実践力育成プログラム」を充実するとともに専門職や卒業生に対して継続した学びや大学院への学びに繋げる企画を検討する。	会」、「新任期行政栄養士研修会」、「保健師交流大会」を継続して実施するとともに、新たに「専門職の実践力強化のための事例検討会(事業)」を実施する。 また、高知県から委託された研修(高知県介護職員喀痰吸引等研修事業、入退院支援事業の研修事業、糖尿病保健指導連携体制構築事業での血管病調整看護師育成研修)や、社会福祉系「職業実践力育成プログラム」を充実するとともに専門職や卒業生に対して継続した学びや大学院への学びに繋げる企画を検討する。	政栄養士研修会」、「保健師交流大会」を継続して実施する。 また、高知県から委託された研修(高知県介護職員喀痰吸引等研修事業、入退院支援事業の研修事業、糖尿病保健指導連携体制構築事業での血管病調整看護師育成研修)や、社会福祉系「職業実践力育成プログラム」を充実するとともに専門職や卒業生に対して継続した学びや大学院での学びに繋げる企画を検討する。 「多様な新ニーズに対応する『がん専門医療人材(がんプロフェッショナル)』養成プランの全人的医療を行う高度がん医療人材養成」における「高知県立大学がん高度実践看護師(APN)コース」5か年の総合評価を行い、次期のAPNコース実現に向けての企画案を作成し、実施をする。
		② 高知県から委託された研修(高知県介護職員喀痰吸引等研修事業、等)を実施するとともに、研修内容の充実に取り組む。	② 高知県から委託された研修(高知県介護職員喀痰吸引等研修事業等)を実施するとともに、研修内容の充実に取り組む。				
エ 県内の大学及び高等学校等との連携に関する目標 地域における高等教育の充実、社会貢献並びに未来を担う児童及び生徒の学問に対する興味・関心の向上及び進路選択に資するため、県内の大学及び高等学校等との交流及び連携を積極的に実施する。	エ 県内の大学及び高等学校等との連携に関する目標を達成するための措置 地域の教育機関や行政等との連携を図り、共同事業等を通じて、児童や生徒の学問に対する興味や関心を高めるための公開講座や出前講座等の学習支援活動を実施する。	エ 県内の大学及び高等学校等との連携に関する目標を達成するための措置 ① 小学生・中学生向けの出前講座の拡充のための検討を行い、合意の得られた方策から実施する。	エ 県内の大学及び高等学校等との連携に関する目標を達成するための措置 ① 小学生・中・高校生向けの出前講座の拡充のための検討を行い、合意の得られた方策から実施する。また、これまでの実績を踏まえて、児童・生徒を対象にした公開講座の拡充・改善を行い、受講者数の増加を目指す。	エ 県内の大学及び高等学校等との連携に関する目標を達成するための措置 小・中・高校生向けの講座を拡充するための取組みを行うとともに、大学での学びに対する興味・関心の向上及び進路選択に資するため、高大連携を積極的に推進する。	エ 県内の大学及び高等学校等との連携に関する目標を達成するための措置 小・中・高校生向けの講座を拡充するための取組みを行うとともに、大学での学びに対する興味・関心の向上及び進路選択に資するため、各学部との連携を強めながら高大連携を積極的に推進する。	エ 県内の大学及び高等学校等との連携に関する目標を達成するための措置 小・中・高校生向けの講座を拡充するための取組みを行うとともに、大学での学びに対する興味・関心の向上及び進路選択に資するため、各学部との連携や、既に構築されている行政や高等学校との連携体制(ネットワーク)を活用して、各学部・センター等が実施する高大連携事業の周知拡大にもつな	エ 県内の大学及び高等学校等との連携に関する目標を達成するための措置 小・中・高校生向けの講座を拡充するための取組みを行うとともに、大学での学びに対する興味・関心の向上及び進路選択に資するため、各学部との連携や、既に構築されている行政や高等学校との連携体制(ネットワーク)を活用して、各学部・センター等が実施する高大連携事業の周知拡大につなげ

第 2 期中期目標 (H29～R 4)	第 2 期中期計画 (H29～R 4)	平成 29 年度計画	平成 30 年度計画	平成 31 年度計画	令和 2 年度計画	令和 3 年度計画	令和 4 年度計画
						げる。	る。また、これまでの経験を踏まえて、講座の Zoom 等での遠隔配信や映像コンテンツの提供等、多様な方法を活用し事業拡大につなげる。
		② 高知県キャリア教育推進事業費補助金を利用し、福祉・介護職に対する理解を深める事業を、高校生とその保護者などを対象に実施する。	② 高知県キャリア教育推進事業費補助金を活用し、高校生とその保護者等を対象に、福祉・介護職に対する一層の理解を深める事業を実施する。				
		③ これまでの実績を踏まえて、可能な範囲で既存プログラム(出前講座、児童・生徒対象公開講座)の拡充・改善を行い、出前講座の派遣校数・受講者数の増加を目指す。					
オ 南海トラフ地震等災害対策に関する目標 それぞれの大学の特色を生かして、専門性に基づいた取組を進め、地域の災害対策に貢献する。 高知県立大学では、高知医療センターとの包括的連携協定など、専門性を生かした連携を強化するとともに、高度な技術と実践力を備えた災害に強い専門職を養成し、地域はもとより広く国際社会に貢献する。 高知工科大学では、地震・津波の自然災害に対し、防災・減災につながる研究成果を公開し、関係機関、行政等と連携して普及を図るなど、地域の災害対策に貢献する。	オ 南海トラフ地震等災害対策に関する目標を達成するための措置 （ア） 高知医療センターなどの医療機関、看護協会などの職能団体及び県・市町村と連携し、専門性を生かした災害対策を強化する。	オ 南海トラフ地震等災害対策に関する目標を達成するための措置 （ア） ① 高知医療センターや看護協会などと継続して連携し、専門性を生かした災害対策の強化について検討する。	オ 南海トラフ地震等災害対策に関する目標を達成するための措置 （ア） 高知医療センターや看護協会、高知県、高知市等と継続して連携し、専門性を生かした災害対策の強化、防災・減災、避難所運営等に関して専門的知識を提供する。また、要配慮者を対象とした避難、減災の在り方について、当事者や関連機関と検討する。	オ 南海トラフ地震等災害対策に関する目標を達成するための措置 （ア） 高知県下の防災・減災のために、高知県、市町村防災・健康関連部局、高知医療センター、看護協会、防災士会、市民団体等の産官学民が継続連携することを促進し、住民、特に要配慮者にかかわる防災対策及び地区計画、住民活動等に対して、専門的知識の提供及びワークショップ、訓練の実施、共同研究調査等を行う。	オ 南海トラフ地震等災害対策に関する目標を達成するための措置 （ア） 高知県内の防災・減災のために、高知県及び市町村の防災・健康関連部局、高知医療センター、高知県看護協会、防災士会、市民団体等の産官学民が継続連携することを促進し、住民、特に要配慮者にかかわる防災対策及び地区計画、住民活動等に対して、専門的知識の提供及びワークショップ、訓練の実施、共同研究調査等を行う。 また、「高知県災害看護支援ネットワーク」「地域災害支援ナース育成研修」の充実を図る。	オ 南海トラフ地震等災害対策に関する目標を達成するための措置 （ア） 高知県内の防災・減災のために、県及び市町村の防災・健康関連部局、高知医療センター、高知県看護協会、防災士会、市民団体等の産官学民が継続して連携することを促進する。住民、特に要配慮者にかかわる防災対策及び地区計画、住民活動等について、専門的知識の提供及びワークショップ、訓練の実施、共同研究調査等を行う。また、「高知県災害看護支援ネットワーク」「地域災害支援ナース育成研修」の充実を図る。	オ 南海トラフ地震等災害対策に関する目標を達成するための措置 （ア） 高知県内の防災・減災のために、県及び市町村の防災・健康関連部局、高知医療センター、高知県看護協会、防災士会、市民団体等の産官学民が継続して連携することを促進する。住民、特に要配慮者にかかわる防災対策及び地区計画、住民活動等について、専門的知識の提供及びワークショップ、訓練、共同研究調査等を行う。また、「高知県災害看護支援ネットワーク」の活動の維持や「地域災害支援ナース育成研修」の持続可能な開催方法を検討し、充実に向けて提案を行う。
		② 防災・減災、避難所運営などに関し、県・市町村と連携し、専門的知識を提供する。					
		③ 高知市との連携協定をふまえ、高知市と池キャンパスの避難所運営ルールを整備する。					
	（イ） 災害時には大学の施	（イ）	（イ） 避難所となる大学施設	（イ） 避難所となる施設が安	（イ） 避難所となる大学施設	（イ） 被災者に適切な支援が	（イ） 被災者に適切な支援が

第 2 期中期目標 (H29～R 4)	第 2 期中期計画 (H29～R 4)	平成 29 年度計画	平成 30 年度計画	平成 31 年度計画	令和 2 年度計画	令和 3 年度計画	令和 4 年度計画
	設・設備を地域住民らに開放するとともに、教職員も被災者の救護・支援等が行えるような取組を推進する。	① 避難所となる施設が安全に使用できるよう危険個所の改修について検討を行う。	が安全に使用できるよう危険個所の改修について検討し、修繕計画を立案する。また、高知市との連携協定を踏まえ、池キャンパスの避難所運営ルールを整備する。さらに、被災者に適切な支援等が行えるよう、必要な防災備蓄品を洗い出すとともに、備蓄品リストを作成し、関係部署との情報共有を進める。	全に使用できるよう平成 30 年度に策定した修繕計画に基づき、危険箇所の改修を進める。また、備蓄品リストの作成や池キャンパスの避難所運営ルールを整備する。永国寺キャンパスの災害時の運用については、体制の整備等必要な調整を進める。	が安全に使用できるよう平成 30 年度に策定した長期修繕計画に基づき体育館非構造部材の耐震化、避難所運営マニュアルや防災基本マニュアルを見直し防災活動を継続して行う。また、池キャンパスの避難所運営ルールの整備、永国寺キャンパスの災害時の体制整備等必要な調整を行う。	行えるよう、感染症対策の備蓄品も含め点検を行い、必要な防災備蓄品を整えとともに、関係部署との情報共有を行う。また、池キャンパスの避難所運営ルールやマニュアルの点検・見直し、永国寺キャンパスの災害時の体制整備等必要な調整を行う。	行えるよう、感染症対策の備蓄品も含め点検を行い、必要な防災備蓄品を整えとともに、関係部署との情報共有を行う。また、池キャンパスの避難所運営マニュアルを完成させるとともに、永国寺キャンパスの災害時の体制整備等必要な調整を行う。
		② 被災者に適切な支援等が行えるよう、必要な防災備蓄品を洗い出すとともに、備蓄品リストを作成し、関係部署との情報共有を進める。					
	(ウ) 災害に強い専門職及び国際社会に貢献できる災害看護のグローバルリーダーを育成する。	(ウ) ① 各学部・研究科において、様々な災害状況に対応できる社会人・専門職者を養成するため、災害に関する教育内容を検討する。	(ウ) 各学部・研究科において、様々な災害状況に対応できる専門職者を養成するため、災害に関する教育内容を検討する。特に、看護学研究科は、看護学専攻においても災害看護学の教育研究科目を設置することに向けて準備する。また、文化学部は地域防災について、社会福祉学部は災害福祉について、健康栄養学部は災害食について、教育内容を検討する。	(ウ) 各学部・研究科において、様々な災害状況に対応できる専門職者を養成するため、災害に関する教育内容を検討する。看護学研究科は、共同災害看護学のカリキュラム改正や国際・災害看護学の研究コースの準備を行う。また、文化学部は地域防災、社会福祉学部は災害福祉、健康栄養学部は災害食に関する教育を実施する。	(ウ) 各学部・研究科において、様々な災害状況に対応できる専門職者を養成するため、災害に関する教育を行う。看護学研究科は、災害・国際看護学研究コースのカリキュラムを構築し、「5 大学災害看護コンソーシアム」で連携する 4 大学（兵庫県立大学・日本赤十字看護大学・千葉大学・東京医科歯科大学）と協働して学べるよう準備を行う。 また、引き続き文化学部は地域防災、社会福祉学部は災害福祉、健康栄養学部は災害食に関する教育を実施する。	(ウ) 引き続き、災害に強い専門職者を養成するため、文化学部では地域防災、看護学部では災害看護学や国際看護学、社会福祉学部では災害福祉、健康栄養学部では災害食に関する教育を実施するなど、各学部・研究科において災害に関する教育を行う。 看護学研究科は、令和 3 年度から開始される博士前期課程の災害・国際看護学領域・災害看護副専攻プログラムの教育研究を行う。さらに兵庫県立大学・日本赤十字看護大学・千葉大学・東京医科歯科大学との災害看護コンソーシアムに参画し、災害看護学の教育研究に取り組む。 さらに、大学全体で、地域災害支援拠点として、事業を展開する。	(ウ) 引き続き、災害に強い専門職者を養成するため、文化学部では地域防災、看護学部では災害看護学や国際看護学、社会福祉学部では災害福祉、健康栄養学部では災害食に関する教育を実施するなど、各学部・研究科において災害に関する教育を行う。 看護学研究科は、修了生・在学生に日本災害看護学会年次大会での成果発表や交流会への参画を促し、全国の実践家や研究者に成果を発信するとともに、交流・知見を深める機会とする。また、兵庫県立大学・日本赤十字看護大学・千葉大学・東京医科歯科大学との災害看護コンソーシアムに参画し、災害看護学の教育研究に取り組む。 さらに、大学全体で、地域災害支援拠点として、事業を展開する。
		② D N G L プログラムにおいては、プログラムの充実を					

第 2 期中期目標 (H29～R 4)	第 2 期中期計画 (H29～R 4)	平成 29 年度計画	平成 30 年度計画	平成 31 年度計画	令和 2 年度計画	令和 3 年度計画	令和 4 年度計画
		図り、グローバルリーダーを育成する。					
カ 国際交流に関する目標 大学の人的資源及び物的資源を活用し、地域の国際交流に資する活動に貢献する。	カ 国際交流に関する目標を達成するための措置 国際交流センターを中心に、地域における国際交流と多文化共生社会づくりを推進する拠点づくりに取り組むとともに、国際交流活動及び国際理解教育を実施する。	カ 国際交流に関する目標を達成するための措置 ① 県内在住で日本語を母語としない人々に対する日本語講座の内容を充実させて実施する。	カ 国際交流に関する目標を達成するための措置 地域の国際交流に貢献するため、県内在住の外国人が、地域を知り交流する活動を企画、実行する。また、県内在住で日本語を母語としない人々に対する日本語講座を継続して実施する。	カ 国際交流に関する目標を達成するための措置 県内在住で日本語を母語としない人々に対する日本語講座を継続して実施する。また、留学生を含めた県内在住の外国人が地域を知り交流を促進する活動を企画、実行する。	カ 国際交流に関する目標を達成するための措置 国際交流センターを中心に、県内在住で日本語を母語としない人々に対する日本語講座を継続して実施する。また、留学生を含めた県内在住の外国人が地域を知り、地域との交流を深める活動を継続して実施する。	カ 国際交流に関する目標を達成するための措置 国際交流センターは、SDGsの考え方を踏まえて、県内在住で日本語を母語としない人々に対する日本語講座を継続して実施する。多文化共生社会づくりの考えのもと、「国際日本学プログラム」等の事業を継続実施し、留学生を含む外国人が県内の地域を知り、地域との交流を深める活動を継続して実施する。	カ 国際交流に関する目標を達成するための措置 国際交流センターは、SDGsの考え方を踏まえて、県内在住で日本語を母語としない人々に対する日本語講座を継続して実施する。また、多文化共生社会づくりの考えのもと、「国際日本学プログラム」等の事業を継続実施し、留学生を含む外国人が県内の地域を知り、地域との交流を深める活動を継続して実施する。
		② 留学生を含めた県内在住の外国人が地域を知り交流を促進する活動を企画、実行する。					
1 教育の質の向上に関する目標 (2) 高知工科大学 ア 教育の内容及び養成する人材に関する目標 高い専門性に基づき学士課程及び大学院を通じて来るべき社会に活躍できる人材の育成を目指し、時代や社会の変化に対応できる深く幅広い知識及び教養並びに創造的思考力を備えることができるよう、教育内容の充実を図る。	1 教育の質の向上に関する目標を達成するための措置 (2) 高知工科大学 ア 教育の内容及び養成する人材に関する目標を達成するための措置 (ア) 時代や社会の変化に対応できる人材を育成するため、基礎教育を強化するとともに、学生の学力や関心等に応じた教育を効果的に行うなど、教育内容の充実を図る。	1 教育の質の向上に関する目標を達成するための措置 (2) 高知工科大学 ア 教育の内容及び養成する人材に関する目標を達成するための措置 ① 各専門分野において基盤となる知識を十分に修得させるため、学士課程科目において精査及び見直しを行った新たなカリキュラムの運用を開始するとともに、その検証を通じて改善を検討する。	1 教育の質の向上に関する目標を達成するための措置 (2) 高知工科大学 ア 教育の内容及び養成する人材に関する目標を達成するための措置 (ア) ① 専門性の基盤となる知識を修得させるため、改編されたカリキュラムの円滑な運用とともに、平成 29 年度に実現した主要科目を 1 限目から 3 限目までに配置する施策を継続して推進する。特に、主体的な学修を促進するため、前述の科目配置により、授業時間外の自主学修にどのような変化があったかを実施 1 年目の学生アンケート調査やヒアリング等を通じて検証し、必要に応じて改善を行う。	1 教育の質の向上に関する目標を達成するための措置 (2) 高知工科大学 ア 教育の内容及び養成する人材に関する目標を達成するための措置 (ア) ① 基礎教育の強化を目的に、工学全般の基礎理論・基礎概念を理解できる人材を養成する制度の新設に向け、ワーキンググループを立ち上げ、現行の課題を整理するとともに、具体的な施策や制度化を行う。 また、3 年目を迎えた主要科目の 1 限目から 3 限目までに配置する施策において、学生生活アンケート等から見えてきた課題や問題点の改善を行い、学修効果をさらに高める。	1 教育の質の向上に関する目標を達成するための措置 (2) 高知工科大学 ア 教育の内容及び養成する人材に関する目標を達成するための措置 (ア) ① 工学に関する幅広い基礎理論・基礎概念を理解できる工学系人材の養成を目的とした、工学系 3 学群の新しいカリキュラムの運用を開始する。このカリキュラムが適切に運用されるよう、教育センターが中心となり、学生一人ひとりの学修状況を把握、分析する。例えば、再編した工学系共通科目の履修や単位取得状況の把握、成績評価や学修時間の分析、プレースメントテストの結果による数学の入学前教育プログラムの効果検証を行い、次年度に向けた改善を検討する。	1 教育の質の向上に関する目標を達成するための措置 (2) 高知工科大学 ア 教育の内容及び養成する人材に関する目標を達成するための措置 (ア) ① 引き続き、令和 2 年度の工学系 3 学群入学から適用した「工学系共通科目」について、適切な履修指導を行い、カリキュラムの円滑な運用を実施するとともに、学修状況の把握及び分析を行う。また、数学の入学前教育について、効果検証を行う。 令和 3 年度に議論を開始した、全学共通科目である英語と数学の実施方法について、必要な改善を行う。 令和 5 年度入学生から適用する環境理工学群及び情報学群の新専攻について、カリキュラム等を決定する。 令和 3 年度に設置したデータ&イノベーション推進室において、全学的な AI・データサイエンス分野の教育等について検討する。 高知県が設置した高知工科大学新学群検討会の審議状況をふまえつつ、新学群の教育	1 教育の質の向上に関する目標を達成するための措置 (2) 高知工科大学 ア 教育の内容及び養成する人材に関する目標を達成するための措置 (ア) ① 令和 2 年度の工学系 3 学群入学から適用した「工学系共通科目」について、引き続きカリキュラム運用及び授業実施方法等の検証を行う。 令和 3 年度に議論を開始した、全学共通科目である英語と数学の実施方法について、必要な改善を行う。 令和 5 年度入学生から適用する環境理工学群及び情報学群の新専攻について、カリキュラム等を決定する。 令和 3 年度に設置したデータ&イノベーション推進室において、全学的な AI・データサイエンス分野の教育等について検討する。 高知県が設置した高知工科大学新学群検討会の審議状況をふまえつつ、新学群の教育

第 2 期中期目標 (H29～R 4)	第 2 期中期計画 (H29～R 4)	平成 29 年度計画	平成 30 年度計画	平成 31 年度計画	令和 2 年度計画	令和 3 年度計画	令和 4 年度計画
							内容の検討、開設準備を進める。
		② 成績上位層の学生を対象としたアドバンスプログラム等、学生の学力や関心等に応じた教育施策を実施する。また、入学者の大学教育への順調な接続を図るために、導入教育を実施する。	② 学生の多様化に応じた、学業意欲の向上と効果的な学修方法について、成績上位層向けの「KUTアドバンスプログラム」やグローバル人材育成のための「ジョン万次郎プログラム」等の施策を継続して実施する。特に、学生アンケート調査等を通じて検証、改善を重ね、学修効果を高めていく。	② 多様化する学生に対応するため、成績上位層向けの「KUTアドバンスプログラム」を継続するとともに、成績や生活に問題を抱える学生へのケアをこれまで以上に強化する。引き続き、本学の特長であるクォータ制度を活かし、年4回更新される成績データや出欠状況、学生生活アンケート結果等、学生に関連するデータを組み合わせ、問題を抱える学生の情報をより早く把握することで、組織的に対応する機能を強化する。	② 多様化する学生に対応するため、成績上位層向けの「KUTアドバンスプログラム」を継続的に実施するとともに、より使いやすい制度となるよう、支援内容等の見直しを行う。 また、本学の特徴であるクォータ制度を活かし、年4回更新される成績データ等を用いて、問題を抱える学生を早期に発見するとともに、事務局内の部署間や教員組織のほか、必要に応じて学生の保護者とも連携し、組織的に対応する。	② 引き続き、多様化する学生に対応するため、成績上位層向けの「KUTアドバンスプログラム」を実施するとともに、より使いやすい制度となるよう、支援内容等の見直しを行う。 また、本学の特徴であるクォータ制度を活かし、年4回更新される成績データ等を用いて、問題を抱える学生を早期に発見するとともに、事務局内の部署間や教員組織のほか、必要に応じて学生の保護者とも連携し、組織的に対応する。	② 引き続き、多様化する学生に対応するため、成績上位層向けの「KUTアドバンスプログラム」を実施するとともに、前年度に見直した支援制度の周知を図る。 また、本学の特徴であるクォータ制度を活かし、年4回更新される成績データ等を用いて、問題を抱える学生を早期に発見するとともに、事務局内の部署間や教員組織のほか、必要に応じて学生の保護者とも連携し、組織的に対応する。
		③ 優秀な中学・高校教員を養成するため、教職課程における教育を強化するとともに、採用試験に向けた対策や学生指導等を実施する。	③ 教員を目指す学生を支援するため、教職課程において、採用試験に向けた対策や学生指導等を実施する。 特に、新たに認可された数学の専修免許の課程を適切に運用する。	③ 教員を目指す学生が、所属する学群・専攻の専門科目と教職課程科目の履修及び学修を両立し、優秀な教員を目指すような、時間割を改善するとともに、教職協働による組織的できめ細やかな支援体制を強化する。特に教員採用試験対策においては、低年次から開始する試験対策講座や学習会を継続的に実施するとともに、学生一人ひとりの目標や学修状況に応じたサポートを組織的に実施し、前年度の採用者数を維持する。	③ 高い専門性と見識を持つ教員の養成を目指し、学生一人ひとりの学修や学生生活を把握し、学生個人の目標や状況に応じた質の高い支援を行えるよう、教職課程の教員と職員による定期的な会議をはじめ、教職協働による組織的で、きめ細やかな支援体制を維持する。 また、教員採用試験対策については、一部のプログラムを外部委託し効率化と質の向上を図る。	③ 引き続き、教職課程における教職協働体制を維持することで、教職員が連携し教員を目指す学生の教職指導を適切に行う。 高度かつ最新の専門的知見を身につけた教員の養成を目指し、学生一人ひとりが主体的かつ意欲的に学べるような支援を継続する。 教員採用試験対策については、インターネット等を活用することで、効率的な支援を行う。	③ 引き続き、教職課程において教職協働の体制で、オンラインでの授業や指導を効果的に取り入れながら、学生指導、教員採用試験対策等を行い、教員を目指す学生を支援する。
	(イ) 国内外の第一線で活躍できる人材を育成するため、学士課程・修士課程の連続教育プログラム充実等の教育改革を推進する。	(イ) 学士課程の専攻と修士課程のコースとの連続性を意識したカリキュラムに基づいて、専攻及びコースの改編を実施するとともに、適切な運用を図る。	(イ) 学士課程と修士課程の接続性を強化し学位の質をさらに高めるため、学士課程の専攻と、修士課程のコースのディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーの体系化を中心とした改善	(イ) 6年間一貫教育を実質化し、社会で活躍する高度技術者をこれまで以上に輩出するため、工学全般の基礎理論・基盤概念の要点の理解を深める基盤科目群の設置によるカリキュラム改革	(イ) 学士課程と修士課程の接続性を高めるため、令和2年度からスタートする工学系3学群の新しいカリキュラムの年次進行を円滑に進めることを目的とした施策を行う。具体的には、新	(イ) 引き続き、学士課程と修士課程の接続性を高めるために令和2年度からスタートした工学系3学群の新しいカリキュラムについて、新入生ガイダンス等を通じてその意図を丁寧に説	(イ) 学士課程と修士課程の接続性を高めるための工学系3学群の新しいカリキュラム及び令和2年度に決定した5年間のプログラムを含む学士課程・修士課程一貫教育について、新入生ガ

第 2 期中期目標 (H29～R 4)	第 2 期中期計画 (H29～R 4)	平成 29 年度計画	平成 30 年度計画	平成 31 年度計画	令和 2 年度計画	令和 3 年度計画	令和 4 年度計画
			を進め、そのポリシーに基づく履修指導を遂行する。	を中心に、工学系の学生の基礎力及び専門力の向上を図る。教育センターのもと学群を跨がるワーキンググループを設置し、履修や成績をはじめとする学生の 6 年間の学修に関するデータを分析し、現状の教育課題を把握、整理を行い、具体的な施策と制度を実現する。	入生ガイダンスを通じて、これからの社会の変化や、その中で技術者に求められる知識や能力に関し丁寧に説明し、カリキュラムに対する理解を深め、動機付けを行う。 また、各学群において履修指導期間での、履修モデルに基づく履修指導を徹底し、学生が適切に履修計画を立てられるよう支援する。 一方、修士課程においては、研究を計画的に進められるよう、入学から学位授与までの学びの流れや学位審査等の手続きを含めた研究指導計画の策定を検討する。	明し、カリキュラムに対する理解を深め、大学院進学への動機付けを行う。また、履修モデルに基づく履修指導を徹底し、学生が適切に履修計画を立てられるよう支援する。 また、修士課程の研究を計画的に進められるよう、全学で活用できる研究指導計画の策定について検討する。	イダンス等を通じてその意図を丁寧に説明し、カリキュラムに対する理解を深め、大学院進学への動機付けを行う。
	(ウ) 高い専門性を有する人材を育成するため、博士後期課程の研究指導を含めた教育内容の充実を図る。	(ウ) 研究者・技術者としてのスキルを涵養するため、指導内容を充実させるとともに、理工学分野の知見を広めるための専門科目を見直し、研究指導体制を充実させる。	(ウ) 研究者・技術者としてのスキルを涵養するため、研究指導体制を充実させる。特に、海外大学からの招聘教員による指導審査を有効に活用する。また、学位の質を高めるため、平成 29 年度に開催要件を定めた公開論文審査会を適切に開催する。	(ウ) 博士後期課程の学位の質の保証を目的に、高い学術性を有する論文の出版を条件とする論文審査会開催や学位授与基準が厳格に運用されるよう、博士後期課程委員会を中心に学生一人ひとりの学修成果を適切に把握し、管理を行う。	(ウ) 博士後期課程の学位の質の保証を目的に、公開論文審査会開催基準や学位論文審査基準の厳格な運用を維持し、博士後期課程委員会を中心に学生一人ひとりの学修成果を適切に把握し、管理を行う。 また、質の高い研究指導を行うため、研究指導方法や学位授与までのプロセスを示す、研究指導計画の策定を検討する。	(ウ) 引き続き、博士後期課程の学位の質の保証を目的に、公開論文審査会開催基準や学位論文審査基準の厳格な運用を行い、博士後期課程委員会を中心に学生一人ひとりの学修成果を適切に把握し、管理を行う。 また、令和 2 年度に検討を開始した研究指導方法や学位授与までのプロセスを示す、研究指導計画の策定を進める。	(ウ) 引き続き、博士後期課程の学位の質の保証を目的に、公開論文審査会開催基準や学位論文審査基準の厳格な運用を行い、博士後期課程委員会を中心に学生一人ひとりの学修成果を適切に把握し、管理を行う。 令和 3 年度に決定した研究指導計画に関する申し合わせの運用を開始するとともに、内容等に問題がないか検証を行う。 令和 3 年度に採択された、博士後期課程学生を対象とした科学技術振興機構による「次世代研究者挑戦的研究プログラム」を活用し、研究力向上に向けた支援を行う。
	(エ) 社会人としての基礎力を獲得させるため、キャリア教育の充実を図る。	(エ) キャリア形成を支援するための授業を引き続き実施するとともに、講義計画の改善を図る。	(エ) 就職センターのもとに設置したキャリア系科目検討ワーキンググループを全学群に拡大し、	(エ) 就職センター及び教育センターの協働によるワーキンググループを通して、今後求められる	(エ) 前年度検討したキャリア教育科目再編案の令和 3 年度以降の実装に向け、具体的に学群ごと	(エ) 引き続き、再編したキャリア教育科目の学群ごとの実装に向けた検討を進める。	(エ) 令和 2 年度入学生から適用している新カリキュラムを本格実施するとともに、引き続き、効

第 2 期中期目標 (H29～R 4)	第 2 期中期計画 (H29～R 4)	平成 29 年度計画	平成 30 年度計画	平成 31 年度計画	令和 2 年度計画	令和 3 年度計画	令和 4 年度計画
			全学的な統一基準を設ける。そのうえで各分野で求められる職業観を重視した講義を展開する。 また、インターンシップの参加率向上及び実施内容等の改善に向けた検討を行う。	キャリア教育について議論を継続し、講義計画や支援施策に反映させる。	の授業内容について議論を継続する。 また、在学生に適用している現行科目についても、前述の再編案との整合性を意識し、効果的なキャリア形成支援のための授業内容の改善を図る。	効果的なキャリア形成支援のための正課・正課外のプログラムの改善を図る。	果的なキャリア形成支援のための授業科目及び正課外プログラムを提供する。
イ 教育の実施体制に関する目標 高知工科大学の理念に沿った教育を提供するため、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）に基づいた、教育の実施体制の充実を図る。	イ 教育の実施体制に関する目標を達成するための措置 （ア） 学群・研究科制のもとで、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）に基づく教育の実施体制を充実させる。また、教職協働の組織である各センターの活動を教育に効果的に反映させるための体制を発展させる。	イ 教育の実施体制に関する目標を達成するための措置 （ア） 4 学群・1 研究科制を維持するとともに、教育組織について、効果的な運営を図るため見直しを行い、教育体制を改善する。	イ 教育の実施体制に関する目標を達成するための措置 （ア） 4 学群・1 研究科制及び教職協働の各センター制を基本に、必要に応じて教育組織の見直しを図る。特に、新教育プログラムの可能性を検討する。	イ 教育の実施体制に関する目標を達成するための措置 （ア） 平成 30 年度に見直しを行ったディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーに基づく教育課程を適切に遂行できるよう、教職協働センター運営の活性化を図る。個別的教育案件を全学的に深く議論し、迅速に施策に活かす仕組みとして、学群や複数のセンターに跨るワーキンググループを継続し、あるいは必要に応じて立ち上げ、教育改革、教育改善を進める。	イ 教育の実施体制に関する目標を達成するための措置 （ア） ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーに基づく教育課程を適切に遂行できるよう、引き続き教職協働センターの運営の活性化を図る。特にセンターの運営の PDCA サイクルが適切に回るよう、データに基づき、様々な施策の効果を検証し、カリキュラムや授業実施方法の見直し、適切な単位認定といった教育改善を進める。 前年度に実施したオンライン授業の効果を検証し、今後の在り方を検討する。 令和 2 年度までに検討を重ねてきた新学群について、新たに設置した教員組織において、具体的に教育内容や教育体制等を議論し、設置準備を進める。	イ 教育の実施体制に関する目標を達成するための措置 （ア） 引き続き、教職協働センターの運営の活性化を図るとともに、必要に応じてセンター間の連携を図る。これにより、教育における PDCA サイクルが適切に回るよう、データに基づき、様々な施策の効果を検証し、カリキュラムや授業実施方法の見直し、適切な単位認定といった教育改善を進める。 また、令和 2 年度から実施したオンライン授業について、効果的な教育が期待できる科目の検証等を行いながら、引き続き実施する。	イ 教育の実施体制に関する目標を達成するための措置 （ア） 引き続き、教職協働センターの運営の活性化を図るとともに、必要に応じてセンター間の連携を図る。 これにより、教育における PDCA サイクルが適切に回るよう、データに基づき、様々な施策の効果を検証し、カリキュラムや授業実施方法の見直し、適切な単位認定といった教育改善を進める。 また、令和 2 年度から実施したオンライン授業について、効果的な教育が期待できる科目の検証等を行いながら、引き続き実施する。
	（イ） 大学の理念に沿った教育を提供するため、教員体制及び評価制度の充実や教育環境の整備等を行う。	（イ） 学生指導の充実等、教育の質向上を図るため、必要な分野の教員を採用し、配置する。また、学生の学習環境を向上させるため、情報教育 IT インフラの維持及び整備を行うとともに、学生の自主学習を支援するため、附属情報図書館の資料やサービスの充実を図る。	（イ） 学生指導の充実等、教育の質向上を図るため、必要な分野の教員を採用し、配置する。 また、香美キャンパス附属情報図書館の 24 時間開館の運用の充実を図るとともに、高知県立大学永国寺図書館との連携のもと、永国寺キャンパス附属情報図書館における学生サービスの拡充を検討する。	（イ） 学生指導の充実等、教育の質向上を図るため、必要な分野の教員を採用し、配置する。 引き続き、両キャンパス附属情報図書館における学生サービスを維持するとともに、香美キャンパス附属情報図書館においては、グループ学習室及びリラクゼーションルームの設置等の検討を始める。	（イ） 学生指導の充実等、教育の質向上を図るため、必要な分野の教員を採用し、配置する。 引き続き、両キャンパス附属情報図書館における学生サービスの維持・向上を図り、香美キャンパス附属情報図書館においては、24 時間開館を実施する。	（イ） 引き続き、学生指導の充実等、教育の質向上を図るため、必要な分野の教員を採用し、配置する。 新学群の開設に向けて専任教員を募集し、優秀な人材を確保する。 引き続き、両キャンパス附属情報図書館における学生サービスの維持・向上を図り、香美キャンパス附属情報図書館においては、24 時間	（イ） 引き続き、学生指導の充実等、教育の質の向上を図るため、必要な分野の教員を採用し、配置する。 引き続き、両キャンパス附属情報図書館における学生サービスの維持・向上を図り、香美キャンパス附属情報図書館においては、24 時間

第 2 期中期目標 (H29～R 4)	第 2 期中期計画 (H29～R 4)	平成 29 年度計画	平成 30 年度計画	平成 31 年度計画	令和 2 年度計画	令和 3 年度計画	令和 4 年度計画
						開館を実施する。	
ウ 教育の国際化に関する目標 社会の変化に対応し、世界で活躍できる人材を育成するため、学生の語学力の向上を図り、留学生の受入れや学生の留学の促進など国際社会や異文化への理解を深める機会を積極的に提供するなど、学生の国際性を高める取組を実施する。	ウ 教育の国際化に関する目標を達成するための措置 学生の国際性の向上を図るため、本学が定めた「グローバル教育の方向性」に基づいた英語教育を推進するとともに、質の高い海外体験や国際交流の機会を提供するなど、グローバル人材育成に繋がる取組を推進する。	ウ 教育の国際化に関する目標を達成するための措置 ① グローバル化への関心度、国際交流経験及び英語コミュニケーション能力の異なる各学生層に、それぞれ対応するための新たな取組を検討する。また、継続的な英語学習への動機づけにつながる仕組みづくり及び環境整備に取り組む。	ウ 教育の国際化に関する目標を達成するための措置 ① 本学が定めたグローバル教育の方向性に基づき、「ジョン万次郎プログラム」をはじめとするグローバル人材育成施策を継続・推進しつつ、学生アンケート調査やC A S E C、T O E I C等の英語能力検定結果等を通じて検証、改善を重ね、学修効果を高めていく。特に、C A S E Cについて、1 年生に入学時と年度末に受験させ、習熟度を確認するなど、今後の改善に繋げる。 また、平成 30 年度から開始する、修士学生への「研究留学奨励プログラム」を円滑に実施する。	ウ 教育の国際化に関する目標を達成するための措置 ① 「ジョン万次郎プログラム」を軸に、正課及び正課外で、英語教育をはじめとするグローバル人材育成の取組を推進する。低年次からの動機付けを強化し、入学直後から、国際交流活動等に参加する機会の提供や利用促進活動を積極的に展開する。また、英語教育においては、英語コミュニケーション能力判定テスト「CASEC」のスコアを用いて学修成果を把握しつつ、オンラインの学習管理システムを活用し、主体的な学びを促進する。また、英語学習に特化した学習スペース「E-Square」の機能強化を図り、利用を促進する。	ウ 教育の国際化に関する目標を達成するための措置 ① グローバル化への関心度、国際交流経験及び英語コミュニケーション能力の異なる各学生層に対応するため、これまでの取組を活かしながら、英語力の向上と国際交流活動への参加の促進を目指す。 継続的な英語学習への動機付けに繋がる仕組み、自習環境を活用した英語力の向上を促進する。	ウ 教育の国際化に関する目標を達成するための措置 ① グローバル人材の育成を目的とした「ジョン万次郎プログラム」は、特に新入生に対する広報活動に重点を置き、参加促進を図るとともに、修了者増加を目指す。 引き続き、TOEIC-IP テストを定期的実施するなど、学生の英語学習に対するモチベーション維持に努め、学習環境を整える。また、英語コミュニケーション能力判定テスト「CASEC」の入学時及び年度末の点数を検証し、今後の英語教育の改善に繋げる。	ウ 教育の国際化に関する目標を達成するための措置 ① 引き続き、グローバル人材の育成を目的とした「ジョン万次郎プログラム」等、英語学習への動機付けに繋がる取組を実施する。 また、学修成果等を把握するため TOEIC-IP テスト等を実施するとともに、主体的な英語学習を促進するための自習環境を提供する。
		② 学生の国際性を涵養するため、海外研修や短期留学等の機会を提供するとともに、報告会を開催するなど、学生に効果的に周知し、参加を促進する。	② 学生の国際性を涵養するため、海外研修や短期留学等の機会を提供するとともに、学生に効果的に周知し、参加を促進する。 特に、試行的に実施した、米国での「English Boot Camp」の規模を拡大して本格実施するほか、平成 29 年度に制度化した、「修士研究留学奨励プログラム」への参加を促進する。	② 学生の国際性を涵養するため、海外研修や短期留学等の機会を提供するとともに、学生への動機付けを意識した効果的な周知により、参加を促進する。 特に、英語圏での「English Boot Camp」を定着させるほか、「修士研究留学奨励プログラム」による海外派遣を促進する。 また、インターナショナルハウス（国際交流会館）の機能を充実させ、多くの学生が気軽に海外を感じることが出来る場を提供する。	② 学生の国際性を涵養するため、海外研修や短期留学等の機会を充実させるとともに、既存プログラムの内容を見直す。また、学生の留学体験談の動画を大学ホームページで配信するなど、効果的に周知・浸透させていくことによって学生の海外志向を喚起し、各プログラムへの参加を促す。	② 引き続き、学生の国際性を涵養するため、海外研修、派遣留学等を実施するとともに、旅費助成制度を継続することで、海外短期プログラムや国際会議への参加等を促進し、国内外において多様な国際体験の機会を提供する。 国内研修やインターネットを活用したプログラム等、コロナ禍における国際交流の研修プログラムの提供を検討する。	② 引き続き、学生の国際性を涵養するため、多様な国際体験の機会を提供する。コロナ禍の状況を考慮し、オンライン研修、本学留学生との交流、学内語学研修等、県内での研修を中心に実施するとともに、派遣留学をはじめとする引率を伴わない個人での留学の再開を検討する。
エ 学生支援に関する目標 学生が安心して健康な大学生活を過ごし、豊かな人間性、社会性等を養い、社会に有為な職業人として成長できるよう、多様な学生のニーズに対応した学生支援を行うとともに、学生の生活拠点の在り方について検討を行う。	エ 学生支援に関する目標を達成するための措置 （ア） 学生が安心して学業に専念できるよう、学生の置かれた経済状況に沿った支援を行う。	エ 学生支援に関する目標を達成するための措置 （ア） 授業料免除制度を実施し、経済的支援を必要とする学生を支援する。	エ 学生支援に関する目標を達成するための措置 （ア） 授業料免除制度について、予算の範囲内で公平な配分となるよう適切に運用し、学生の就学機会の確保に努める。 特に、平成 28 年度に制度化された「修士課程就学支援制度」の運用を	エ 学生支援に関する目標を達成するための措置 （ア） 授業料免除制度について、予算の範囲内で公平な配分となるよう適切に運用し、学生の就学機会の確保に努める。また、平成 30 年度から運用を開始した「修士課程就学支援制度」により、	エ 学生支援に関する目標を達成するための措置 （ア） 令和 2 年度から国が実施する「高等教育の修学支援新制度」を、適切に運用する。 授業料免除制度については、予算の範囲内で公平な配分となるよう適切に運用し、学生の就	エ 学生支援に関する目標を達成するための措置 （ア） 引き続き、令和 2 年度から開始された「高等教育の修学支援新制度」を、適切に運用する。 また、授業料免除制度については、予算の範囲内で公平な配分となるよう適切に運用し、学生	エ 学生支援に関する目標を達成するための措置 （ア） 引き続き、令和 2 年度から開始された「高等教育の修学支援新制度」を、適切に運用する。 また、授業料免除制度については、予算の範囲内で公平な配分となるよう適切に運用し、学生

第 2 期中期目標 (H29～R 4)	第 2 期中期計画 (H29～R 4)	平成 29 年度計画	平成 30 年度計画	平成 31 年度計画	令和 2 年度計画	令和 3 年度計画	令和 4 年度計画
また、学生が望む進路実現に向けた支援を実施するとともに、県内企業への就職を促進する。			平成 30 年度から開始するにあたり、適切な運用の確立を図る。	修士課程への進学を希望する経済的支援が必要な学生を支援する。 文部科学省が検討を進めている「高等教育段階の教育費負担軽減の方策」の実施に向け、必要な準備を進める。	学機会の確保に努める。また、修士課程就学支援制度により、経済的支援が必要な修士課程への進学を希望する学生を支援する。	の就学機会の確保に努める。併せて、修士課程就学支援制度により、修士課程への進学を希望する経済的支援が必要な学生を支援する。	の就学機会の確保に努める。併せて、修士課程就学支援制度により、修士課程への進学を希望する経済的支援が必要な学生を支援する。
	(イ) 学業以外でも充実した学生生活を送ることができるよう、課外活動や寮生活等に対し支援を行う。	(イ) 課外活動を充実させるため、後援会と連携し、経済的支援や施設整備等を行う。また、寮生への生活指導等を推進する。	(イ) 後援会と連携し、各キャンパスの環境整備や課外活動充実のための施設整備を行う。特に、3 期工事が完了した永国寺キャンパスの環境整備を重点的に行う。 また、寮生に対しては食育をはじめとして、生活指導等を推進する。	(イ) 校友会と連携し、各キャンパスでの学生生活の充実を図る環境整備や課外活動に対する活動費・遠征費助成及び施設等整備を行う。 寮生に対しては、食育をはじめとした健康管理や生活指導等を行うとともに、学生がより良い環境で学生生活を送ることができるよう支援する。	(イ) 課外活動を充実させるため、引き続き校友会と連携し、各キャンパスでの施設整備や活動費・遠征費等の経済的支援を実施する。 また、寮生への生活指導等を推進し、より良い環境で生活できる環境づくりや意見交換できる場を設け、学生生活を支援するとともに、永国寺キャンパスで活動する学生の生活環境向上を目的として建設中の新たかそね寮（仮称）について、令和 3 年度からの運用開始に向けた準備を行う。	(イ) 引き続き、課外活動を充実させるため、校友会と連携し、各キャンパスでの施設整備や活動費・遠征費等の経済的支援を実施する。 また、寮生への生活指導等を推進し、より良い環境で生活できる環境づくりや意見交換できる場を設け、学生生活を支援する。 永国寺キャンパスで活動する学生の生活環境向上を目的として建設中のたかそね寮新棟について、運用を開始する。	(イ) 引き続き、課外活動を充実させるため、校友会と連携し、各キャンパスでの施設整備や活動費・遠征費等の経済的支援を実施する。 学生寮においては、寮生への生活指導等を推進し、より良い環境で生活できる環境づくりや意見交換できる場を設け、学生生活を支援する。また、たかそね寮新棟を加えた 3 棟体制での適切な運用を行う。
	(ウ) 学業や課外活動において、実績のある学生が更に向上心を高めることができるよう表彰制度等を実施する。	(ウ) 学業や課外活動において、優秀な学生が更に向上心を高めることができるよう、各種表彰制度及び特待生制度を実施する。	(ウ) 表彰制度については、学習意欲の向上や文武両道の促進に繋がるよう、それぞれの分野において顕著な成績を修めた者に対して表彰を行う。特に、平成 29 年度に見直した表彰基準に基づき、適正な表彰を行う。また、特待生制度については、優秀な学生が更に向上心を高めることができるように制度を運用する。	(ウ) 表彰制度については、学習意欲の向上や文武両道の促進に繋がるよう、それぞれの分野において顕著な成績を修めた者に対して表彰を行う。また、特待生制度については、優秀な学生がさらに向上心を高めることができるように制度を運用する。	(ウ) 引き続き、表彰制度については、それぞれの選考判断基準に基づき、学習意欲の向上や文武両道の促進に繋がるよう、顕著な成績を修めた者に対して表彰を行う。また、特待生制度については、優秀な学生がさらに向上心を高めることができるように制度を運用する。	(ウ) 引き続き、表彰制度については、それぞれの選考判断基準に基づき、学習意欲の向上や文武両道の促進に繋がるよう、顕著な成績を修めた者に対して表彰を行う。また、特待生制度については、優秀な学生がさらに向上心を高めることができるように制度を運用する。	(ウ) 引き続き、表彰制度については、それぞれの選考判断基準に基づき、学習意欲の向上や文武両道の促進に繋がるよう、顕著な成績を修めた者に対して表彰を行う。 また、特待生制度については、優秀な学生がさらに向上心を高めることができるように制度を運用する。
	(エ) 学生が希望する進路実現に向け、学生の希望や個性及び能力に応じたきめ細かな就職支援を行う。	(エ) 採用企業の開拓・関係強化のため、就職センターを中心に企業訪問や説明会を実施するとともに、学生と採用企業とのマッチングの場を提供する。また、進路相談等の学生に対する個別	(エ) 採用企業の開拓・関係強化のため、各学群・分野ごとの企業訪問と並行し、就職センターを中心として企業対象の大学説明会を実施する。また、進路相談等の学生に対する個別指導を継	(エ) 採用企業の開拓・関係強化のため、各学群・分野ごとの企業訪問と並行し、就職センターを中心として企業対象の大学説明会を実施する。また、進路相談等の学生に対する個別指導を継続	(エ) 各学群・分野ごとの企業訪問や各学群と連携した来訪企業対応に加え就職センターを中心に採用担当者を対象とする「大学説明会・情報交換会」を開催し、採用企業の開拓・関係強化を	(エ) 引き続き、採用企業の開拓・関係強化のため、戦略的な企業訪問や説明会を実施する。また、進路相談等の学生に対する個別指導を継続するとともに、学生と採用企業とのマッチングの場	(エ) 引き続き、採用企業の開拓・関係強化のため、戦略的な企業訪問や面談を実施する。また、進路相談等の学生に対する個別指導を継続するとともに、学生と採用企業とのマッチングの場

第 2 期中期目標 (H29～R 4)	第 2 期中期計画 (H29～R 4)	平成 29 年度計画	平成 30 年度計画	平成 31 年度計画	令和 2 年度計画	令和 3 年度計画	令和 4 年度計画
		指導や卒業生との連携による支援策を実施する。	続し、採用企業とのマッチングの場として提供する業界研究セミナーや学内会社説明会等では、卒業生との連携を図る。これらの取組みにより、就職率が 100%に近づくよう努める。	し、採用企業とのマッチングの場として提供する業界研究セミナーや学内会社説明会等では、卒業生との連携を図る。これらの取組みにより、就職率が 100%に近づくよう努める。	図る。 また、進路相談等の学生に対する個別指導を継続し、採用企業とのマッチングの場として提供する業界研究セミナーや学内会社説明会等では、卒業生との連携を図る。これらの取組みにより、就職率が 100%に近づくよう努める。	場を提供する。さらに、卒業生との連携による支援策を実施する。	を提供する。さらに卒業生との連携を図る。これらの取組みについては、オンライン化のメリットを活かしながら、対面施策を検討する。 これらにより、就職内定率が 100%に近づくよう努める。
	(オ) 県内企業への就職を促進するため、県内の産業界等との連携を強化し、県内企業の魅力を学生に紹介する。	(オ) 学生に県内企業の魅力を伝えるため、県内企業による業界研究会を早期に開催するなど、県内産業界と連携した取組を実施する。	(オ) 県内産業界と連携し、実施するインターンシップマッチングセミナーを通じ、学生に県内企業等での就労体験を促す。また、就職活動が本格的に始まる前に県内企業の協力を得て、業界研究会、企業見学バスツアーを開催し、県内企業の魅力を学生に広く浸透させる。	(オ) 県内産業界と連携して実施するインターンシップマッチングセミナーを通じ、学生に県内企業等での就労体験を促す。また、就職活動が本格的に始まる前に県内企業の協力を得て、業界研究会、県内社会人との交流会を開催し、県内企業及び県内企業で活躍する魅力を学生に広く浸透させる。	(オ) 県内産業界と連携して実施するインターンシップマッチングセミナーを通じ、学生に県内企業等での就労体験を促す。また、就職活動が本格的に始まる前に県内企業の協力を得て、業界研究会、県内社会人との交流会を開催することによって、県内企業及び県内企業で活躍する魅力を学生に広く浸透させる。	(オ) 引き続き、県内産業界と連携して実施するインターンシップマッチングセミナーを通じ、学生に県内企業等での就労体験を促す。 また、就職活動が本格的に始まる前に県内企業の協力を得て、業界研究会及び県内社会人との交流会を開催し、県内企業及び県内企業で活躍する魅力を学生に広く浸透させる。	(オ) 引き続き、県内産業界と連携して実施するインターンシップマッチングセミナーを通じ、学生に県内企業等での就労体験を促す。 また、就職活動が本格的に始まる前に県内企業の協力を得て、業界研究会及び県内社会人との交流会を開催し、県内企業及び県内企業で活躍する魅力を学生に広く浸透させる。
	(カ) 学生の身体的・精神的な健康を増進し、安全・安心をキーワードに学生支援の充実を図る。	(カ) 学生の相談窓口等を明確化し、周知を図るとともに、支援が必要な学生情報を一元化的に共有し、教職員間の連携及び学生支援の充実を図る。	(カ) 支援が必要な学生を把握した部署が、健康管理センターに情報提供できる体制を整える。センターは、事案に応じて関係部署を集め、支援方針の協議等の対応を行う。	(カ) これまで任意加入であった学生教育研究災害傷害保険（学研災）付帯賠償責任保険に平成 31 年度入学生から全員を加入させ、より安心して勉学に励める教育環境を整える。それに伴い、保険対象となる範囲が拡大するため、学生の保険請求漏れ防止を目的に保険内容の周知を行う。また、当該保険は任意加入であった平成 30 年度以前に入学した学生に対しては、引き続き加入促進のための周知を行う。 より学生が気軽に利用しやすい健康相談室づくりを行うとともに、利用方法についての周	(カ) 学生が安心して勉学に励むことのできる教育環境を整えるため、事務局各部署と健康相談室との間で相談事案の共有化を図るための学生情報共有ファイルの活用方法等について、健康管理センターを中心に学内関連センター等と協議、連携することにより、健康管理を含めた学生支援体制を改善、強化する。 また、学生に向けて健康に関する知識の普及に向けた取組を行う。	(カ) 引き続き、支援を必要とする学生について、関連する教員、事務局各部署が連携して対応する。 また、24 時間対応の健康相談窓口、メンタルヘルスのカウンセリング窓口、健康相談室等の情報を学生に周知するとともに、学生への保健指導等を実施する。	(カ) 引き続き、支援を必要とする学生について、関連する教員、事務局各部署が連携して対応する。 また、24 時間対応の健康相談窓口、メンタルヘルスのカウンセリング窓口、健康相談室等の情報を学生に周知するとともに、学生相談や保健指導等を実施する。

第 2 期中期目標 (H29～R 4)	第 2 期中期計画 (H29～R 4)	平成 29 年度計画	平成 30 年度計画	平成 31 年度計画	令和 2 年度計画	令和 3 年度計画	令和 4 年度計画
				知を行い、心理相談を含む学生相談のあり方を検討していく。			
オ 学生の受入れに関する目標 広報活動を積極的に行うとともに、入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）に基づき、選抜方法の工夫及び改善を図り、高知工科大学で学ぶにふさわしい学生の確保に努める。また、県内高等学校との連携を強化し、県内高校生の受入れを促進する。 大学院課程においては、多様な入試制度などにより、社会人及び留学生の受入れを促進する。	オ 学生の受入れに関する目標を達成するための措置 （ア） 入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）に適合する学生を確保するため、新たな入学試験等を実施するとともに、国が推進する新テストに対応する。	オ 学生の受入れに関する目標を達成するための措置 （ア） 入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）に沿った学生を確保するため、新たな入学試験及び入学試験結果による特待生制度を実施する。	オ 学生の受入れに関する目標を達成するための措置 （ア） 入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）に沿った学生を確保するため、「大学入学共通テスト（旧センター試験）」に対応した入学試験の検討を進めるとともに、ホームページ等を利用して、入試概要の周知に努める。	オ 学生の受入れに関する目標を達成するための措置 （ア） 入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）に沿った学生を確保するため、引き続き、平成 33 年度入試において導入される大学入学共通テスト及び国が求める学力の 3 要素を評価する入試への改善に対応した入学試験の検討を進めるとともに、ホームページ等を利用して、入試概要の周知に努める。また、全国的なスケジュールよりも 1 年前倒しで、平成 33 年度からの制度改変への対応を行った平成 32 年度特別選抜を実施する。 併せて、受験生の利便性を向上させ、事務の簡素化を図るため、インターネット出願を導入する。	オ 学生の受入れに関する目標を達成するための措置 （ア） 入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）に沿った学生を確保するため、令和 3 年度入試において実施される大学入学共通テストの導入及び国が求める入試制度の変更（学力の 3 要素を評価すること）に対応した入学試験を実施するとともに、大学ホームページ等を利用して、入試概要の周知に努める。 併せて、受験生の利便性を向上させ、事務の簡素化を図るために導入したインターネット出願について、新テストに対応するためのシステム改修を行い、滞りなく運用する。	オ 学生の受入れに関する目標を達成するための措置 （ア） 入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）に沿った学生を確保するため、令和 3 年度入試から実施された大学入学共通テスト及び国が求める入試制度（学力の 3 要素の評価）に対応した入学試験結果を検証し、修正が必要な箇所について検討し、改善に向けて取り組む。	オ 学生の受入れに関する目標を達成するための措置 （ア） 入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）に沿った学生を確保するため、環境理工学群の令和 5 年度入試において、新たに総合型選抜を実施する。またそれに伴う他の入試区分の変更について、受験生等への周知徹底に努めるとともに、滞りなく実施する。 他の学群については、アドミッション・ポリシーの変更も踏まえ、入試区分の見直しを行う。 大学入学共通テストにおいて、予定されている新規科目の追加や科目の統廃合等の変更を受け、本学の大学入学共通テストの利用方法を検討する。
	（イ） 国内外の第一線で活躍できる人材の育成を目指し、工学系において大学院進学を促進する。	（イ） 学士課程の在学学生等に対して、学士課程・修士課程の 6 年間一貫教育の意義を周知し、大学院への進学促進を図る。	（イ） 平成 29 年度に策定した大学院進学率向上の施策を推進する。特に、内部進学者の申請結果や学生アンケート調査結果の分析等による検証と改善を重ねる。また、学生の意識改革が必要であるため、6 年間一貫教育の意義を丁寧に説明し、理解を深める工夫を行う。	（イ） 平成 29 年度に開始した大学院進学促進施策の実施結果を分析し、さらに効果を高めるため、課題を整理し改善を行う。入学時から段階別に効果的な大学院進学の動機付けを行い、上昇傾向にある内部進学率を維持する。	（イ） 6 年間一貫教育として学士課程と修士課程の接続をさらに強化するため、3 年間経過した大学院進学促進施策の実施結果を検証し、各施策の改善を図る。 また、研究指導体制、学位審査の透明性・公平性に加えて、本学の特色を踏まえた人材養成のあり方を示すため、研究指導計画の策定の検討や学位論文審査基準の周知方法の改善を行う。	（イ） 入学希望者、新入生、在学学生等、学生の段階に応じて、パンフレット配布やオリエンテーション、授業、研究指導等を通じて、学士課程・修士課程一貫教育及び大学院進学の意味を理解させる取組みを行う。 引き続き、大学院進学促進施策の実施結果を検証し、各施策の改善を図る。	（イ） 入学希望者、新入生、在学学生等、各段階に応じて、パンフレットやオリエンテーション、授業、研究指導等を通じて、学士課程・修士課程の 6 年間一貫教育及び大学院進学の意味をより理解させる取組みを行う。また令和 2 年度に決定した 5 年一貫教育についても、制度の概要や趣旨を説明し、制度への関心を高める。
	（ウ） 博士後期課程特待生制度を広く広報し、留学生等の受入れを促進する。	（ウ） 留学生の質の向上及び増加を図るため、ホームページ等を活用し、博士後期課程特待生制度を積極的に広報する。	（ウ） 質の高い博士後期課程特待生を効率的に選抜するため、選抜方法の見直しを行う。 従来からの広報に加	（ウ） 質を担保しつつより多くの博士後期課程特待生を受け入れるため、広報の強化と学内における受入れ体制の充実を	（ウ） 質の高い博士後期課程特待生を多く受け入れるため、海外の大学訪問、英語版ホームページの充実等、広報をより強	（ウ） 優秀かつ多様な外国人留学生を受け入れるため、既存の SSP 特待生制度の募集活動を継続・強化しつつ、新たに	（ウ） 引き続き、優秀かつ多様な外国人留学生を受け入れるため、博士後期課程特待生（SSP・CSC・KUT）制度の実施及び

第2期中期目標 (H29～R 4)	第2期中期計画 (H29～R 4)	平成 29 年度計画	平成 30 年度計画	平成 31 年度計画	令和 2 年度計画	令和 3 年度計画	令和 4 年度計画
			え、教員の研究プロジェクトの広報を積極的に行う。	図る。	化する。	導入した CSC-KUT 特待生の募集活動を軌道に乗せる。	直接、間接的な方法による広報の効率化並びに充実を図る。
	(エ) 高知県内高校からの入学を支援するための入試制度及び奨学制度を実施する。	(エ) 高知県内の学生を受け入れる制度を実施するとともに、高知県内高校出身の入学者を対象とした支援制度を実施する。	(エ) 高知県内の学生を受け入れる制度を実施するとともに、高知県内高校出身の入学者を対象とした支援制度を実施する。 特に、システム工学群 AO 入試、環境理工学群推薦入試（センター利用）においては、高知県内高校生のみを対象として入試を実施する。4 学群すべての推薦入試においては、その募集人員の内数として県内枠を設け、一般に広く公開する。	(エ) 高知県内の高校生を受け入れる制度を実施するとともに、高知県内高校出身の入学者を対象とした支援制度を実施する。 特に、システム工学群の推薦入試については、県内高校生のみを対象とする。それ以外の特別選抜（AO 入試・推薦入試）及び今年度新設する情報学群 AO 入試についても、県内枠を設定し、これらの募集内容を、一般に広く公開する。	(エ) 引き続き、高知県内の高校生を受け入れる制度を実施するとともに、高知県内高校出身の入学者を対象とした支援制度を実施する。 特に、システム工学群の学校推薦型選抜（旧推薦入試）については、県内高校生のみを対象とする。それ以外の総合型選抜（旧 AO 入試）・学校推薦型選抜（旧推薦入試）についても、県内枠を設定し、これらの募集内容を、一般に広く公開する。	(エ) 引き続き、総合型選抜（旧 AO 入試）・学校推薦型選抜（旧推薦入試）に県内枠を設定し、これらの募集内容を一般に広く公開する。また、高知県内高校出身の入学者を対象とした支援制度を実施する。	(エ) 令和5年度入試から新たに実施する環境理工学群の総合型選抜において、高知県内枠を設定するとともに、引き続き、他の学群の総合型選抜や学校推薦型選抜にも県内枠を設定し、これらの募集内容を一般に広く公開する。 また、高知県内高校出身の入学者を対象とした支援制度を実施する。
	(オ) 大学の特徴やアドミッション・ポリシーが広く認知されるよう、効果的な情報発信を行う。	(オ) 大学の特徴やアドミッション・ポリシーを、オープンキャンパス、大学説明会及び高校訪問等を通じて広く広報する。	(オ) 大学の特徴やアドミッション・ポリシーを、オープンキャンパス、高校教員対象の大学説明会及び高校訪問等を通じて広く広報する。	(オ) 大学の特徴やアドミッション・ポリシーを、オープンキャンパス、高校教員対象の大学説明会及び高校訪問等を通じて広く広報する。	(オ) 引き続き、大学の特徴やアドミッション・ポリシーを、オープンキャンパス、高校生対象の進学相談会、高校教員対象の大学説明会及び高校訪問等を通じて広く広報する。	(オ) 引き続き、大学の特徴やアドミッション・ポリシーを、オープンキャンパス、高校生対象の進学相談会、高校教員対象の大学説明会、高校訪問等を通じて広報する。これらのイベント開催とオンラインでの広報の併用を検討しつつ、効果的な情報発信を展開する。	(オ) 引き続き、大学の特徴やアドミッション・ポリシーを、オープンキャンパス、高校生対象の進学相談会、高校教員対象の大学説明会、高校訪問等を通じて広報する。これらのイベント開催とオンラインでの広報の併用を検討しつつ、効果的な情報発信を展開する。
カ 社会人教育の強化に関する目標 社会のニーズに対応するため、社会人入試制度を継続するとともに、働きながら学ぶことができる環境を整備し、大学の専門分野を生かした学び直しの場を提供する。	カ 社会人教育の強化に関する目標を達成するための措置 社会人入試制度を引き続き実施するとともに、平成 29 年度から新たに実施する社会人向けのプログラムを効果的に運用するなど、社会人教育の充実を図る。	カ 社会人教育の強化に関する目標を達成するための措置 社会人入試制度の実施により、社会人を受け入れる体制を維持するほか、土日に授業を開講する大学院起業家コースを起業マネジメントコースに改編し、運営体制の強化を図るとともに、プログラム初年度の運営を軌道に乗せる。 また、学校教育における教師の資質向上に貢献するため、修士課程に高度教育実践コースを設置し、専門性と指導力を併せ持つ教師を養成する体制を構築する。	カ 社会人教育の強化に関する目標を達成するための措置 社会人入試制度の実施により、社会人を受け入れる体制を維持する。 また、平成 29 年度に改編された起業マネジメントコースにおいて、週末に短期集中的に学べる講義日程を継続的に実施する等、多忙な社会人が学びやすい仕組みを提供する。	カ 社会人教育の強化に関する目標を達成するための措置 社会人入試制度の実施により、社会人を受け入れる体制を維持する。 また、起業マネジメントコースにおいては、社会人が学びやすい仕組みとして、週末に短期集中的に学べる講義日程を継続するとともに、集団指導体制によりきめ細かな研究活動、論文制作の指導を行う。	カ 社会人教育の強化に関する目標を達成するための措置 社会人入試制度の実施により、社会人の学びを支援する体制を維持する。 また、起業マネジメントコースでは、社会人が学びやすい、土日中心の講義日程を維持するとともに、少人数教育、集団指導体制による丁寧な研究指導及び厳格な学位授与基準に基づく審査を実施し、教育課程の質を保証する。	カ 社会人教育の強化に関する目標を達成するための措置 引き続き、社会人入試制度の実施により、社会人の学びを支援する体制を維持する。 また、起業マネジメントコースでは、社会人が学びやすい、土日中心の授業日程を維持するとともに、少人数教育、集団指導体制による丁寧な研究指導及び厳格な学位授与基準に基づく審査を実施し、教育課程の質を保証する。 加えて、新たな授業配信方法について検討を行う。	カ 社会人教育の強化に関する目標を達成するための措置 引き続き、社会人入試制度の実施により、社会人の学びを支援する体制を維持する。 また、起業マネジメントコースでは、社会人が学びやすい、土日中心の授業日程を維持するとともに、少人数教育、集団指導体制、Web 会議システムの利用による丁寧な研究指導及び厳格な学位授与基準に基づく審査を実施し、教育課程の質を保証する。
キ 大学間連携に関する目標	キ 大学間連携に関する目標	キ 大学間連携に関する目標	キ 大学間連携に関する目標	キ 大学間連携に関する目標	キ 大学間連携に関する目標	キ 大学間連携に関する目標	キ 大学間連携に関する目標

第 2 期中期目標 (H29～R 4)	第 2 期中期計画 (H29～R 4)	平成 29 年度計画	平成 30 年度計画	平成 31 年度計画	令和 2 年度計画	令和 3 年度計画	令和 4 年度計画
高知県立大学と高知工科大学とにおける単位互換制度をはじめとした教育での連携を推進するとともに、学生支援や就職支援における情報共有等を適切かつ効果的に行うことで、学生支援機能の向上を図る。	を達成するための措置 (ア) 従来の単位互換制度の活用や施設の共同利用などにより、両大学の学生に多様な学びと交流の場を提供する。	を達成するための措置 (ア) 従来の単位互換制度を活用し、両大学の学生に多様な学びを提供するとともに、TOEIC、TOEFL等の団体受験による試験を高知県立大学と共同実施する。 また、永国寺キャンパスに新設された体育館等を共用し、学生同士の交流の場を提供する。	を達成するための措置 (ア) TOEICやTOEFL等の団体受験の共同実施や体育館及び新設される学生会館等の施設の共同利用を円滑に行う。また、単位互換を含む授業の連携を推進する。 両大学合同によるイベント(キャンパス祭等)の実施を検討する。	を達成するための措置 (ア) 平成 30 年度 2 学期から開始した高知県立大学との授業相互提供制度を改善し、利用促進を図るとともに、TOEIC、TOEFL等の英語能力判定テストを共同で実施する。 永国寺キャンパスの体育館及び学生会館の共同利用を円滑に行い、学生同士の交流の場を提供するとともに、課外活動の促進を図る。また、両大学合同によるイベントを実施し、学生の交流を促進する。	を達成するための措置 (ア) 各大学の授業を 1 回単位で相互に聴講できる制度及び単位互換制度の周知を広く行い、各大学の学生に多様な学びの場を提供する。 引き続き TOEIC、TOEFL等の団体受験による試験を共同実施し、学生の利便性を高め、グローバル社会で活躍できる人材育成のための機会を提供する。 永国寺キャンパス体育館及び学生会館の共同利用を円滑に行い、学生同士の交流を一層促進する。また、多目的ルーム(トレーニングルーム)の利用を促し、両大学学生及び教職員の健康増進を支援する。	を達成するための措置 (ア) 引き続き、各大学の授業を 1 回単位で相互に聴講できる制度及び単位互換制度について、オリエンテーションや学内掲示等を通じて広く周知を行い、各大学の学生に多様な学びの場を提供するとともに、TOEIC、TOEFL等の団体受験による試験を共同実施し、学生の利便性を高め、グローバル社会で活躍できる人材育成のための機会を提供する。 また、永国寺キャンパス体育館及び学生会館の共同利用を円滑に行い、学生同士の交流を一層促進する。併せて、多目的ルーム(トレーニングルーム)の利用を促し、両大学の学生及び教職員の健康増進を支援する。	を達成するための措置 (ア) 引き続き、各大学の授業を 1 回単位で相互に聴講できる制度及び単位互換制度を維持し、両大学の学生に多様な学びの場を提供する。また、TOEIC、TOEFL等の団体受験による試験を共同実施し、学生の利便性を高める。 引き続き、永国寺キャンパス体育館及び学生会館の共同利用を円滑に行い、学生同士の交流を促進する。併せて、多目的ルーム(トレーニングルーム)の利用を促し、両大学の学生及び教職員の健康増進を支援する。
	(イ) 学生支援や就職支援における情報共有等を行い、広く学生を支援する。	(イ) 大学間での求人情報や就職関連情報の共有及び合同イベントの開催等を通じて、学生を支援する。	(イ) 大学間での求人情報や就職関連情報の共有及び課外講座の共同開講等を通じて、学生を支援する。	(イ) 大学間での求人情報や就職関連情報の共有及び課外講座の共同開講等を通じて、学生を支援する。	(イ) 引き続き、大学間での求人情報や就職関連情報の共有及び課外講座の共同開講等を通じて、学生を支援する。	(イ) 引き続き、大学間での求人情報や就職関連情報の共有及び課外講座の共同開講等を通じて、学生を支援する。	(イ) 引き続き、大学間での求人情報や就職関連情報の共有及び課外講座の共同開講等を通じて、学生を支援する。
2 研究の質の向上に関する目標 (2) 高知工科大学 ア 研究成果等に関する目標 先端的分野及び学際的分野を含めた様々な専門分野において、産業界との連携も含め、持続的かつ高度な研究を行い、世界に通用する研究成果を上げるとともに、その成果を社会に還元する。	2 研究の質の向上に関する目標を達成するための措置 (2) 高知工科大学 ア 研究成果等に関する目標を達成するための措置 (ア) 持続的かつ高度な研究を行うとともに、国内外に対してその成果を公開し、情報発信を促進する。	ア 研究の質の向上に関する目標を達成するための措置 (2) 高知工科大学 ア 研究成果等に関する目標を達成するための措置 (ア) 総合研究所を中心に、先端的分野の研究活動を行うとともに、各教員の研究内容や論文及び知財等の研究成果を広く社会に公表するように努める。また、国内外への情報発信のため、学術リポジトリ等の充実を図る。	2 研究の質の向上に関する目標を達成するための措置 (2) 高知工科大学 ア 研究成果等に関する目標を達成するための措置 (ア) 総合研究所の各研究センターの成果等を評価し、必要に応じ支援等を行う。 各教員の研究内容や論文及び知財等の研究成果をホームページや紀要等で公表するほか、高知工科大学学術情報リポジトリや論文管理システムにおいて	2 研究の質の向上に関する目標を達成するための措置 (2) 高知工科大学 ア 研究成果等に関する目標を達成するための措置 (ア) 総合研究所を中心に、先端的分野の研究活動を行うとともに、学内研究センターや研究室、教員の研究内容、論文、知的財産等の研究情報や成果を、冊子やホームページ、紀要等で公表する。また、研究者検索サイト「researchmap」に、学内教員の研究者登録	2 研究の質の向上に関する目標を達成するための措置 (2) 高知工科大学 ア 研究成果等に関する目標を達成するための措置 (ア) 新たな研究センターを加えた総合研究所を中心として、先端的分野の研究活動を行うとともに、学内研究センターや研究室、教員の研究内容や成果等を、冊子や大学ホームページ、紀要等で公表する。 国内最大の研究者データベースである	2 研究の質の向上に関する目標を達成するための措置 (2) 高知工科大学 ア 研究成果等に関する目標を達成するための措置 (ア) 引き続き、総合研究所、フューチャー・デザイン研究所を中心として、先端的分野の研究活動を行うとともに、学内研究センターや研究室、教員の研究内容や成果等を、冊子や大学ホームページ、Web セミナー、紀要等で発信する。 国内最大の研究者デ	2 研究の質の向上に関する目標を達成するための措置 (2) 高知工科大学 ア 研究成果等に関する目標を達成するための措置 (ア) 引き続き、総合研究所、フューチャー・デザイン研究所を中心として、先端的分野の研究活動を行うとともに、学内研究センターや研究室、教員の研究内容や成果等を、冊子や大学ホームページ、Web セミナー、紀要等で発信する。 国内最大の研究者デ

第 2 期中期目標 (H29～R 4)	第 2 期中期計画 (H29～R 4)	平成 29 年度計画	平成 30 年度計画	平成 31 年度計画	令和 2 年度計画	令和 3 年度計画	令和 4 年度計画
			も本学教員・学生の研究・学修成果を公表し、国内外への情報発信を継続する。	100%を目標として、活用を積極的に推進し、国内外に研究者情報を広く周知する。 高知工科大学学術情報リポジトリや論文管理システムにおいて本学教員・学生の研究・学修成果を公表し、国内外への情報発信を継続する。また、平成 30 年度に様々な形態の情報登録が可能となるよう改修した本学学術情報リポジトリにより、動画等の登録を推進することで学生の情報発信を拡充する。	researchmap の研究成果情報と学内データベースとの連携システム導入を進め、教員の researchmap 活用を促進し、研究成果の国内外への発信を促進する。 高知工科大学学術情報リポジトリについて、適正な運用を行い、引き続き教員・学生研究成果及び学位論文を公開していく。	ータベースである researchmap の研究成果情報と学内データベースを連携させ、効率的な情報発信を目指すとともに、教員の researchmap 活用をさらに進めることで、研究成果の国内外への発信を促進する。 引き続き、高知工科大学学術情報リポジトリについて、適正な運用を行い、教員・学生研究成果及び学位論文を公開していく。	ータベースである researchmap 等の活用により、教員の研究成果の発信を促進する。 引き続き、高知工科大学学術情報リポジトリについて、適正な運用を行い、教員・学生研究成果及び学位論文を公開していく。
	(イ) 研究の多様性を高め、新たな研究領域を拡げるため、各専門分野における研究成果を用いた研究交流等を促進する。	(イ) 学内外の異分野研究者との連携を図るため、研究交流会等を開催し、新たな研究領域の開拓に努める。また、複合研究領域の研究者による競争的資金の獲得を支援し、研究交流を促進する。	(イ) 学内の研究交流会、複合領域（医工、看工、農工等）での研究交流を目的とした高知大学、高知県立大学との研究交流会を実施するほか、地域活性化等に関連する学内外の研究交流を目的としたイベント「地域連携カフェ」を実施する。また、研究アドバイザーによる研究相談会を開催し、異分野研究者による公募申請等を促進する。	(イ) 学内の研究交流会、複合領域（医工、看工、農工等）での研究交流を目的とした高知大学、高知県立大学との研究交流会を実施するほか、地域活性化等に関連する学内外の研究交流を目的としたイベント「地域連携カフェ」を実施する。また、研究アドバイザーや科学研究費助成事業（科研費）アドバイザーによる研究相談会を開催し、異分野研究者による共同公募申請等を促進する。 特に、平成 30 年度に地方大学・地域産業創生交付金事業に採択された「IoP（Internet of Plants）が導く Next 次世代型施設園芸農業」プロジェクトに参画し、農工連携の研究を促進する。	(イ) 各学群から選抜した研究者による研究発表会、複合領域（医工、看工、農工等）の研究交流を目的とした他大学との研究交流会、地域活性化等に関連する学内外の研究交流を目的とした地域連携交流会を開催する。また、研究アドバイザー等を活用した異分野研究者による共同公募申請等を促進する。 引き続き、地方大学・地域産業創生交付金事業に採択された「Next 次世代型施設園芸農業プロジェクト」における、農工連携の研究を促進する。	(イ) 引き続き、学内外の異分野研究交流を促進するため、学内の研究者による研究発表会、他大学との複合領域（医工、看工、農工等）の研究交流会、地域連携を目的とした交流会を開催する。また、研究アドバイザー等を活用した異分野研究者による共同公募申請等を促進する。 引き続き、地方大学・地域産業創生交付金事業に採択された「Next 次世代型施設園芸農業プロジェクト」における、農工連携の研究を促進する。 前年度に新たに設置した総合研究所産学共創センターにおいて、民間企業等研究者との交流の場を設け、研究情報発信や社会課題解決を目的とした共同研究活動を促進する。	(イ) 引き続き、学内外の異分野研究交流を促進するため、学内の研究者による研究発表会、他大学との複合領域（医工、農工等）の研究交流会、地域連携を目的とした交流会を開催する。また、研究アドバイザー等を活用した異分野研究者による共同公募申請等を促進する。 引き続き、地方大学・地域産業創生交付金事業に採択された「Next 次世代型施設園芸農業プロジェクト」における、農工連携の研究を促進する。 総合研究所産学共創センターにおいて、民間企業等研究者との交流の場を設け、研究情報発信や社会課題解決を目的とした共同研究活動を促進する。
	(ウ) 研究成果を世界に発信するため、国際的研究活動を推進する。	(ウ) 積極的に海外に向けて教員の活動内容を発信するとともに、国際的な研究交流や国際シンポ	(ウ) 積極的に海外に向けて教員の活動内容をホームページ等から発信するとともに、国際的な研	(ウ) 積極的に海外に向けて教員の活動内容をホームページ等から発信するとともに、国際的な研	(ウ) 教員の研究活動について、海外大学訪問時の情報交換、英語版ホームページの活用等により、積	(ウ) 英語版ホームページや Web セミナーにより、積極的に海外へ情報を発信し、国際的な研究交	(ウ) 引き続き、英語版ホームページや Web セミナーにより、積極的に海外へ情報を発信し、国際的

第 2 期中期目標 (H29～R 4)	第 2 期中期計画 (H29～R 4)	平成 29 年度計画	平成 30 年度計画	平成 31 年度計画	令和 2 年度計画	令和 3 年度計画	令和 4 年度計画
		ジウムの開催等を推進するための取組を行う。	究交流を行うため、日本学術振興会（J S P S）、情報通信研究機構（N I C T）等の制度を活用した外国人研究員の招聘や、外国人研究者の研究紹介を目的とした交流会等を開催する。また、併せて外国人研究者滞在時のゲストルーム整備、英文による学内案内文書（公募案内、研究費ルール等）の作成を行い、受入体制を充実させる。	究交流を行うため、国内外で学会を開催し、外国人研究員を招聘する。日本学術振興会（JSPS）等の制度を活用した外国人研究員の招聘や、外国人研究者の研究紹介を目的とした交流会等を開催する。併せて、外国人研究者滞在時のゲストルーム整備、英文による学内案内文書（公募案内、研究費ルール等）の作成を行い、受入体制を充実させる。 世界最大級の論文検索サイト「SCOPUS」に論文を 200 本以上登録するなど、質が高くかつ国際的な研究活動を推進する。	極的に海外へ情報を発信し、国際的な研究交流を促進する。教員及び学生による国内外の国際会議での発表等を通じ、国際的な研究活動を推進する。 特に、さらなる海外への情報発信を目指し、英語論文投稿を促進するための支援等、新たな制度を検討する。	流を促進する。 また、教員及び学生による国内外の国際会議での発表等を通じ、国際的な研究活動を推進する。 若手研究者に対し、自発的な研究活動を促進するとともに、さらなる海外への情報発信を目的とした英語論文数増加を促進するための支援策等を検討する。	な研究交流を促進する。 また、教員及び学生による国内外の国際会議での発表等を通じ、国際的な研究活動を推進する。 引き続き、若手研究者の自発的な研究活動等を促進し、さらなる海外への情報発信を推進する。
イ 研究の実施体制に関する目標 知の最先端を目指して世界に通用する研究を実施するため、組織体制を整え、人的及び物的資源の重点投資を行う。 また、地域の課題に対応する研究機関としての機能を発揮する。	イ 研究の実施体制に関する目標を達成するための措置 （ア）卓越した研究成果を持続的に創出するため、総合研究所を本学の重点研究拠点と位置付け、研究体制の充実を図る。	イ 研究の実施体制に関する目標を達成するための措置 （ア） ① 総合研究所の重点研究拠点となる研究センターの実績評価及び組織の発展的改編により、研究の活性化を促進する。	イ 研究の実施体制に関する目標を達成するための措置 （ア） ① フューチャー・デザイン研究所や総合研究所の重点研究拠点となる研究センターの実績評価や設置後 3 年を経過した研究センターの中間評価を行い、評価に応じた支援に繋げることで、優れた研究活動の活性化を促進する。また、新規研究センターの公募を実施する。	イ 研究の実施体制に関する目標を達成するための措置 （ア） ① 総合研究所の重点研究拠点となる研究センター等及びフューチャー・デザイン研究所の実績を評価する。特に、今年度で設置後 5 年となる総合研究所の研究センター等の最終年度評価を行い、評価に応じた支援や研究センター等の改廃に繋げることで、優れた研究活動の活性化を促進する。 また、引き続き新規研究センターの公募を実施する。	イ 研究の実施体制に関する目標を達成するための措置 （ア） ① 総合研究所の重点研究拠点となる研究センター等の実績を評価し、研究センター等の改廃に繋げることで、優れた研究活動の活性化を図る。 また、引き続き新規研究センターの公募を実施する。	イ 研究の実施体制に関する目標を達成するための措置 （ア） ① 引き続き、総合研究所等の既存研究センター、研究室の活動評価を行うとともに、新規研究センターを公募することで、常に先端研究を実施する重点研究拠点として相応しい組織構成を図る。また、評価に応じた研究費、運営費、研究スペース、ポストク配置等の支援を行う。 特に、令和 2 年度に設置した ICI 共創センターの活動を軌道に乗せる。また、設置から 5 年経過した研究室の最終評価を行う。	イ 研究の実施体制に関する目標を達成するための措置 （ア） ① 引き続き、総合研究所等の既存研究センター、研究室の活動評価を行うとともに、新規研究センターを公募することで、常に先端研究を実施する重点研究拠点として相応しい組織構成を図る。また、評価に応じた研究費、運営費、研究スペース、ポストク配置等の支援を行う。 特に、産学共創センターの活動を促進させる。
		② 研究者への研究費獲得支援を行うとともに、研究センターに対する特定研究費や科研費採択者への奨励費の配分を実施する。	② 研究アドバイザーによる個別相談会を実施し、研究費の獲得支援を行うとともに、科研費採択者に加え、不採択者のうち評価が高かった者への奨励費の配分を引き続き実施する。 また、研究センターに対する特定研究費の配分を行う。	② 研究アドバイザーや科研費アドバイザーによる個別相談会を実施し、競争的資金等の研究費獲得支援を行うとともに、科研費採択者と、不採択者のうち評価が高かった者への奨励費の配分を引き続き実施することで、科研費新規採択率 30%以上を目指すなど、研究者が科研費	② 引き続き、研究者が科学研究費助成事業（科研費）をはじめとする競争的資金獲得に積極的にチャレンジできるよう、研究アドバイザー及び科研費アドバイザーによる外部資金獲得支援や、科研費採択者と不採択者のうち評価が高かった者への奨励費の配分を実施する。	② 引き続き、研究者が科学研究費助成事業（科研費）をはじめとする競争的資金獲得に積極的にチャレンジできるよう、研究アドバイザー、メンター及び科研費アドバイザーによる外部資金獲得支援や、科研費採択者と不採択者のうち評価が高かった者への奨励費の配分を実施	② 引き続き、研究者が科学研究費助成事業（科研費）をはじめとする競争的資金獲得に積極的にチャレンジできるよう、研究アドバイザー、メンター及び科研費アドバイザーによる外部資金獲得支援や、科研費採択者と不採択者のうち評価が高かった者への奨励費の配分を実施

第2期中期目標 (H29～R4)	第2期中期計画 (H29～R4)	平成29年度計画	平成30年度計画	平成31年度計画	令和2年度計画	令和3年度計画	令和4年度計画
				等に応募しやすい環境を構築する。 また、研究センターに対する特定研究費の配分を行う。	また、研究所や研究センター等に対しては、特定研究費の配分を行う。	する。 また、研究所や研究センター等に対しては、特定研究費の配分を行う。	する。 また、研究所や研究センター等に対しては、特定研究費の配分を行う。
	(イ) 優れた研究の芽及び優れた成果を上げている分野に対して、人的及び物的資源の重点投資を行い、研究活動の充実を図る。	(イ) 研究センターの研究活動を評価し、評価に応じた研究費、研究スペース及びポストク等の支援を行う。	(イ) 総合研究所研究センター等からの活動報告と、学長等によるヒアリングにより研究センター等の活動を評価し、評価に応じた研究費、研究スペース及びポストク等の支援を行う。	(イ) 総合研究所研究センター等からの活動報告と、学長等によるヒアリングにより研究センター等の活動を評価し、評価に応じた研究費、研究スペース及びポストク等の支援を行う。	(イ) 総合研究所研究センター等からの活動報告と学長等によるヒアリングによる研究センター等の活動の評価を行い、その評価に応じた研究費、研究スペース及びポストク等の支援を行う。	(イ) 引き続き、総合研究所研究センター等及びフューチャー・デザイン研究所からの報告書並びにヒアリングにより活動評価を行い、その評価に応じた研究費、研究スペース及びポストク等の支援を行う。	(イ) 引き続き、総合研究所研究センター等及びフューチャー・デザイン研究所からの報告書並びにヒアリングにより活動評価を行い、その評価に応じた研究費、研究スペース及びポストク等の支援を行う。
	(ウ) 研究活動を充実させるため、最先端の基盤的研究機器の導入及び活用を図る。	(ウ) 共用研究機器の活用実績を評価し、より効果的な活用を検討するとともに、保守費等の支援を行う。	(ウ) 共用研究機器の利用実績と機器により生じた研究成果を評価し、より効果的な活用（使用料、学内外等の利用対象の見直し、共用機器の対象見直し）を検討するとともに、保守費等の支援を行う。	(ウ) 共用研究機器の利用実績と機器により生じた研究成果を評価し、より効果的な活用（使用料、学内外等の利用対象の見直し、共用機器の対象見直し）を検討し、保守費等の支援を行う。	(ウ) 引き続き、共用研究機器の利用実績と機器により生じた研究成果を評価し、より効果的な活用（使用料、学内外等の利用対象の見直し、共用機器の対象見直し）を検討するとともに、保守費等の支援を行う。	(ウ) 引き続き、共用研究機器の利用実績と機器により生じた研究成果を評価し、より効果的な活用（使用料、学内外等の利用対象の見直し、共用機器の対象見直し）を検討するとともに、保守費等の支援を行う。	(ウ) 引き続き、共用研究機器の利用実績と機器により生じた研究成果を評価し、より効果的な活用（使用料、学内外等の利用対象の見直し、共用機器の対象見直し）を検討するとともに、保守費等の支援を行う。
	(エ) グローバル化に対応した環境づくりを進め、海外との共同研究や海外研究者の招聘等を促進する。	(エ) 外国人研究者の受入及び外部資金獲得等を支援する。	(エ) 外国人教員の外部資金獲得を支援するため、外国人教員向けの外部資金獲得セミナーを開催するほか、英語での相談対応が可能な研究アドバイザーを配置する。 外国人研究者を助教やポストクとして受け入れるほか、JSPS、NICT等の外国人研究者招聘制度を活用し、受入を促進する。	(エ) 外国人研究者の外部資金獲得を支援するため、外国人教員向けの外部資金獲得セミナーを開催するほか、英語での相談対応が可能な研究アドバイザーを配置する。 外国人研究者を助教やポストクとして受け入れるほか、JSPS等の外国人研究者招聘制度を活用し、受入を促進する。	(エ) 引き続き、外国人研究者の外部資金獲得を支援するため、外国人教員向けの外部資金獲得セミナーを開催するほか、英語での相談対応が可能な研究アドバイザーを配置する。 また、外国人研究者を助教やポストクとして受け入れるほか、日本学術振興会(JSPS)等の外国人研究者招聘制度を活用し、受入を促進するとともに、滞在支援をする。	(エ) 引き続き、外部資金公募情報や研究アドバイザー制度等について、ホームページ等を活用し英語で情報提供をするなど、外国人研究者の研究活動を支援する。 また、外国人研究者を助教やポストクとして受け入れるほか、日本学術振興会(JSPS)等の外国人研究者招聘制度を活用し、受入を促進するとともに、滞在支援をする。	(エ) 引き続き、外部資金公募情報や研究アドバイザー制度等について、ホームページ等を活用し英語で情報提供をするなど、外国人研究者の研究活動を支援する。 また、外国人研究者を助教やポストクとして受け入れるほか、日本学術振興会(JSPS)等の外国人研究者招聘制度を活用し、受入を促進するとともに、滞在支援をする。
	(オ) 研究情報の取得を容易にするため、附属情報図書館資料の充実を図る。	(オ) 学術情報の充実を図るとともに、研究者の利用を促進するため、学内への情報発信や利用者支援を行う。また、永国寺キャンパスにおける図書館サービスの充実を図る。	(オ) 電子ジャーナル・電子データベースを含む学術情報の充実を図るとともに、研究者の利用を促進するため、学内への情報発信や利用者支援を行う。また、永国寺キャンパス附属情報図書館のサービスの充実を図る。	(オ) 電子ジャーナル・電子データベースを含む学術情報の充実を図るとともに、研究者の利用を促進するため、学内への情報発信や利用者支援を行う。また、永国寺キャンパス附属情報図書館での研究に関わる図書館サービスについて、	(オ) 電子ジャーナル・電子データベースを含む学術情報の充実を図るとともに、研究者の利用を促進するため、両キャンパス附属情報図書館で学内への情報発信や利用者支援を行い、サービスの均一化を図る。	(オ) 引き続き、電子ジャーナル・電子データベースを含む学術情報の充実を図るとともに、研究者の利用を促進するため、両キャンパス附属情報図書館で学内への情報発信や利用者支援を行い、サービスの均一化を図る。	(オ) 引き続き、電子ジャーナル・電子データベースを含む学術情報の充実を図るとともに、研究者の利用を促進するため、両キャンパス附属情報図書館で学内への情報発信や利用者支援を行う。

第 2 期中期目標 (H29～R 4)	第 2 期中期計画 (H29～R 4)	平成 29 年度計画	平成 30 年度計画	平成 31 年度計画	令和 2 年度計画	令和 3 年度計画	令和 4 年度計画
				香美キャンパス附属情報図書館のサービスとの均一化を図る。			
3 社会貢献の質の向上に関する目標 (2) 高知工科大学 ア 地域社会との連携に関する目標を達成するための措置 (ア) 地域の活性化や安心、安全な社会の実現を図るため、研究成果に基づき地域連携機構を中心とした地域や行政との連携活動を推進し、地域社会への実装や地域・行政の支援を行う。	3 社会貢献の質の向上に関する目標を達成するための措置 (2) 高知工科大学 ア 地域社会との連携に関する目標を達成するための措置 (ア) 地域社会の活性化や安心、安全な社会の実現を図るため、研究成果に基づき地域連携機構を中心とした地域や行政との連携活動を推進し、地域社会への実装や地域・行政の支援を行う。	3 社会貢献の質の向上に関する目標を達成するための措置 (2) 高知工科大学 ア 地域社会との連携に関する目標を達成するための措置 (ア) 地域連携機構を中心に、専門性に基づいた地域の課題解決に貢献する取組を推進し、地域や行政との連携を図る。	3 社会貢献の質の向上に関する目標を達成するための措置 (2) 高知工科大学 ア 地域社会との連携に関する目標を達成するための措置 (ア) 自治体、産業界等との連携を強化し、地域課題の解決に資する研究を推進する。また、自治体、地域の要請に応じ、専門的な知見を活かした提言等を行う。	3 社会貢献の質の向上に関する目標を達成するための措置 (2) 高知工科大学 ア 地域社会との連携に関する目標を達成するための措置 (ア) 地域連携機構を中心に、自治体、産業界等との連携を強化し、地域課題の解決に資する研究を推進する。また、自治体、地域の要請に応じ、専門的な知見を活かした提言等を行う。	3 社会貢献の質の向上に関する目標を達成するための措置 (2) 高知工科大学 ア 地域社会との連携に関する目標を達成するための措置 (ア) 地域連携機構を中心に、自治体、産業界等との連携を強化し、地域課題の解決に資する研究を推進する。また、自治体、地域の要請に応じ、専門的な知見を活かした提言等を行う。 また、自治体、地域の要請に応じ、専門的な知見を活かした提言等を行う。 IoP 推進センターにより、「Next 次世代型施設園芸農業プロジェクト」を通じた産官学民連携を図る。	3 社会貢献の質の向上に関する目標を達成するための措置 (2) 高知工科大学 ア 地域社会との連携に関する目標を達成するための措置 (ア) 引き続き、地域連携機構を中心に、自治体、産業界等との連携を強化し、地域課題の解決に資する研究を推進するとともに、自治体、地域の要請に応じ、専門的な知見を活かした提言等を行う。 また、IoP 推進センターにより、「Next 次世代型施設園芸農業プロジェクト」を通じた産官学民連携を図る。	3 社会貢献の質の向上に関する目標を達成するための措置 (2) 高知工科大学 ア 地域社会との連携に関する目標を達成するための措置 (ア) 引き続き、地域連携機構を中心に、自治体、産業界等との連携を強化し、地域課題の解決に資する研究を推進するとともに、自治体、地域の要請に応じ、専門的な知見を活かした提言等を行う。 また、「Next 次世代型施設園芸農業プロジェクト」を通じた産官学民連携を図る。 令和 3 年度に設置したデータ＆イノベーション推進室において、引き続き、DX 分野における県内産業界への支援を進める。
	(イ) 教員の研究分野や研究成果等に関する情報を積極的に公開し、地域社会との連携を図る。	(イ) 地域との連携に繋がる共同研究などを推進するため、県内外で開催される技術説明会及び展示会等に参加し、社会のニーズと大学シーズのマッチングを図る。	(イ) 地域との連携に繋がる共同研究等を推進するため、県内外で開催される技術説明会及び展示会等に参加し、社会のニーズと大学シーズのマッチングを図る。	(イ) 地域との連携に繋がる共同研究等を推進するため、県内外で開催される技術説明会及び展示会等に参加し、社会のニーズと大学が持つ研究成果とのマッチングを図る。	(イ) 地域連携に繋がる共同研究等を推進するため、県内外で開催される技術説明会及び展示会等に参加し成果を発表するとともに、社会のニーズと大学が持つ研究成果とのマッチングを図る。 また、情報交換会の開催や地域連携事例集の発行及び配布を通じ、地域社会との連携を促進する。	(イ) 社会のニーズと大学が持つ研究成果とのマッチングを行い、地域連携に繋がる共同研究等を推進するため、引き続き、県内外で開催される展示会等に参加するとともに、オンラインを活用した情報発信や面談の機会を活用する。	(イ) 社会のニーズと大学が持つ研究成果とのマッチングを行い、地域連携に繋がる共同研究等を推進するため、引き続き、県内外で開催される展示会等に参加するとともに、オンラインを活用した情報発信や面談の機会を活用する。
	(ウ) 開かれた大学として、大学施設の地域住民への開放及び附属情報図書館の利用促進等を図る。	(ウ) 地域の事業及び活動等に対し、大学施設を適切に開放する。また、地域住民の附属情報図書館の利用促進等を図る。	(ウ) 地域住民への大学施設の利用を促進する。また、引き続き地域住民に附属情報図書館を開放する。	(ウ) 地域住民への大学施設及び附属情報図書館を開放する。特に、香美キャンパスにおいては、武道場 2 階（柔道・剣道ほか）を新たに開放するとともに、附属情報図書館	(ウ) 引き続き、地域の事業等に対し大学施設を開放する。 また、附属情報図書館における地域住民へのサービス向上について、検討する。	(ウ) 新型コロナウイルス感染症との共存を想定し、新しい生活様式に応じた施設の利用方法を検討しつつ、感染状況や大学の方針に準じた、施設及び附属情報図書館の	(ウ) 引き続き新型コロナウイルス感染症との共存を想定し、大学施設の開放再開に向けて、新しい生活様式に応じた施設の利用方法や貸出時のルールの見直し等を行

第 2 期中期目標 (H29～R 4)	第 2 期中期計画 (H29～R 4)	平成 29 年度計画	平成 30 年度計画	平成 31 年度計画	令和 2 年度計画	令和 3 年度計画	令和 4 年度計画
				においては一般に向け、DVD の上映会等を開催する。		開放を実施する。	う。 新型コロナウイルスの感染状況を確認しながら、図書館の一般利用者への開放を検討する。また、オーテピア高知図書館が実施している物流サービス事業を通じて、一般利用者に向けた本学図書 の貸借を実施する。
イ 産学官民連携に関する目標 高知県が設置する産学官民連携の拠点などとの連携を積極的に行い、産業振興及び地域の課題解決に向けた活動を行う。 高知県立大学では、超高齢社会への移行など、社会環境の急激な変化に伴う新たな保健・医療・福祉ニーズに対応するため、専門職者に対する現職教育やキャリア形成の支援を行い、地域の人材育成に寄与する。 高知工科大学では、工学及び経済・マネジメント学に基づいた研究成果を広く公開し、関係機関、行政等と連携して活用を図ることなどを通じて、産業振興及び地域の課題解決に向けた活動を推進する。	イ 産学官民連携に関する目標を達成するための措置 高知県産学官民連携センターを中心に、高知県や市町村等の行政及び民間企業等と連携し、産業振興及び地域の課題解決に向けた活動を行う。	イ 産学官民連携に関する目標を達成するための措置 高知県産学官民連携センターの研究発表会や経営セミナー、土佐MBAへ講師を派遣するなど、積極的に連携を図る。また、自治体への講師派遣や政策提言を行うほか、地域課題についての意見交換を行う。	イ 産学官民連携に関する目標を達成するための措置 高知県産学官民連携センターが主催する研究発表会や経営セミナー、土佐 MBA へ講師を派遣するなど、積極的に連携を図る。また、自治体への講師派遣や政策提言を行うほか、地域課題についての意見交換を行う。	イ 産学官民連携に関する目標を達成するための措置 高知県産学官民連携センターが主催する研究発表会や経営セミナー、土佐 MBA へ講師を派遣するなど、積極的に連携を図る。また、自治体への講師派遣や政策提言を行うほか、地域課題についての意見交換を行う。	イ 産学官民連携に関する目標を達成するための措置 引き続き、高知県産学官民連携センターが主催する研究発表会や経営セミナー、土佐 MBA へ講師を派遣するなど、積極的に連携を図る。 また、自治体への講師派遣や政策提言を行うほか、地域課題についての意見交換を行う。	イ 産学官民連携に関する目標を達成するための措置 引き続き、高知県産学官民連携センターが主催する研究発表会や経営セミナー、土佐 MBA へ講師を派遣するなど、積極的に連携を図る。 また、自治体への講師派遣や政策提言を行うほか、地域課題についての意見交換を行う。	イ 産学官民連携に関する目標を達成するための措置 引き続き、高知県産学官民連携センターが主催する研究発表会や経営セミナー、土佐 MBA へ講師を派遣するなど、積極的に連携を図る。 また、自治体への講師派遣や政策提言を行うほか、地域課題についての意見交換を行う。
ウ 生涯学習の充実に関する目標 「知の拠点」として、県民一般を対象とした多様な公開講座や、県民の課題解決のニーズに対応した生涯学習の機会を提供する。 高知県立大学では、社会人のニーズに対応した体系的・継続的で多様な生涯学習プログラムを提供して、県民の学び直しの機会の更なる充実・強化を図る。	ウ 生涯学習の充実に関する目標を達成するための措置 県民一般を対象とした公開講座等を実施するなど、生涯学習の機会を提供する。	ウ 生涯学習の充実に関する目標を達成するための措置 県民一般を対象とした公開講座や講演会等を実施する。	ウ 生涯学習の充実に関する目標を達成するための措置 「地域活性化システム論」、「心に響く音楽の調べ(クラシックコンサート)」等、県民一般を対象とした公開講座や講演会等を企画し、広く周知して受講者の増加を目指す。	ウ 生涯学習の充実に関する目標を達成するための措置 「地域活性化システム論」、「心に響く音楽の調べ(クラシックコンサート)」「地域連携カフェ」をはじめとする、県民一般を対象とした公開講座や講演会等を企画し、広く周知して多くの県民に受講の機会を提供する。	ウ 生涯学習の充実に関する目標を達成するための措置 引き続き、「地域活性化システム論」、「心に響く音楽の調べ(クラシックコンサート)」、「地域連携カフェ」、「イブニングセミナー」等を開催し、県民に生涯学習の機会を提供する。	ウ 生涯学習の充実に関する目標を達成するための措置 引き続き、「地域活性化システム論」、「心に響く音楽の調べ(クラシックコンサート)」、「地域連携カフェ」、「イブニングセミナー」等をオンラインも活用して開催し、県民に生涯学習の機会を提供する。	ウ 生涯学習の充実に関する目標を達成するための措置 引き続き、「地域活性化システム論」、「心に響く音楽の調べ(クラシックコンサート)」、「地域連携カフェ」、「イブニングセミナー」等を、オンラインを活用して開催し、県民に生涯学習の機会を提供する。
エ 県内の大学及び高等学校等との連携に関する目標	エ 県内の大学及び高等学校等との連携に関する目標を達	エ 県内の大学及び高等学校等との連携に関する目標を達	エ 県内の大学及び高等学校等との連携に関する目標を達	エ 県内の大学及び高等学校等との連携に関する目標を達	エ 県内の大学及び高等学校等との連携に関する目標を達	エ 県内の大学及び高等学校等との連携に関する目標を達	エ 県内の大学及び高等学校等との連携に関する目標を達

第 2 期中期目標 (H29～R 4)	第 2 期中期計画 (H29～R 4)	平成 29 年度計画	平成 30 年度計画	平成 31 年度計画	令和 2 年度計画	令和 3 年度計画	令和 4 年度計画
地域における高等教育の充実、社会貢献並びに未来を担う児童及び生徒の学問に対する興味・関心の向上及び進路選択に資するため、県内の大学及び高等学校等との交流及び連携を積極的に実施する。	成するための措置 地域の教育機関や行政等との連携を図り、訪問教育等を通じた地域の教育に貢献する取組を実施する。	成するための措置 県内の小中高校等と連携し、訪問教育等を実施するとともに、県内の学校図書館等と連携を図り、地域の教育を支援する。 また、香美市立図書館の移設に伴い設置される検討委員会に職員が参加し、助言等の協力を行い、今後の連携のあり方を検討する。	成するための措置 県内の小中高校等と連携し、訪問教育等を 50 件以上実施するとともに、県内の学校図書館等と連携を図り、地域の教育を支援する。 また、香美市立図書館の移設に伴い設置される検討委員会に職員が参加し、助言等の協力を行うとともに、この検討会での連携を機に新たな香美市内保育所、幼稚園の園児向けの地域教育支援についても検討する。また、夏休みの小中高校生向けの図書の企画展示及び貸出し等を検討する	成するための措置 県内の小中高校等と連携し、訪問教育等を 50 件以上実施するとともに、県内の学校図書館等と連携を図り、地域の教育を支援する。 香美市立図書館の移設に伴い設置される検討委員会に職員が参加し、助言等の協力を行うとともに、この検討会での連携を機に新たな香美市内保育所、幼稚園の園児向けの地域教育支援についても検討する。また、夏休みの小中高校生向けの図書の企画展示及び貸出し等を検討する	成するための措置 県内の小中高校等と連携し、教育実践に関する共同研究を実施するとともに、児童・生徒の学習意欲や興味を引き出す取組みを実施する。また、訪問教育等を 50 件以上実施する。 引き続き、香美市立図書館、高知県内の高校、香美市内の小中高校の図書館との連携を図る。	成するための措置 引き続き、県内の小中高校等と連携し、教育実践に関する共同研究を実施するとともに、訪問教育等を 50 件以上実施するなど、児童・生徒の学習意欲や興味を引き出す取組みを実施する。 また、地域課題を解決するための活動を通じた学生の学びと成長を目的とするコミュニティサービスラーニングプログラムを活用した地域の教育への支援に取り組む。 引き続き、香美市立図書館、高知県内の高校、香美市内の小中高校の図書館との連携を図る。	成するための措置 引き続き、県内の小中高校等と連携し、教育実践に関する共同研究を実施するとともに、訪問教育等を 50 件以上実施するなど、児童・生徒の学習意欲や興味を引き出す取組みを実施する。 また、地域課題を解決するための活動を通じた学生の学びと成長を目的とするコミュニティサービスラーニングプログラムを活用した地域の教育への支援に取り組む。 令和 3 年度に設置したデータ&イノベーション推進室では、引き続き、AI・データサイエンス教育における県内高校の支援を進める。
オ 南海トラフ地震等災害対策に関する目標 それぞれの大学の特色を生かして、専門性に基づいた取組を進め、地域の災害対策に貢献する。 高知県立大学では、高知医療センターとの包括的連携協定など、専門性を生かした連携を強化するとともに、高度な技術と実践力を備えた災害に強い専門職を養成し、地域はもとより広く国際社会に貢献する。 高知工科大学では、地震・津波の自然災害に対し、防災・減災につながる研究成果を公開し、関係機関、行政等と連携して普及を図るなど、地域の災害対策に貢献する。	オ 南海トラフ地震等災害対策に関する目標を達成するための措置 高知工科大学が持つ防災・減災に関する研究成果を広く公開し、関係機関、行政等と連携するなど、地域の災害対策に貢献する。	オ 南海トラフ地震等災害対策に関する目標を達成するための措置 地震・津波の自然災害に対し、防災・減災につながる研究成果を公開し、関係機関、行政等と連携して普及を図るなど、地域の災害対策に貢献する。	オ 南海トラフ地震等災害対策に関する目標を達成するための措置 防災、減災への効果が期待されるインフラサウンドセンサーの改良及び実装に向けて、行政等との連携を深め、研究のさらなる促進を図る。 地域・自治体の要請に応じ、防災、減災に係る知見を生かした提言等を行う。	オ 南海トラフ地震等災害対策に関する目標を達成するための措置 防災、減災への効果が期待されるインフラサウンド津波センサーの改良及び実装を引き続き進めるほか、防災・減災につながる研究成果を広く公開し、関係機関及び行政等と連携して普及を図るなど、地域の災害対策に貢献する。また、研究成果の公開等を通じてさらなる研究の進展を目指す。 地域・自治体の要請に応じ、防災、減災に係る知見を生かした提言等を行う。	オ 南海トラフ地震等災害対策に関する目標を達成するための措置 引き続き、防災、減災への効果が期待されるインフラサウンドセンサーの研究成果を国内外へ広く発信するとともに、行政や研究機関等との連携を深め、地域の災害対策に貢献する。また、研究成果の公開等を通じてさらなる研究の進展を目指す。 地域・自治体の要請に応じ、防災、減災に係る知見を生かした提言等を行う。	オ 南海トラフ地震等災害対策に関する目標を達成するための措置 引き続き、防災及び減災への効果が期待される研究成果を国内外へ広く発信するとともに、行政や研究機関等との連携を深め、地域の災害対策に貢献する。 また、地域・自治体の要請に応じ、防災及び減災に係る知見を生かした提言等を行う。	オ 南海トラフ地震等災害対策に関する目標を達成するための措置 引き続き、防災及び減災への効果が期待される研究成果を国内外へ広く発信するとともに、行政や研究機関等との連携を深め、地域の災害対策に貢献する。 また、地域・自治体の要請に応じ、防災及び減災に係る知見を生かした提言等を行う。
カ 国際交流に関する目標 大学の人的資源及び物的資源を活用し、地域の国際交流に資する活動に貢献する。	カ 国際交流に関する目標を達成するための措置 学生・教職員の幅広い活動を通じ、地域の国際交流に貢献する。	カ 国際交流に関する目標を達成するための措置 地域の国際交流活動に資するため、学生や教職員の地域における国際交流事業への参加等を推進する。	カ 国際交流に関する目標を達成するための措置 地域の国際交流活動に資するため、学生や教職員の地域における国際交流事業への参加等を推進する。	カ 国際交流に関する目標を達成するための措置 地域の国際交流活動に資するため、学生や教職員の地域における国際交流事業への参加等を推進する。	カ 国際交流に関する目標を達成するための措置 引き続き、地域の国際交流活動に資するため、学生や教職員の地域における国際交流事業への参加等を推進する。	カ 国際交流に関する目標を達成するための措置 引き続き、地域の国際交流活動に資するため、学生や教職員の地域における国際交流事業への参加等を推進する。	カ 国際交流に関する目標を達成するための措置 引き続き、地域の国際交流活動に資するため、学生や教職員の地域における国際交流事業への参加等を推進する。
		(3) 高知短期大学 在学生一人ひとりの学習ニーズに配慮して、充実したカリ	(3) 高知短期大学 在学生一人ひとりの学習ニーズに配慮して、充実したカリ	(3) 高知短期大学 在学生の学習ニーズに配慮して、充実したカリキュラムを			

第 2 期中期目標 (H29～R 4)	第 2 期中期計画 (H29～R 4)	平成 29 年度計画	平成 30 年度計画	平成 31 年度計画	令和 2 年度計画	令和 3 年度計画	令和 4 年度計画
		キュラムを提供する。卒業し、進路がひらけるよう個別指導を強める。学生がお互いに支え合いながら、いきいきと学生生活を送れるようにする。	キュラムを提供する。卒業し、進路が拓けるよう個別指導を強めるとともに、学生がいきいきと学生生活を送れるように支援を進める。	提供する。卒業し、進路が拓けるよう個別指導を強めるとともに、学生がいきいきと学生生活を送れるように支援を進める。			
第 3 業務運営の改善及び効率化に関する目標 1 運営体制の強化に関する目標 法人及び大学間の連携・協働を進めるとともに、社会の変化や県民のニーズを踏まえ、柔軟な対応ができるよう、理事長及び学長のリーダーシップのもと運営体制の更なる強化を図る。	第 3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置 1 運営体制の強化に関する目標を達成するための措置 理事長及び学長の下、一体感をもった運営を図るため、情報の共有化や運営方針の共通理解を促進する。	第 3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置 1 運営体制の強化に関する目標を達成するための措置 法人内の役員会で、法人全体の運営方針の共通理解を図り、各大学では、学長のもと特徴を活かした大学運営を行う。	第 3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置 1 運営体制の強化に関する目標を達成するための措置 法人内役員会を月 1 回程度開催し、法人全体で情報の共有化や運営方針の共通理解を進める。各大学では、引き続き、学長のリーダーシップのもと特徴を活かした大学運営を行う。	第 3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置 1 運営体制の強化に関する目標を達成するための措置 法人内役員会を月 1 回程度開催し、法人全体で情報の共有化や運営方針の共通理解を進め、一層の連携を図る。各大学では、引き続き、学長のリーダーシップのもと教職協働で特徴を活かした大学運営を行う。	第 3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置 1 運営体制の強化に関する目標を達成するための措置 引き続き、法人内役員会を月 1 回程度開催し、法人全体で情報の共有化や運営方針の共通理解を進め、一層の連携を図る。引き続き、各大学では、学長のリーダーシップのもと教職協働で特徴を活かした大学運営を行う。	第 3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置 1 運営体制の強化に関する目標を達成するための措置 引き続き、法人内役員会を月 1 回程度開催し、法人全体で情報共有を行い運営方針の共通理解を進め、一層の連携を図る。また、各大学では、学長のリーダーシップのもと教職協働で特徴を活かした大学運営を行う。	第 3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置 1 運営体制の強化に関する目標を達成するための措置 引き続き、法人内役員会を月 1 回程度開催し、法人全体で情報の共有化や運営方針の共通理解を進め、一層の連携を図る。また、各大学では、引き続き学長のリーダーシップのもと教職協働で情報共有をしながら特徴を活かした大学運営を行う。
2 法人統合の効果に関する目標 法人統合の効果を最大化できる事務組織の在り方を確立する。また、より効率的な事務手続の在り方について、継続的に見直しを行う。	2 法人統合の効果に関する目標を達成するための措置 (1) 法人の円滑な業務に資するため、職員の意識改革及び組織の活性化を図るとともに、大学間の人事交流を実施するなど、事務組織のあり方について検討を行う。	2 法人統合の効果に関する目標を達成するための措置 (1) 法人全体での人事異動によって、事務職員の相互理解を促進するとともに、組織の活性化を図る。	2 法人統合の効果に関する目標を達成するための措置 (1) 大学間での人事異動を実施し、事務職員の相互理解を促進するとともに、法人全体で組織の活性化を図る。	2 法人統合の効果に関する目標を達成するための措置 (1) 大学間の人事異動を引き続き実施し、事務職員の相互理解を促進するとともに、法人全体で組織の活性化を図る。	2 法人統合の効果に関する目標を達成するための措置 (1) 引き続き、大学間の人事異動を実施し、事務組織に対する相互理解を促進するとともに、法人全体で組織の活性化を図る。	2 法人統合の効果に関する目標を達成するための措置 (1) 引き続き、大学間の人事異動を実施し、事務組織に対する相互理解を促進するとともに、法人全体で組織の活性化を図る。	2 法人統合の効果に関する目標を達成するための措置 (1) 引き続き、大学間の人事異動を実施し、事務組織に対する相互理解を促進するとともに、法人全体で組織の活性化を図る。
	(2) 効率的、効果的な業務の遂行を可能とするため、業務システムについて継続的に見直しを行う。	(2) 業務システムの運用についての検証を行い、必要に応じて改善を図る。	(2) 業務システムの運用について必要な見直しを行い、適切な運用となるよう改善を図る。	(2) 引き続き業務システムの運用について必要な見直しを行い、適切な運用となるよう改善を図る。高知県立大学においては、これまでシステム化されていなかった勤怠管理について、高知工科大学と共通のシステムを導入する。	(2) 引き続き、業務システムの運用について必要な見直しを行い、適切な運用となるよう改善を図る。特に、平成 31 年度に導入した文書管理システムが、「高知県公文書等の管理に関する条例」に則した、適正かつ効率的な業務運用となるよう、必要に応じて改善を図る。	(2) 引き続き、業務システムの運用について必要な見直しを行い、適切な運用となるように改善を図る。 《高知県立大学》 仮想サーバ及びビストレージの追加を行い、業務システム用の基盤の充実を図る。 《高知工科大学》 事務用 PC の更新を行い、業務効率の向上を図る。	(2) 引き続き、業務システムの運用について必要な見直しを行い、適切な運用になるよう改善を図る。 文書管理システムについては、電子決裁の導入を検討する。 財務システムについては、国税庁の*インボイス制度(適格請求書保存方式)に対応するための機能追加を行う。 *一定の要件(取引内容や適用税率等)を満たした請求書や納品書を交付・保存する制度

第 2 期中期目標 (H29～R 4)	第 2 期中期計画 (H29～R 4)	平成 29 年度計画	平成 30 年度計画	平成 31 年度計画	令和 2 年度計画	令和 3 年度計画	令和 4 年度計画
							≪高知工科大学≫ 引き続き、令和 3 年度に設置した事務情報化推進ワーキンググループにおいて、情報化による業務改革を推進する。
3 人事の適正化に関する目標 教育研究活動及び大学運営の質を高めるため、任用及び評価、研修、給与等人事の諸制度及び運用方法について、不断の見直しを行う。	3 人事の適正化に関する目標を達成するための措置 (1) 業務運営の質を高めるため、優秀な教職員を確保するとともに、SD (スタッフ・ディベロップメント) 活動を積極的に実施し、職員の能力向上を図る。	3 人事の適正化に関する目標を達成するための措置 (1) 広く教職員の公募を行い、優秀な人材の確保に努める。 また、外部研修機関が提供する研修等も活用し、職員の能力向上を図る。	3 人事の適正化に関する目標を達成するための措置 (1) 広く教職員の公募を行い、優秀な人材の確保に努めるとともに、SD 活動を計画的に実施し、職員の能力向上を図る。	3 人事の適正化に関する目標を達成するための措置 (1) 広く教職員の公募を行い、優秀な人材の確保に努める。また、事務職員については引き続き階層別研修及び専門研修へ積極的な参加を促すなど、SD 活動を実施する。特に、新規採用職員が大学を理解し、大学職員としての自覚をもって就業することができるよう、法人独自の初任者研修を実施する。	3 人事の適正化に関する目標を達成するための措置 (1) 引き続き、広く教職員の公募を行い、優秀な人材の確保に努める。 また、事務職員の能力向上を図るため、法人全体として初任者研修及び階層別研修を行うとともに、外部の専門研修へ積極的な参加を促すなど、SD (スタッフ・ディベロップメント) 活動を実施する。 ≪高知工科大学≫ 新たな学群の開設に向けて優秀な専任教員を確保する。	3 人事の適正化に関する目標を達成するための措置 (1) 引き続き、広く教職員の公募を行い、優秀な人材の確保に努める。 また、事務職員の能力向上を図るため、法人全体として初任者研修及び階層別研修を行うとともに、外部の専門研修へ積極的な参加を促すなど、SD (スタッフ・ディベロップメント) 活動を実施する。	3 人事の適正化に関する目標を達成するための措置 (1) 引き続き、優秀な人材を確保するために、広く教職員の公募を行う。 また、事務職員の能力向上を図るため、法人全体として初任者研修及び階層別研修を行うとともに、外部の専門研修へ積極的な参加を促すなど、SD (スタッフ・ディベロップメント) 活動を実施する。
	(2) 教職員の人事諸制度を検証し、必要な見直しを図る。	(2) 教職員の人事諸制度を適正に運用するとともに、課題の検証及び必要な見直しを実施する。	(2) 教職員の人事諸制度を適正に運用するとともに、引き続き課題の検証及び必要な見直しを実施する。	(2) 教職員の人事諸制度を適正に運用するとともに、引き続き課題の検証及び必要な見直しを実施する。	(2) 引き続き、教職員の人事諸制度を適正に運用するとともに課題の検証及び必要な見直しを実施する。	(2) 引き続き、教職員の人事諸制度を適正に運用するとともに課題の検証及び必要な見直しを実施する。	(2) 引き続き、教職員の人事諸制度を適正に運用するとともに課題の整理と検証を行い、必要に応じて見直しを実施する。
第 4 財務内容の改善に関する事項 1 自己収入の増加に関する目標 教育研究活動等の活性化のため、競争的資金、共同研究資金及び受託研究資金の受入れ等、自己収入の増加に努める。	第 4 財務内容の改善に関する事項を達成するための措置 1 自己収入の増加に関する目標を達成するための措置 (1) 法人の健全経営に資するため、授業料等の安定的な確保に努める。	第 4 財務内容の改善に関する事項を達成するための措置 1 自己収入の増加に関する目標を達成するための措置 (1) 自己収入の増加を図るため、資産の運用、貸出範囲等の見直しを進めるとともに、適正な債権管理を行う。	第 4 財務内容の改善に関する事項を達成するための措置 1 自己収入の増加に関する目標を達成するための措置 (1) 自己収入の増加を図るため、資産の運用、施設の貸出範囲等の見直しを進めるとともに、適正な債権管理を行う。	第 4 財務内容の改善に関する事項を達成するための措置 1 自己収入の増加に関する目標を達成するための措置 (1) 授業料の安定的確保に努めながら債権管理を行うとともに安全な資金運用を行う。	第 4 財務内容の改善に関する事項を達成するための措置 1 自己収入の増加に関する目標を達成するための措置 (1) 引き続き、授業料の安定的確保に努めながら債権管理を行うとともに安全な資金運用を行う。	第 4 財務内容の改善に関する事項を達成するための措置 1 自己収入の増加に関する目標を達成するための措置 (1) 授業料の未納防止対策を進める等収入の安定的確保に努めるとともに、授業料に係る債権管理等を適切に行う。	第 4 財務内容の改善に関する事項を達成するための措置 1 自己収入の増加に関する目標を達成するための措置 (1) 授業料及び寮費の未納防止対策を進めるなどにより、収入の安定的確保に努めるとともに、債権管理等を適切に行う。
	(2) 外部資金獲得に関する取組を強化する。	(2) ① 外部資金獲得のため、研究支援体制やサポート内容を充実させる。	(2) ① 外部資金獲得のため、研究支援体制やサポート内容を充実させるとともに、大学ホームページで研究成果や特許情報を発信する。	(2) 外部資金獲得のため、引き続き研究支援体制やサポート内容を充実し、大学ホームページで研究成果や特許情報を発信する。	(2) 外部資金獲得のため、競争的資金公募説明会を実施するなど、引き続き、研究支援体制やサポート内容を充実させ外部資金申請を促進する。 また、大学ホームページで研究成果や特許	(2) 引き続き、外部資金獲得のため、競争的資金公募説明会を実施するなど、研究支援体制やサポート内容を充実させ外部資金申請を促進する。 また、大学ホームページで研究成果や特許情	(2) 引き続き、外部資金獲得のため、競争的資金公募説明会を実施するなど、研究支援体制やサポート内容を充実させ外部資金申請を促進する。 また、大学ホームページで研究成果や特許

第 2 期中期目標 (H29～R 4)	第 2 期中期計画 (H29～R 4)	平成 29 年度計画	平成 30 年度計画	平成 31 年度計画	令和 2 年度計画	令和 3 年度計画	令和 4 年度計画
					情報を発信するとともに県内企業等との交流を促進し、共同研究資金の獲得を支援する。	報を発信するとともに県内企業や研究機関等との交流を促進し、共同研究資金の獲得を支援する。	情報を発信するとともに県内企業や研究機関等との交流を促進し、共同研究資金の獲得を支援する。
		② 教育、研究、地域貢献及び学生支援のため、基金の拡充を図る。	② 教育、研究、地域貢献及び学生支援のため、基金の充実を図る。				
2 経費の執行管理に関する目標 適切な予算管理を通して、常に財務状況を把握及び分析し、予算の効果的かつ適正な執行に努める。	2 経費の執行管理に関する目標を達成するための措置 (1) 財務状況の分析に基づき、重点的かつ効果的な予算措置を行う。	2 経費の執行管理に関する目標を達成するための措置 (1) 法人全体の財務状況を把握し、重点施策に対する予算配分を行う。	2 経費の執行管理に関する目標を達成するための措置 (1) 財務状況を把握及び検証し、特別重点事業に集中的な予算配分を行う。	2 経費の執行管理に関する目標を達成するための措置 (1) 大規模修繕を計画的に行うため、施設整備補助金を適切に執行する。	2 経費の執行管理に関する目標を達成するための措置 (1) 大規模修繕及び「Next 次世代型施設園芸農業推進事業」について、県補助金を有効に活用し計画的に実施する。	2 経費の執行管理に関する目標を達成するための措置 (1) 財務状況から業務の現状を検証し、より一層効率化に努める。 また、各大学では、新学生寮の完成に伴う、今後の資金収支等の把握に努める。	2 経費の執行管理に関する目標を達成するための措置 (1) 財務状況から業務の現状を検証し、より一層予算の効率化に努める。 また、第 2 期中期計画の最終年度でもあることから、重点事業への効果的な配分に努めるとともに、現在の中期計画期間における収支の分析等を行い、次期中期計画を検討する。
	(2) 予算の執行に当たっては、職員一人一人が、コスト意識や費用対効果を常に意識し、効率的な運用に努める。	(2) 予算執行状況の可視化を進め、効率的な運用に努める。	(2) 予算執行状況の可視化に伴いコスト意識を高め、より効率的な運用に努める。	(2) 予算執行の可視化による現状把握とその効率的運用に努めるとともに、保有資産の有効活用を検討する。	(2) 引き続き、予算執行の可視化による現状把握と予算の効率的効果的運用に努める。	(2) 引き続き、予算残高を把握し、現状を検証しながら、予算の効果的な運用に努める。	(2) 引き続き、予算残高を把握し、現状を検証しながら、予算の効果的な運用に努める。
3 資産の運用管理の改善に関する目標 法人の資産の適切な管理を行うとともに、その有効活用を図る。	3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置 定期的に資産状況を点検し、適切に運用管理を行う。	3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置 新施設（図書館、体育館、さくら寮）の適切な運用管理を確立する。 また、地方独立行政法人法施行規則改正を踏まえ安全性、安定性に配慮した適正な資金管理に努める。	3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置 永国寺キャンパス 3 期工事（新学生会館及び地域交流広場の整備）の完了に伴い、適切な運用管理体制を構築する。また、引き続き安全性、安定性に配慮した適正な資金管理に努める。	3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置 老朽化したあふち寮の建替えに向けて設計に着手するとともに、使用していない老朽した教員宿舎の処分等について検討する。	3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置 資金繰りを念頭に置いた資産運用を行う。 あふち寮の建替えに伴い、不要となる現あふち寮及び使用していない教員宿舎の県への返還等について関係機関と調整する。	3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置 資産状況を確認し、適切な運用管理を行う。 ≪高知県立大学≫ 新学生寮建設に伴い、不用となる現あふち寮及び使用していない教員宿舎の県への返還等について関係機関と調整する。	3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置 資産状況を確認し、適切な運用管理を行う。 ≪高知県立大学≫ 令和 3 年度末に不用決定がなされた出資財産の返納に向けて、スケジュールに沿って進めていく。 ≪高知工科大学≫ 長期間空室となっている教員用宿舎の運用管理について見直しを検討する。
第 5 自己点検及び評価並びに情報公開等に関する目標 1 自己点検及び評価に関する目標 教育研究活動及び業務運営について、自己点検及び評価を	第 5 自己点検及び評価並びに情報公開等に関する目標を達成するための措置 1 自己点検及び評価に関する目標を達成するための措置 大学の基本理念に基づいた教育研究活動を推進するため、	第 5 自己点検及び評価並びに情報公開等に関する目標を達成するための措置 1 自己点検及び評価に関する目標を達成するための措置 (1) 各大学は自己点検・評価のための委員会を設	第 5 自己点検及び評価並びに情報公開等に関する目標を達成するための措置 1 自己点検及び評価に関する目標を達成するための措置 (1) 各大学は自己点検・評価のための委員会を設	第 5 自己点検及び評価並びに情報公開等に関する目標を達成するための措置 1 自己点検及び評価に関する目標を達成するための措置 (1) 各大学は、引き続き自己点検・評価のための委	5 自己点検及び評価並びに情報公開等に関する目標を達成するための措置 1 自己点検及び評価に関する目標を達成するための措置 (1) 各大学は、引き続き自己点検・評価のための委	第 5 自己点検及び評価並びに情報公開等に関する目標を達成するための措置 1 自己点検及び評価に関する目標を達成するための措置 (1) 引き続き、各大学は、自己点検・評価のための	第 5 自己点検及び評価並びに情報公開等に関する目標を達成するための措置 1 自己点検及び評価に関する目標を達成するための措置 (1) 引き続き、各大学は、自己点検・評価のための

第 2 期中期目標 (H29～R 4)	第 2 期中期計画 (H29～R 4)	平成 29 年度計画	平成 30 年度計画	平成 31 年度計画	令和 2 年度計画	令和 3 年度計画	令和 4 年度計画
定期的に実施するとともに、第三者機関による評価を受ける。	自己点検・評価を実施するとともに、第三者機関による評価を受審し、評価結果を法人及び大学運営に生かす。	置し、検証を行う。	置し、教育研究活動を検証する。	員会において、教育研究活動の検証を行う。	員会において、教育研究活動の検証を行う。	委員会を中心に評価を実施し、教育研究活動の検証を行う。	委員会を中心に評価を実施し、教育研究活動の検証を行う。
		(2) 各大学は、認証評価時に示された努力課題について、適切な対応を行う。	(2) 高知工科大学は、平成 31 年度受審予定の認証評価に向けて、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーの確認を含めた自己点検・評価等を実施する。	(2) 高知工科大学は、平成 30 年度に実施した自己点検・評価を踏まえ、認証評価を受審する。	(2) 高知工科大学は、平成 31 年度に受審した認証評価の評価結果を受け、提言された課題について対応を開始する。	(2) ≪高知県立大学≫ 令和 4 年度に受審する認証評価に向けて、必要な準備を行う。 ≪高知工科大学≫ 認証評価結果に係る課題に対し、令和 2 年度に検討した改善等の方向性に基づき、対応を進める。	(2) ≪高知県立大学≫ 大学機関別認証評価を受審する。 ≪高知工科大学≫ 令和元年度に受審した認証評価の評価結果に係る課題に対し、進めている改善等の対応を完了する。
2 情報公開等に関する目標 広報活動を充実させるとともに、教育研究活動及び業務運営について、広く県民の理解を得るため、積極的に情報公開を行う。	2 情報公開等に関する目標を達成するための措置 法人及び大学の活動情報を、積極的かつ戦略的に発信し、県民への説明責任を果たすとともに、社会からの評価の向上に向けた広報活動を展開する。	2 情報公開等に関する目標を達成するための措置 様々な媒体を活用した戦略的広報活動を行う。 また、ホームページを通して積極的な情報公開を行う。	2 情報公開等に関する目標を達成するための措置 法人運営や大学の教育研究及び地域貢献活動等について、ホームページ、各種広報物等を利用し積極的に情報公開を行う。	2 情報公開等に関する目標を達成するための措置 法人運営や大学の教育研究及び地域貢献活動について、ホームページ、各種広報物等を利用し、引き続き積極的に情報公開を行う。 また、「高知県文書等の管理に関する条例（仮称）」が制定されることに伴い、公文書を適切に公表できるよう文書管理システムの導入等を進める。	2 情報公開等に関する目標を達成するための措置 引き続き、法人運営や大学の教育研究及び地域貢献活動について、ホームページに加えて広報物や各種広報媒体を有効活用し、広域かつ幅広い層に積極的に情報公開を行う。	2 情報公開等に関する目標を達成するための措置 引き続き、法人運営や大学の教育研究及び地域貢献活動について、ホームページや各種広報媒体を有効活用し、広域かつ幅広い層へ積極的に情報公開を行う。	2 情報公開等に関する目標を達成するための措置 引き続き、法人運営や大学の教育研究及び地域貢献活動について、ホームページや各種広報媒体を有効活用し、広域かつ幅広い層へ積極的に情報公開を行う。
第 6 その他業務運営に関する重要事項 1 施設及び設備の整備、活用等に関する目標 良好な教育研究環境を確保するため、既存の施設及び設備の機能保全及び維持管理を計画的に実施するとともに、施設及び設備の有効活用及び充実を図る。	第 6 その他業務運営に関する重要事項を達成するための措置 1 施設及び設備の整備、活用等に関する目標を達成するための措置 教育研究及び学生生活に資する環境の整備に努めるとともに、老朽化施設及び修繕が必要な施設について更新または修繕を実施し、法人全体での施設マネジメントのもと有効活用を図る。	第 6 その他業務運営に関する重要事項を達成するための措置 1 施設及び設備の整備、活用等に関する目標を達成するための措置 (1) 各キャンパスにおいて、施設及び設備を点検・調査を実施するとともに、修繕計画を立案し、良好な教育研究環境の維持に努める。	第 6 その他業務運営に関する重要事項を達成するための措置 1 施設及び設備の整備、活用等に関する目標を達成するための措置 (1) 各キャンパスにおいて、施設及び設備を点検・調査するとともに、修繕計画に基づき、老朽化施設の機能改善や整備を推進し、良好な教育研究環境の維持に努める。	第 6 その他業務運営に関する重要事項を達成するための措置 1 施設及び設備の整備、活用等に関する目標を達成するための措置 (1) 各キャンパスにおいて、施設及び設備の修繕計画に基づき、老朽化施設の予防修繕や省エネルギーを考慮した整備・更新を推進し、良好な教育研究環境の維持に努める。	第 6 その他業務運営に関する重要事項を達成するための措置 1 施設及び設備の整備、活用等に関する目標を達成するための措置 (1) 池、香美キャンパスにおいては、長期修繕計画に基づき、施設等整備事業費補助金を活用し老朽化した施設の有効活用を行うとともに、安全で良好な教育研究環境の整備・維持に努める。	第 6 その他業務運営に関する重要事項を達成するための措置 1 施設及び設備の整備、活用等に関する目標を達成するための措置 (1) 引き続き、計画に基づき、効率的な資金配分のもと、老朽化した施設の優先箇所から改修を行うとともに、省エネルギーを考慮した安全で良好な教育研究環境の整備・維持に努める。	第 6 その他業務運営に関する重要事項を達成するための措置 1 施設及び設備の整備、活用等に関する目標を達成するための措置 (1) 引き続き、計画に基づき、効率的な資金配分のもと、老朽化した施設の優先箇所から改修を行うとともに、省エネルギーを考慮した安全で良好な教育研究環境を整備し、維持に努める。 また、高知工科大学新学群検討会の進捗に合わせ、教育研究施設の整備を検討する。
		(2) 老朽化した施設について、ソフト・ハード両面での総合的、かつ中長期的な観点からの見直し	(2) 中長期的な観点から、施設及び設備の見直しや適正化を検討し、法人全体での施設マネジメ	(2) 高知県立大学のあふち寮の建替え並びに高知工科大学の新たなそね寮（仮称）の建設に向け	(2) 高知県立大学のあふち寮の設計業務を完了し建設に着手する。 また、高知工科大学	(2) ≪高知県立大学≫ 新学生寮の令和 3 年度内の完成を目指すとも	(2) 矯風会より寄付を受けた施設(寮)の利用促進を図る。 また、高知県立大学

第 2 期中期目標 (H29～R 4)	第 2 期中期計画 (H29～R 4)	平成 29 年度計画	平成 30 年度計画	平成 31 年度計画	令和 2 年度計画	令和 3 年度計画	令和 4 年度計画
		や適正化を検討する。	ントのもと有効活用を図る。	て、それぞれ設計に着手するとともに両大学におけるこれら寮の最適な利用方法について検討する。	の新たかそね寮（仮称）の建設に着手し、令和 2 年度内の完成を目指す。	に、共用開始の準備をする。 《高知工科大学》 たかそね寮新棟は、共用を開始する。	では新学生寮（あふち寮）の供用を開始する。
2 安全管理に関する目標 安全で安心な学修環境及び教育研究活動を確保するため、大学内の安全管理体制の充実を図るとともに、南海トラフ地震対策も含め、適切な防災・防犯対策を講ずる。	2 安全管理に関する目標を達成するための措置 （１） 安全で安心な教育研究環境を確保するため、安全・衛生管理を行う。	2 安全管理に関する目標を達成するための措置 （１） 学内の危険箇所については、速やかに対処するとともに、衛生委員会を中心に職員の健全な職場環境を確保する。	2 安全管理に関する目標を達成するための措置 （１） 学内の危険箇所の早期発見、早期改善を図るとともに、引き続き衛生委員会を中心に教職員の健全な職場環境を確保する。	2 安全管理に関する目標を達成するための措置 （１） 学内の危険箇所の早期発見、早期改善を図るとともに、引き続き衛生委員会を中心に教職員の健全な職場環境を確保する。	2 安全管理に関する目標を達成するための措置 （１） 引き続き、学内の危険箇所の早期発見、早期改善を図るとともに、衛生委員会を中心に教職員の健全な職場環境を確保する。	2 安全管理に関する目標を達成するための措置 （１） 引き続き、学内の危険箇所の早期発見、早期改善を図るとともに、衛生委員会を中心に教職員の健全な職場環境を確保する。 また、ストレスチェックについて、教職員への周知を行い、受検を促す。	2 安全管理に関する目標を達成するための措置 （１） 引き続き、学内の危険箇所の早期発見、早期改善を図るとともに、衛生委員会を中心に教職員の健全な職場環境を確保する。 ストレスチェックについて、教職員への周知を行い、受検を促す。 また、道路交通法施行規則の一部改正に基づき、公用車等の運転の際に酒気帯びの有無を確認する体制を整える。
	（２） 南海トラフ地震などの大規模災害に備え、防災計画の策定や避難訓練等、学生及び教職員の安全確保に取り組む。	（２） 防災及び危機管理マニュアルの点検、見直しを行い、防災訓練の質の向上を図る。 また、大規模災害発生時の安否確認システムの周知及び改善を図る。	（２） 防災及び危機管理マニュアルの点検、施設整備の変化に合わせた見直しを行い、様々な状況を想定した防災訓練の質の向上を図る。 また、訓練時における安否確認システムの回答率向上を図る。	（２） 防災及び危機管理マニュアルの点検、見直しを行い、特に災害弱者を考慮した防災訓練の実施や備蓄の充実等、安全で安心な施設を目指し質的向上を図る。 また、大規模災害発生時に備えて、3 キャンパス同時訓練による安否確認システムの試験運用を実施し、防災意識の向上を図る。	（２） 引き続き、防災及び危機管理マニュアルの点検、見直しを行い、防災訓練を実施することで防災意識を向上させ、安全で安心な施設として質的向上を図る。 また、大規模災害発生時に 3 キャンパス間の相互連絡が円滑に実施できるよう訓練する。	（２） 引き続き、防災及び危機管理マニュアルの点検、見直しを行い、安全で安心な施設として質的向上を図る。防災訓練を実施することで防災意識を向上させ、さらに 3 キャンパス間の相互連絡が円滑に実施できるようする。 また、行政機関等と連携しながら防災対策を強化する。	（２） 引き続き、防災及び危機管理マニュアルの点検、見直し等を行い、安全で安心な施設として質的向上を図る。 防災訓練を実施することで学生及び教職員の防災意識を向上させ、さらに 3 キャンパス間の相互連絡が円滑に実施できるようにする。 また、津波避難ビルの指定等について行政機関等と連携しながら防災対策を強化する。
3 情報管理に関する目標 法人内の情報通信システムの強化を図るとともに、法人・大学が保有する学生、職員等の個人情報について、適切に管理し、保護する。	3 情報管理に関する目標を達成するための措置 効率的、合理的な大学の業務運営を実現するため、情報インフラの維持及び整備を行うとともに情報セキュリティ対策を強化する。	3 情報管理に関する目標を達成するための措置 （１） 効率的、合理的な大学の業務運営を実現するため、情報インフラの維持及び整備を行う。	3 情報管理に関する目標を達成するための措置 （１） 香美キャンパスにおいては情報ネットワーク更新に伴い、キャンパス内部の情報セキュリティリスク低減に向けた情報インフラの整備を行う。永国寺キャンパス及び池キャンパスにおいては引き続き情報インフラの維持を行い、平成 32 年度予定のネット	3 情報管理に関する目標を達成するための措置 （１） 法人全体の情報インフラの適切な維持管理を行う。永国寺キャンパス及び池キャンパスにおいては、平成 32 年度予定のネットワーク更新に係る仕様を策定する。香美キャンパスにおいては、平成 30 年度に導入した内部通信監視システムを効果的に運用	3 情報管理に関する目標を達成するための措置 （１） 法人全体の情報インフラの適切な維持管理を行う。永国寺キャンパス及び池キャンパスにおいては、令和 2 年 8 月に有線ネットワーク更新を実施する。	3 情報管理に関する目標を達成するための措置 （１） 法人全体で無線ネットワークの更新をする。 無線ポイントの数および配置について、現行の無線エリアを元に見直しを行い、充実を図る。	3 情報管理に関する目標を達成するための措置 （１） 引き続き、法人全体の情報インフラの適切な維持管理を行う。 また、BCP（事業継続計画）対策として、データセンターと香美キャンパスで運用されている業務システム用のバックアップ環境の更新を行う。 《高知県立大学》

第2期中期目標 (H29～R 4)	第2期中期計画 (H29～R 4)	平成29年度計画	平成30年度計画	平成31年度計画	令和2年度計画	令和3年度計画	令和4年度計画
			ワーク更新について検討を開始する。	する。			中期的な視点での情報インフラの見直しを検討する。 《高知工科大学》 仮想サーバ及びストレージの更新を行い、業務システム用の基盤の充実を図る。
		(2) 情報セキュリティリスクの低減に向けて取り組むとともに、情報セキュリティインシデント対応体制等を整備する。	(2) 情報セキュリティリスクに関する講習会を企画実行し、教職員の意識向上を図る。	(2) 情報セキュリティリスクの低減に向けて取り組むとともに、想定される情報セキュリティインシデントへの対策を法人全体に周知し、教職員の意識向上を図る。	(2) 引き続き、情報セキュリティリスクの低減に向けて取り組むとともに、想定される情報セキュリティインシデントへの対策を法人全体に周知し、教職員の意識向上を図る。	(2) 引き続き、情報セキュリティリスクの低減に向けて取り組むとともに、想定される情報セキュリティインシデントへの対策を法人全体に周知し、教職員の意識向上を図る。	(2) 引き続き、情報セキュリティリスクの低減に向けて取り組むとともに、想定される情報セキュリティインシデントへの対策を法人全体に周知し、教職員の意識向上を図る。
		(3) 法人全体の情報インフラの運営体制のあり方を検討する。					(3) 個人情報保護法の改正に基づき、関連規程を整備し、法人・大学が保有する学生、職員等の個人情報を適切に管理して保護するための体制を整える。
4 人権尊重及び法令遵守に関する目標 各種ハラスメント等の防止に努めるとともに、社会的信頼性及び業務遂行の公正性を確保するため、コンプライアンス推進体制の充実を図る。	4 人権尊重及び法令遵守に関する目標を達成するための措置 (1) 各種ハラスメントに対する相談体制を充実し、人権に関する研修を行う。	4 人権尊重及び法令遵守に関する目標を達成するための措置 (1) 職員の人権尊重の意識向上のために研修会を開催するとともに、相談窓口を設置し、学生・職員問わず相談に応じられる機能の充実を図る。	4 人権尊重及び法令遵守に関する目標を達成するための措置 (1) 職員の人権尊重の意識向上のために研修会を開催するとともに、相談窓口を設置し、学生・職員を問わず相談に応じられる機能の充実を図る。	4 人権尊重及び法令遵守に関する目標を達成するための措置 (1) 職員の人権尊重の意識向上のために研修会を開催するとともに、相談窓口の存在を周知し、学生・職員を問わず相談に応じられる体制の充実を図る。	4 人権尊重及び法令遵守に関する目標を達成するための措置 (1) 引き続き、教職員の人権尊重の意識向上のために研修会を開催するとともに、学生・職員を問わず相談に応じられる体制の充実を図り、相談窓口及び相談体制の周知を徹底する。	4 人権尊重及び法令遵守に関する目標を達成するための措置 (1) 引き続き、教職員の人権尊重の意識向上のために研修会を開催するとともに、学生・職員を問わず相談に応じられる体制の充実を図り、相談窓口及び相談体制の周知を徹底する。	4 人権尊重及び法令遵守に関する目標を達成するための措置 (1) 引き続き、教職員の人権尊重の意識向上のために研修会を開催するとともに、学生・職員を問わず相談に応じられる体制が機能するよう一層の充実を図り、相談窓口及び相談体制の周知を徹底する。
	(2) 内部監査や不正防止に関する啓発活動を通じて、教職員が一丸となってコンプライアンス体制の強化を図る。	(2) 内部監査を実施し業務改善につなげる。 また、公正な研究活動を行うため、研究倫理教育を実施する。	(2) 地方独立行政法人法の改正による監事監査の強化を踏まえ、監事と連携して内部監査の充実を図る。 また、公正な研究活動を行うため、研究倫理教育を推進する。	(2) 内部監査や研究倫理教育・啓発を通じて研究倫理意識の高揚を図る。 また、監事と連携して内部監査の充実を図る。	(2) 研究倫理教育・啓発に取り組むとともに、監事監査と内部監査の連携による効果的な監査を通じて、研究倫理意識を高める。	(2) 引き続き、研究倫理教育・啓発に取り組むとともに、監事監査と内部監査の連携による効果的な監査を通じて、研究倫理意識を高める。	(2) 引き続き、研究倫理教育・啓発に取り組むとともに、監事監査と内部監査が連携した監査を通じて、研究倫理意識を高める。 《高知県立大学》 内部監査の指摘を受けて、科研費監査のあり方を見直し、より効果的な実施に努める。 《高知工科大学》 内部監査結果等に基づき、研究費不正防止計

第 2 期中期目標 (H29～R 4)	第 2 期中期計画 (H29～R 4)	平成 29 年度計画	平成 30 年度計画	平成 31 年度計画	令和 2 年度計画	令和 3 年度計画	令和 4 年度計画
							画を点検し、必要に応じて見直す。 また、国の外国為替及び外国貿易法改正に伴う、みなし輸出管理等への対応として、規程改正等をはじめとする大学の安全保障輸出管理体制の見直しを行う。
5 環境保全等に関する目標 法人の社会的責務として環境保全に努め、持続可能な社会の実現に貢献する。	5 環境保全等に関する目標を達成するための措置 省エネルギー、省資源、CO ₂ 排出削減を推進し、エコキャンパス化を図る。	5 環境保全等に関する目標を達成するための措置 省エネルギー対策を推進しCO ₂ 排出削減に努めるとともに、3 キャンパスの適切なエネルギー利用の管理を行う。	5 環境保全等に関する目標を達成するための措置 3 キャンパスの適切な省エネルギー対策を実施し CO ₂ 排出削減に努めるとともに、ゴミの分別収集、リサイクル等の推進により環境保全、省資源化に努める。	5 環境保全等に関する目標を達成するための措置 引き続き 3 キャンパス全体の省エネルギー対策によるCO ₂ 排出削減及びゴミのリサイクル等による環境保全、省資源化に努める。 また、省エネルギー効果が高い機器の導入やランニングコスト削減等について、計画的に実施する。	5 環境保全等に関する目標を達成するための措置 引き続き、3 キャンパス全体の省エネルギー対策によるCO ₂ 排出削減及びゴミの分別とリサイクル等による環境保全、省資源化に努める。 また、省エネルギー効果が高い機器の導入やランニングコスト策削減等について、計画的に実施する。	5 環境保全等に関する目標を達成するための措置 省エネルギー対策を実施し、CO ₂ 排出削減等による環境保全及び省資源化に努める。 また、新しい設備等の検討には省エネルギー効果が高い機器の導入やランニングコスト削減策を取り入れて省エネルギー化に努める。	5 環境保全等に関する目標を達成するための措置 エネルギー消費指標 0.5905 を目標として省エネルギー対策を実施し、CO ₂ 排出削減等による環境保全及び省資源化に努める。 また、新しい設備等の検討には省エネルギー効果が高い機器の導入やランニングコスト削減策を取り入れて省エネルギー化に努め、 不要となった什器類や備品等は、リユースの推進を図る。